

令和5年度

国への提言・提案

令和4年5月



三重県

目次

【重点項目】

No.	項目	関係省庁	頁
1	新型コロナウイルス感染症に係る地域の実情に応じた対策	内閣官房、 内閣府	1
2	新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の充実に向けた支援	厚生労働省	3
3	観光需要の創出による観光産業全体への継続的な支援	国土交通省、 観光庁	4
4	中小企業・小規模企業の事業継続に向けた支援	内閣府、 経済産業省	5
5	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者（飲食業等）への支援	農林水産省	6
6	災害に屈しない県土づくりのための防災・減災、国土強靱化の強力かつ計画的な推進	内閣官房、 財務省	7
7	農山漁村地域における防災・減災、国土強靱化対策の推進と継続強化	農林水産省	9
8	安全・円滑な人流・物流を支える道路ネットワーク・拠点整備の推進	財務省、 国土交通省	11
9	災害に強い県土づくりのための河川・海岸整備の推進	財務省、 国土交通省	14
10	魅力ある地域づくりの基礎となる社会資本整備の推進	国土交通省	16
11	背後圏産業の発展を支え、安全・安心を高める四日市港の整備推進	国土交通省	23
12	人口減少対策の取組に向けた支援	内閣官房、内閣 府、総務省他	25
13	リニア中央新幹線の早期全線開業および地方のリニアインパクト最大化への支援強化	国土交通省	28
14	地方への再生可能エネルギー導入拡大に係る支援の一層の充実	経済産業省	30
15	四日市コンビナートのカーボンニュートラル化に向けて、地域・官民で進める取組への支援	経済産業省	31
16	2023年に日本で開催されるG7関係閣僚会合の三重県開催	内閣官房、外務 省、国土交通省	32
17	地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための地方一般財源の確保・充実等	総務省	33

【一般項目】

No.	項 目	関係省庁	頁
1	防災DXの推進による災害対応力の強化	内閣府	34
2	南海トラフ地震臨時情報への対応	内閣府	35
3	避難所の感染症対策への安定的な財政支援制度の創設と災害救助法の事務の簡素化・効率化	内閣府	36
4	児童ポルノ等の自画撮り被害から青少年を守る施策	内閣府、総務省、 法務省、警察庁	38
5	性犯罪・性暴力被害者支援の推進	内閣府	39
6	就職氷河期世代への支援にかかる財源措置の延長	内閣府	40
7	「デジタル活用支援推進事業」の拡充	総務省	41
8	自治体情報システムの標準化・共通化についての財政措置	総務省、 デジタル庁	42
9	消防力向上の取組等への支援措置の充実	消防庁	43
10	人権が尊重される社会づくりの推進	法務省、 総務省	45
11	犯罪被害者等支援の推進	法務省、 総務省	46
12	外国人を対象とする基本法の制定等	出入国在留 管理庁	47
13	私学助成の充実	文部科学省	48
14	高等学校等就学支援金制度のさらなる拡充	文部科学省	49
15	ICTを活用した教育の推進	文部科学省	50
16	いじめの防止と不登校児童生徒への支援の充実	文部科学省	52
17	外国人児童生徒に対する支援の推進	文部科学省	54
18	教職員の働き方改革の推進と外部人材の活用	文部科学省、 スポーツ庁、 文化庁	56
19	安全・安心に学べる教育環境の整備	文部科学省	58
20	学級編制標準の引下げと加配定数の維持・拡充	文部科学省	62

No.	項目	関係省庁	頁
21	産業教育の充実	文部科学省	64
22	登下校時における子どもたちの安全確保	文部科学省	65
23	義務教育費国庫負担制度の充実	文部科学省	66
24	学力向上施策に対する支援の充実	文部科学省	67
25	特別支援教育の推進	文部科学省	69
26	子どもの貧困対策の推進	文部科学省	71
27	学校給食・食育の充実と健康教育の推進	文部科学省	73
28	文化財保護事業等の拡充	文化庁	75
29	海女漁のユネスコ無形文化遺産への登録	文化庁	76
30	地域の実情をふまえた医療介護総合確保基金（医療分）の配分	厚生労働省	77
31	地域医療提供体制の充実に向けた支援	厚生労働省	78
32	災害時の医療提供体制の整備	厚生労働省	80
33	循環器病対策推進のための財政支援の拡充等	厚生労働省	81
34	がん対策の推進のための財政支援の拡充	厚生労働省	83
35	医師の確保および看護職員の確保・育成に向けた取組の推進	厚生労働省	84
36	介護サービスの提供に係る施策の充実	厚生労働省	86
37	結核医療提供体制の推進	厚生労働省	88
38	予防接種の推進	厚生労働省	89
39	予防・健康づくりの取組の推進	厚生労働省	90
40	歯周疾患検診における対象年齢の拡大	厚生労働省	91

No.	項 目	関係省庁	頁
41	妊婦健康診査における歯科健康診査の実施	厚生労働省	92
42	難病対策の充実	厚生労働省	93
43	暮らしの安心を支える医療費助成制度の充実	厚生労働省	94
44	生活衛生関係営業施設に対する支援の拡充	厚生労働省	95
45	地域共生社会の実現に向けた包括的支援等	厚生労働省	96
46	障がい者の地域生活への移行、障がい者差別の解消および障がい者スポーツの推進	内閣府、厚生労働省、スポーツ庁	99
47	支援を必要とする子どもを守る社会づくりの推進	内閣府、文部科学省、厚生労働省	103
48	発達支援が必要な子どもへの対応	厚生労働省	107
49	幼児教育・保育の充実	内閣府、文部科学省、厚生労働省	108
50	地域子ども・子育て支援事業の充実	内閣府、文部科学省、厚生労働省	113
51	社会的養育推進に向けた基盤の強化	厚生労働省	115
52	母子保健施策を通じた虐待予防への支援	厚生労働省	119
53	水道施設整備費に係る補助金・交付金の確保	厚生労働省	120
54	水道事業の持続可能な仕組みづくり	厚生労働省、総務省	121
55	雇用調整助成金の特例措置の延長等	厚生労働省	122
56	技能振興に向けた支援の充実	厚生労働省	123
57	障害者雇用率算定にかかる精神障がい者である短時間労働者の特例措置の継続	厚生労働省	124
58	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農林水産事業者への支援の継続・強化	農林水産省	125
59	家畜伝染病防疫対策に係る支援の充実・強化	農林水産省	127
60	農林水産業と福祉分野のさらなる連携の促進	農林水産省、厚生労働省	129

No.	項 目	関係省庁	頁
61	農業者の経営安定に向けた支援の充実・強化	農林水産省	131
62	農業の競争力強化に向けた支援の充実・強化	農林水産省	133
63	農業農村整備事業における制度の拡充	農林水産省	135
64	多面的機能支払交付金における制度の拡充	農林水産省	136
65	林業の成長産業化に向けた支援	農林水産省	137
66	水産業および漁村の振興に向けた支援	農林水産省	139
67	地域未来投資促進法に基づく基本計画終了後の対応方針と制度改正	経済産業省	140
68	デジタル社会を支える重要基盤である国内半導体産業の再興に向けた支援	経済産業省	142
69	「空飛ぶクルマ」の社会実装の推進	経済産業省、 国土交通省	143
70	鉄道駅のバリアフリー化推進について	国土交通省、 総務省	144
71	中部国際空港の二本目滑走路整備による完全 24 時間化の早期実現に向けた支援強化	国土交通省	146
72	地域公共交通の確保・支援の拡充	国土交通省	147
73	次世代モビリティの導入や MaaS の活用など公共交通サービスの確保充実	国土交通省	149
74	地籍調査の推進	国土交通省	151
75	線状降水帯の観測・予測体制の整備・強化	気象庁	152
76	地域気候変動適応センターへの支援	環境省	153
77	海岸漂着物対策の推進	環境省	154
78	P C B 廃棄物の適正処理の推進	環境省	155
79	廃棄物の適正処理の推進	環境省、 国土交通省	156
80	産業廃棄物の環境修復事業への財政支援	環境省	157
81	国立公園の利用等に向けた施策の充実・強化	環境省	158

重点項目

1. 新型コロナウイルス感染症に係る地域の実情に応じた対策

(内閣官房、内閣府)

- 1 地域の感染状況に応じ、感染レベル等に関わらず対応を行うとともに、柔軟な対策を実施できるよう基本的対処方針の見直しを行うこと。
- 2 地方が引き続き、感染症対策はもちろんのこと、依然として厳しい雇用情勢や地域の実情をふまえた雇用・経済対策を地方の判断により打ち出すことができるよう、補正予算の編成や予備費の活用などにより新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のさらなる増額を行うとともに、さらに自由度の高い柔軟で弾力的な制度とすること。

《現状・課題等》

- 1 本県では、第6波において、病床使用率は20%程度であったものの、これまでになく急激に感染者数が増加する中、早期に対策を強化するため、1月17日に「まん延防止等重点措置」の適用を要請しました。要請後の政府の迅速な対応により、1月21日から「まん延防止等重点措置」が適用され、感染拡大防止対策を早期に実施することができました。

第5波と第6波を比較すると、デルタ株とオミクロン株の違いはあるものの、早期にまん延防止等重点措置を実施した第6波では病床使用率のピークは第5波を下回り、医療提供体制への負荷を一定抑えることができたと考えられます。

また、「まん延防止等重点措置」等においては、感染リスクが高いと指摘されている飲食の場面を避ける観点から、基本的対処方針により、地域の感染状況に関わらず飲食店への営業時間短縮要請（以下「時短要請」とします。）を行うことが求められており、本県でも、第6波において、1月21日から3月6日までの間、時短要請を含む「まん延防止等重点措置」を実施しました。その結果、措置の実施前（1月8日から14日）には感染経路が推定される事例のうち飲食店での感染事例の割合は14%でしたが、2月中旬（2月12日から18日）には0.2%と大きく減少するとともに、2月中旬以降、新規感染者数、病床使用率も減少傾向となりました。このことから、時短要請は感染拡大を防止するために一定の効果があると考えられます。

一方、第6波においては、飲食店での感染事例は早期に減少したものの、高齢者施設でのクラスターの発生や20歳未満の若い世代での感染拡大がみられるなど、飲食店以外への対策も重要であったと考えられます。

これらのことから、今後の対策においては、感染拡大期に早期に対応するとともに、感染状況に応じた柔軟な対策が必要です。そのため、第6波における感染状況をふまえ、現在の飲食店に対する時短要請を主とした対策を検証した上で具体的かつ多様な対策を示し、その中から地域の実情に応じた効果的な対応を都道府県が選択できるよう基本的対処方針を見直す必要があります。

- 2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「臨時交付金」とします。）については、令和3（2021）年度までに累計で15兆円規模の総額が確保され、本県においてもさまざまな感染症対策や経済対策を講じることができました。今後も、雇用・経済対策を打ち出すことも必須であり、臨時交付金については、地域の実情に応じた事業を地方の判断により実施できるよう、地方が必要とする額の確保が必要です。

また、繰り越しに係る柔軟な対応や手続の簡素化、早期の制度要綱の策定やスケジュールの明確化、実施計画提出までの十分な期間の確保や柔軟な変更の承認、提出書類の見直しなどの事務の簡素化など、さらに自由度の高い柔軟で弾力的な制度とすることが必要です。

加えて、時短要請協力金の支給においては、年度末の繰越手続きとの狭間において突発的に地方負担が生じたことから、地方の財源不安を理由に十分な対策を講じられない事態にならないよう、地方負担分の2割についても国が全額負担するなど、時短要請協力金の財源を確実に措置していただきたい。

事務担当 医療保健部感染症対策課、戦略企画部企画課、雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

関係法令等 新型インフルエンザ等対策特別措置法

2. 新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の充実に 向けた支援

(厚生労働省)

- 1 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による地方への財政支援を継続すること。
- 2 医療機関や高齢者施設等に対する支援については、まん延防止等重点措置等の区域に限定することなく、全国一律で実施すること。

《現状・課題等》

- 1 本県では、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を最大限活用し、病床や宿泊療養施設の確保、医療機関に対する検査機器の導入支援や地域外来検査センターの整備などによる検査体制の確保、CT、人工呼吸器等の医療機器の導入支援、個人防護具の配布等を行い、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」とします。）に係る医療提供体制の充実・強化を図っているところです。

第6波における全国的な感染拡大をふまえれば、引き続き万全な医療提供体制を整備することが必要です。

地方財政は極めて厳しい状況にある中、医療提供体制の維持やさらなる充実を図るためには、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による継続的な財政支援が必要です。

- 2 新型コロナ対策においては、医療機関や高齢者施設等の負担が増加するため、地域やフェーズによらず、継続的な支援が必要となります。

しかしながら、第6波においては、オミクロン株による感染が全国的に拡大したにも関わらず、設けられた追加支援については、まん延防止等重点措置等の区域であることが条件とされ、必要な支援を受けることができない区域や期間が生じました。

高齢者施設への支援については、4月8日以降、まん延防止等重点措置等の区域以外についても補助の対象とされ、医療機関への支援についても、5月1日以降、電話等を用いた診療に対する診療報酬上の臨時的な取扱いが拡充されたものの、早期にまん延防止等重点措置を終了した都道府県においては、一定期間、支援を受けることができませんでした。

感染対策については、まん延防止等重点措置等の区域であるか否かに関わらず、感染状況等に応じて講じられるものであることから、支援については全国一律で実施する必要があります。

事務担当 医療保健部感染症対策課

関係法令等 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

3. 観光需要の創出による観光産業全体への継続的な支援

(国土交通省、観光庁)

コロナ禍の影響が長期化しており、本県の観光産業全体が依然厳しい状況に置かれている。本県では令和4年度も「新たなGOTトラベル事業」等により、旅行需要の創出など事業者支援に取り組んでいくが、まずは、「新たなGOTトラベル事業」開始までの間の需要喚起策として都道府県が実施する「県民割」（地域観光事業支援）について、十分な財源措置を切れ目なく講じること。

さらに、国において都市部から地方への誘客を創出することにより、本県をはじめとする地方部の観光地を持続的に支援する施策を講じること。

《現状・課題等》

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化しており、厳しい状況にある観光産業の再生に向け、本県ではこれまでも感染症が落ち着いている時期に、地域観光事業支援制度を活用した「県民割」の実施や県独自の様々な観光需要喚起策を実施することで、観光地での消費を促進し、観光事業者の支援に取り組んでまいりました。

令和4年度においても、感染症の状況を踏まえつつ、国の「新たなGOTトラベル事業」を積極的に活用するなど、旅行需要の回復に向けた持続的な支援に取り組みます。

国においても、まず、「新たなGOTトラベル事業」開始までの間の需要喚起策として都道府県が実施する「県民割」（地域観光事業支援）について、十分な財源措置を切れ目なく講じるようお願いします。さらに、コロナ禍後の回復期も見据えて、引き続き観光需要喚起策に取り組まれるよう要望するとともに、人口が少ない地方部においても早期に事業効果が波及するよう、例えば、都市部居住者が宿泊旅行の目的地に地方部を選んだ際にインセンティブ（例：地方部での消費に利用可能な統一クーポンの発行）を付与するなど、特定の観光地だけでなく全国の各地方への旅行を促進する施策の実施が重要です。

また、教育旅行においても同様に、都市部の児童・生徒が、修学旅行等の宿泊旅行の目的地に地方部を選んだ場合に旅行費用の一部を助成するなどのインセンティブを付与するなど、地方部への旅行を促進する施策を実施するとともに、未来の旅行需要を支える若者をターゲットとした、都市部から地方部への旅行を促進する施策の実施が必要です。

さらに、人口減少を迎えている中、地方部においてインバウンドの重要性はより高まることから、インバウンド回復期に地方部への誘客が促進されるような施策の実施を要望します。

事務担当 雇用経済部観光局観光誘客推進課、海外誘客課

4. 中小企業・小規模企業の事業継続に向けた支援

(内閣府、経済産業省)

コロナ禍の長期化に加えウクライナ情勢・原油価格高騰により、厳しい経営環境が続く中小企業・小規模企業が安心して事業を継続できるよう、国による資金繰り支援の充実を図るとともに、個別企業の実情に配慮した最大限柔軟な資金繰り支援の実施が徹底されるよう金融機関に対して指導を行うこと。

また、国の実質無利子・無担保融資を借り入れた事業者を対象に、信用保証協会が中心となって行う伴走型の経営改善支援に必要な財源について、地方創生臨時交付金の基金積立要件の対象とすることや、信用保証協会の経営支援強化促進補助金の対象とすることで、継続的に取り組めるようにすること。

《現状・課題等》

景気の先行きに不透明感が増す中、中小企業・小規模企業の経営環境は厳しい状況が続いていることから、中小企業・小規模企業が安心して事業を継続できるよう、政府系金融機関における更なる融資制度の拡充（実質無利子融資など特別制度の実施、特別制度の実施期間延長）など、国による資金繰り支援の充実を図るとともに、中小企業・小規模企業が事業継続に支障をきたすことがないように、新規融資や借換への迅速な対応、返済猶予・条件変更等も含めた、個別企業の実情に配慮した最大限柔軟な資金繰り支援の実施を官民の金融機関に徹底する必要があります。

また、三重県では、令和3年度から三重県信用保証協会への委託事業として、実質無利子・無担保融資等を借入れた事業者が、据置期間終了までの間に経営改善を図り、売上の回復・利益を確保し順調に返済できるよう、経営改善コーディネーターが中心となって、金融機関や商工団体などの関係機関と連携し、伴走型で支援する取組を実施しています。

本事業の支援対象となる事業者の多くは、3年程度の長い据置期間を利用しているため、その間継続した支援を実施する必要がありますが、多大な財政負担を伴うことから、財源の確保が課題となっています。

【参考】

三重県の新型コロナウイルス関連融資制度の実績（令和4年3月末）

○累計 22,819 件、約 4,119 億円

三重県新型コロナウイルス感染症対応資金（実質無利子・無担保融資）の実績

○累計 19,904 件、約 3,160 億円

○据置期間の利用状況

13,020 件（約 65%）（うち 2 年半超 3 年以内：8,950 件（約 69%））

○据置期間終了のピーク

令和 5 年 6 月から 10 月の 5 か月間：5,383 件（約 41%）

5. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者（飲食業等）への支援

（農林水産省）

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、ロシアによるウクライナ侵攻の世界的影響により、原材料の調達価格やエネルギーコストのさらなる上昇が続いており、飲食業の需要喚起策と食材を供給する農林漁業者等への支援を継続するため、G o T o イート事業などの効果的な経済対策を実施すること。

《現状・課題等》

G o T o イート事業について、本県では、令和2年9月から令和3年11月までの期間に、県内の飲食業の年間売上額のおよそ5%に相当する約90億円の食事券が利用されています。

しかしながら、新型コロナの感染再拡大の波に伴い、食事券の販売一時停止や利用自粛の要請を行ったことにより、本県分の食事券販売枠160億円のうち、約70億円分が未販売となりました。

このように、G o T o イート事業は、飲食店や食材供給事業者の経営を下支えする効果が高かったものの、コロナ禍による食事券の販売一時停止や利用自粛要請により当初期待したほどの成果を収めることができませんでした。

コロナ禍の影響が長期化する中、世界的な物流の混乱やエネルギー価格の高騰等が飲食店や食材供給事業者等の経営を圧迫しています。

さらに、ロシアによるウクライナ侵攻は、さらなるエネルギーや資材、農林水産物などの原材料の調達コストの上昇や不安定化を招いており、国民生活・社会経済活動へ重大な影響を及ぼすことが懸念されます。

今後、原材料の調達価格やエネルギーコストの上昇が続くことが懸念される中、地域経済の再生を図っていくためには、新型コロナの影響を大きく受けた、飲食業の需要喚起と食材を供給する農林漁業者等への支援を継続するため、G o T o イート事業などの効果的な経済対策を実施することが必要です。

事務担当 雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

6. 災害に屈しない県土づくりのための防災・減災、国土強靱化の強力かつ計画的な推進

(内閣官房、財務省)

- 1 地方自治体が中長期的な見通しのもと、強力かつ計画的に防災・減災、国土強靱化を推進するため、必要かつ十分な予算を、当初予算を含め、通常の予算とは別途、計画的・持続的に確保すること。
- 2 災害発生時における地方自治体への迅速な支援に加え、地域の防災・減災、国土強靱化を加速化するため、地方整備局等の人員の確保・充実を継続的に図ること。

《現状・課題等》

- 1 甚大な被害が想定される南海トラフ地震への備えは急務となっており、また、地球温暖化に伴う気候変動により風水害が激甚化・頻発化し、大規模な災害が発生するリスクが高まっており、国土強靱化は、待ったなしの状況にあります。

本県では、災害に屈しない県土づくりに向けて、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（以下「5か年加速化対策」とします。）等も活用し、緊急輸送道路における法面・盛土の土砂災害防止対策や橋梁の流出防止対策、河口部の大型水門・樋門等の耐震化、越水しても壊れにくい粘り強い堤防強化対策等について、県独自の「5年後の達成目標」を策定・公表し、対策を強力かつ計画的に講じています。本目標は、国土強靱化予算が同水準で5年間継続することを前提に目標を設定しているため、必要かつ十分な予算を、通常の予算とは別途、計画的・持続的に確保することが必要です。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ地域経済を下支えするため、令和2（2020）年度からは、公共事業の上半期契約率の目標を令和元（2019）年度実績並みの65%に設定し、令和2（2020）年度は76%、令和3（2021）年度は80%と目標を大きく上回る早期執行を実現しました。引き続き上半期契約目標を定め公共事業を着実に執行します。

「5か年加速化対策」の初年度及び2年目は、国の補正予算で措置されましたが、補正予算は再繰越が出来ないため、原則出水期（5～10月）には施工が出来ない河川内工事等は工期の確保が課題となります。県としましては、河川内工事において、出水期に施工できる工種を緩和したり、県議会に補正予算議案を前倒して提出し早期予算執行を可能としたりするなど工期確保に努めてはいるものの依然として苦慮している状況です。

地方自治体が中長期的な見通しのもと、強力かつ計画的に防災・減災、国土強靱化を推進するためには、必要かつ十分な予算を、当初予算を含め、通常の予算とは別途、計画的・持続的に確保することが必要です。

- 2 TEC-FORCEは、大規模自然災害への備えとして、迅速に地方自治体等への支援が行えるよう、平成20（2008）年4月に創設され、各地方整備局等の職員が活動しています。平成23（2011）年の紀伊半島大水害では、国土交通大臣の指示のもと、発災直後からTEC-FORCEとして専門知識を有する職員の派遣や災害対策用資機材の広域運用を開始し、発災後約1ヶ月の間にのべ4,300人・日を超える体制で、被災した三重県、奈良県、和歌山県において、被災状況調査、現地対策本部（自治体）の運営支援、大規模な土砂災害等に対する高度技術支援、応急対策・被害拡大防止（排水ポンプ車等災害対策用機械の設置等）が実施されました。

大規模自然災害による被害が相次ぐ中、大規模災害からの復旧・復興や災害発生時におけるTEC-FORCEの地方自治体への派遣に加え、地域の防災・減災、国土強靱化の取組を図る観点から、地方整備局および北海道開発局の執行体制を強化するため、令和2(2020)年度は、平成13(2001)年の中央省庁再編以降初めての増員となる101人が、令和3(2021)年度も134人が、令和4(2022)年度も135人が純増されました。

しかしながら、地方整備局等の定員は、発足時の約20年前に比べ2割以上も減少しており、自然災害が激甚化・頻発化しインフラ老朽化が急速に進む中、災害発生時における地方自治体への迅速な支援に加え、地域の防災・減災、国土強靱化を加速化するための支援の充実が必要であり、地方整備局等の人員はまだまだ必要です。

事務担当 県土整備部県土整備総務課、道路企画課、道路建設課、道路管理課、河川課、
港湾・海岸課、防災砂防課、都市政策課、下水道事業課
関係法令等 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法等

7. 農山漁村地域における防災・減災、国土強靱化対策の推進と継続強化

(農林水産省)

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(以下「5か年加速化対策」という。)を強力かつ計画的に進められるよう、必要かつ十分な予算を当初予算において安定的に確保すること。

- 1 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づく農業用ため池の防災工事等や、流域治水対策として市街地・集落を含む地域排水を担っている排水機場等の耐震化対策、長寿命化について、必要かつ十分な予算を当初予算において安定的に確保すること。

公共事業等債を活用して実施する排水機場等の防災対策に要する地方負担について、ため池対策と同様の地方財政措置を講じること。

- 2 近年、台風の大型化や局地的な豪雨等により山地災害の危険性が増す中で、「5か年加速化対策」を活用し、中長期的な見通しのもと、災害に強い森林づくりを推進するための治山事業に係る予算や、災害時に市町道等の代替路となる林道の整備を推進するための「山村強靱化林道整備事業」について、必要かつ十分な予算を当初予算において安定的に確保すること。

- 3 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における漁港施設・海岸保全施設の整備を計画的かつ着実に進めるため、「5か年加速化対策」について、必要かつ十分な予算を当初予算において安定的に確保すること。

《現状・課題等》

激甚化する風水害や切迫する南海トラフ地震等の大規模災害への対策、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速等への取組を推進するため、「5か年加速化対策」により、必要な取組を集中的・計画的に進められるよう、防災・減災対策に係る必要かつ十分な予算を当初予算において安定的に確保することが必要です。

- 1 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、県では「防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」を令和3(2021)年3月に策定しました。特別措置法の基本指針に基づき、防災工事等を計画的かつ集中的に推進する必要があります。

また、流域治水対策として市街地・集落を含む地域排水を担っている排水機場については、湛水防除事業等により造成した排水機場135か所のうち、73%となる99か所が、令和3(2021)年度末に標準耐用年数を超過し更新時期を迎えているとともに、河川からの農業用水取水を目的に築造された頭首工の多くも、老朽化が進み、ゲートの倒伏不能等による洪水時の治水障害(堤防決壊等)の発生が懸念されています。

地方自治体が中長期的な見通しのもと、「5か年加速化対策」を活用して、防災重点農業用ため池、排水機場、頭首工の防災・減災対策を強力かつ計画的に推進するためには、必要な予算を当初予算において安定的に確保することが必要です。

令和3（2021）年度に「防災重点農業用ため池緊急整備事業」が創設され、同事業における地方負担についても、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度まで公共事業等債（起債充当率90%）の交付税算入率が20%から45%に引き上げられたところですが、排水機場等についても、より一層推進するため、ため池対策と同様の地方財政措置の充実・強化を図り、地方の負担軽減となるよう支援を充実することが必要です。

2 近年、局地的で猛烈な豪雨や地震などに起因する大規模自然災害が全国各地で頻発する中、山地災害の未然防止や災害時に県道や市町道等の代替路としての機能が確保される林道の早期整備が求められています。

こうした中、「5か年加速化対策」を活用し、中長期的な見通しのもと、災害に強い森林づくりや幹線林道の強靱化を計画的に推進するためには、「治山事業」や「山村強靱化林道整備事業」予算を十分に確保することが必要です。

3 南海トラフ地震発生の緊迫度が増す中、防波堤などの漁港施設や堤防などの海岸保全施設について耐震・耐津波、長寿命化対策を早急かつ計画的に進めるよう地域住民から強く求められています。これらの施設の整備には多くの費用と期間を要することから、中長期的な見通しのもと、計画的かつ着実に対策を進められるよう、「5か年加速化対策」に基づく予算を当初予算において安定的に確保することが必要です。

事務担当 農林水産部農業基盤整備課、治山林道課、水産基盤整備課
関係法令等 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法、土地改良法、森林法、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する法律、漁港漁場整備法、海岸法

8. 安全・円滑な人流・物流を支える道路ネットワーク・拠点整備の推進

(財務省、国土交通省)

- 1 東海環状自動車道について、県境トンネル工事に早期着手するとともに、令和8（2026）年度の全線開通に向けて着実に整備を推進すること。
新名神高速道路四日市JCT～亀山西JCT間の6車線化の早期事業化と財源を確保すること。
東名阪自動車道大山田PAスマートIC（仮称）について、国による準備段階調査に早期着手すること。
- 2 地方創生、国土強靱化に資する「命の道」近畿自動車道紀勢線のミッシングリンク解消に向けて熊野道路、紀宝熊野道路および新宮紀宝道路の整備を推進し、高速道路紀伊半島一周を早期実現すること。
紀勢自動車道および熊野尾鷲道路について、4車線化事業中区間の早期完成を図るとともに、暫定2車線区間の4車線化の早期事業化に向けて、有料制度の活用など安定的な財源の確保について、地域の意見も踏まえ検討すること。
- 3 国道23号鈴鹿四日市道路の整備を推進すること。
国道1号北勢バイパス、国道23号中勢バイパスの全線開通に向け整備を推進すること。
- 4 名神名阪連絡道路について、連携して計画の具体化を図ること。
国道1号桑名東部拡幅の老朽化著しい伊勢大橋の架替について、着実に整備を推進すること。
国道42号松阪多気バイパスの朝田町南交差点立体化について、着実に整備を推進すること。
- 5 令和4年度新規事業化された鈴鹿亀山道路について、有料道路事業の活用など整備手法の検討を支援すること。
- 6 コロナ禍をふまえた地方創生の実現に向け、各都市の駅を中心とする空間整備について、支援を行うこと。
- 7 リニアインパクトの最大化に向け、リニア中間駅を核とした道路ネットワークにかかる検討について、支援すること。

《現状・課題等》

- 1 東海環状自動車道の北勢IC（仮称）～大安IC間は、令和6（2024）年度の開通予定であり、また、全線開通となる養老IC～北勢IC（仮称）間は、令和8（2026）年度の開通予定が示されており、沿線地域では開通を見越した設備投資が進められています。北勢地域のさらなる産業振興や観光振興、県民の安全・安心の確保に向け、工程の要となる県境トンネルを早期着手するとともに、全線開通に向けた着実な整備の推進が必要です。
新名神高速道路は、新東名高速道路と一体となり、3大都市圏を結ぶ日本の新たな大動脈であり、人の交流と物流において重要な役割を担うとともに、東名・名神高速道路の代替機能を果たす上で不可欠な高速自動車国道です。国内輸送の約9割を担う貨物自動車による輸送における効率的な物流ネットワーク構築が進められる中、物流のあり方を大きく変える可能性があるトラック隊列走行の実現を見据え、その基盤となる新名神高速道路、新東名高速道路の6車線化が進められています。三重県区間においては、亀山西JCT～大津JCTの6車線化について、令和4（2022）年度から順次開通予定が示されている中、四日市JCT～亀山西JCTは事業化されていない状況であり、早期事業化及び財源の確保が必要です。

東名阪自動車道大山田PAスマートIC（仮称）について、桑名市において計画検討が進められており、国として必要性の確認に向けた勉強会を実施しています。産業活動を支援し、防災機能を強化する大山田PAスマートIC（仮称）の整備に向け、国による準備段階調査の早期着手が必要です。

- 2 東紀州地域は、国土幹線軸から離れているという地理的条件から、交通体系の整備が遅れており、発生が危惧されている南海トラフ地震への備えとして、高規格道路の整備による交通ネットワークの強化が必要です。また、国道42号は台風や豪雨等により度々通行止めが発生することから、国土強靱化に向けた国道42号のダブルネットワーク化が求められています。

一方、当地域は優れた観光資源や農林水産資源の活用による地域振興、企業立地による雇用の創出など地方創生のポテンシャルの高い地域であることから、道路ネットワークの強化によりさらなる地域の発展が期待されています。

このことから、地方創生、国土強靱化に資する「命の道」近畿自動車道紀勢線の整備を推進し、紀伊半島一周高速道路を早期に実現することが必要です。また、4車線化の優先整備区間に指定された紀勢自動車道の勢和多気JCT～紀勢大内山IC間について、勢和多気JCT～大宮大台IC間、大宮大台IC～紀勢大内山IC間の一部区間を早期に工事着手するとともに、残る区間および熊野尾鷲道路について暫定2車線区間の4車線化早期事業化に向けて、有料制度の活用など安定的な財源の確保について、地域の意見も踏まえた検討が必要です。

- 3 北勢・中勢地域では、現道の国道1号、国道23号の渋滞が著しく、社会経済活動において大きな損失となっています。また、大規模災害時には、国道23号の機能が停止し、救援救助に支障が生じる可能性があります。渋滞緩和による企業活動の生産性の向上や発災時の道路機能の確保のため、北勢バイパス、鈴鹿四日市道路、中勢バイパスの一体整備による国道23号との南北主要幹線道路のダブルネットワーク化が必要です。

- 4 本県の東西方向には名神高速道路や新名神高速道路、名阪国道がネットワーク化されていますが、それらを南北に結ぶ幹線道路が整備されていません。地域のさらなる発展のためには、名神名阪連絡道路の整備が必要であり、計画の具体化のために調査の推進が必要です。

なお、この4月に、名神名阪連絡道路の三重県区間を含む国道1号から名阪国道間を重要物流道路の計画区間に、全線を候補路線に指定していただいたところです。

国道1号伊勢大橋周辺では、著しい渋滞が発生しています。また、伊勢大橋は、昭和9（1934）年に完成してから長年にわたり激しい道路交通を支え続けてきた結果、著しく老朽化していることに加え、耐荷力不足により20t超過車両（特殊車両）は通行できず、迂回せざるを得ない状況です。伊勢大橋を架け替え、右折レーンの設置による渋滞の解消とともに、生産拠点間の輸送時間を短縮して物流の効率化を図るためにも、整備推進が必要です。

松阪多気バイパスについては、平成30（2018）年3月に暫定2車線で全線開通したことにより交通量が増加しており、県道鳥羽松阪線との朝田町南交差点では、渋滞長が増加しており、立体交差化の整備推進が必要です。

- 5 鈴鹿亀山地域は製造業を中心とした産業集積地ですが、高速道路が内陸部にあり、鈴鹿市中心部からはアクセスに時間を要しています。また、沿岸部は津波浸水区域や液状化想定区域となっています。鈴鹿亀山道路は、平常時の企業の生産性向上による産業振興に寄与するとともに、大規模災害時の迅速な救援・救助や復旧・復興活動に機能する道路として令和4（2022）年4月に補助事業として新規事業化されました。産業活動を支援し、防災機能を強化する鈴鹿亀山道路の早期整備が必要です。

鈴鹿亀山道路は早期整備が必要であるが、構造物が多く事業費が暫定2車線で約500億円と多額で、有料道路事業の活用を含めた整備手法の検討に対する国による支援が必要です。

また、用地取得体制の強化のため、5月11日に、三重県・鈴鹿市・亀山市、土地開発公社で事業推進チームを設置したところです。

- 6 近鉄四日市駅周辺については、リニア中央新幹線東京・名古屋間の2027年開業効果を見据えて、分散するバス停を集約し利用者の乗換利便性等を改善するとともに、周辺のまちづくりと連携することで賑わいのある空間を創出するなど地域経済の活性化を図るため、国道1号近鉄四日市駅交通ターミナル整備事業が事業化されました。

また、津駅周辺の道路空間については、「津駅周辺道路空間検討委員会」を設置し、駅周辺の活性化や防災等様々な視点から、国や県、市だけでなく交通事業者や津駅周辺の民間事業者との連携も視野に入れ、検討を進めているところです。令和4（2022）年3月には、地方都市が主役のポストコロナ時代において、みえ県都の顔となり、地域の活力を引き出し、災害にも強い空間へと再生することを目的とした「津駅周辺空間の整備方針」を策定しました。

これら各都市の駅を中心とする空間整備は、魅力ある地域を創っていく点、またコロナ禍をふまえた地方創生を進める点、さらに防災力を高めるうえでも重要であることから、国の力強い支援が必要です。

- 7 リニア中央新幹線の建設工事等については、東京・名古屋間の開業が2027年として進められ、大阪までの全線開業は最短で2037年予定とされています。本県では令和3(2021)年10月に亀山市による県内駅候補地案が提示され、令和4(2022)年の県期成同盟会総会で三重県案を決議する予定です。リニア中央新幹線の全線開業により、首都・中部・関西の3大都市圏が一体化したスーパー・メガリージョンが形成され、リニア沿線となる本県においても集客交流、産業振興などによる魅力ある地域づくりが進むという波及効果が期待されることから、名古屋・大阪間のルートおよび駅位置の確定を見据えて、早い段階からリニア中間駅を核とした地域づくりに取り組む必要があります。リニア中間駅を核とした高速道路とのアクセス強化や各地を結ぶ道路ネットワークの充実は、リニア中央新幹線の高速性を最大限に生かし、得られる効果を広域に波及させるうえで重要であることから、国の力強い支援が必要です。

事務担当 県土整備部県土整備総務課、道路企画課

関係法令等 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法、国土交通幹線自動車道建設法、道路法

9. 災害に強い県土づくりのための河川・海岸整備の推進

(財務省、国土交通省)

- 1 雲出川直轄河川改修事業について、人家、商業施設、主要交通網が集積する下流部の浸水被害を軽減するため、中流部の計画遊水地等の河川改修工事に早期着手し推進すること。
- 2 川上ダムの効率的・効果的な運用を行うこと。
名張川および木津川・服部川・柘植川の直轄河川改修事業について、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に講じ、事前防災・減災対策の加速化を図ること。
- 3 熊野川の直轄河川改修事業について、新たに策定した河川整備計画に基づき河川整備を推進すること。
熊野川の総合的な治水対策協議会を継続し、濁水問題について検証を行うとともに、濁水およびその長期化を抑制する取組を推進すること。
- 4 鳥羽河内ダムについて、令和10(2028)年度完成に向け、必要な予算を確保すること。
- 5 七里御浜海岸の長期に渡る安全・安心を早期に確保するため、整備を直轄事業化すること。
侵食の対策について鶴殿港の配置等の検討を行う勉強会への参画等技術的な支援を行うこと。
- 6 令和5(2023)年度の事業完了に向け、津松阪港直轄海岸の整備を着実に推進すること。

《現状・課題等》

- 1 雲出川の中流域には無堤部が多く存在し、近年でも毎年のように浸水被害が発生しています。また、下流部の浸水エリアには JR 紀勢本線や近鉄名古屋線のほか、国道 23 号をはじめとする緊急輸送道路が多く存在し、県庁所在地(津市)と県南勢部を結ぶ交通の要衝となっています。家屋浸水の解消を図るとともに浸水による交通途絶を防止するため、中流部に計画されている計画遊水地等の河川改修工事に早期に着手することが必要です。
- 2 伊賀地域の治水対策は、上野遊水地および川上ダムの整備、木津川・服部川・柘植川の河道掘削が完成することで、浸水被害がゼロとなり、治水上の安全が確保されます。上野遊水地は平成 27(2015)年度に運用を開始し、川上ダムは、令和 4(2022)年度の事業完了に向けて現在は試験湛水を行っており、完成後の効率的・効果的な運用が必要です。
河川においては、現在、服部川で河道掘削・築堤が進められていますが、気候変動を踏まえた水害リスクに備えるため、直轄河川改修事業について、「5か年加速化対策」を計画的に講じ、事前防災・減災対策の加速化を図ることが必要です。
また、名張市内では、平成 29(2017)年の台風第 21 号で道路冠水、床下浸水が発生したことから、直轄河川改修事業について、「5か年加速化対策」を計画的に講じ、事前防災・減災対策の加速化を図ることが必要です。
- 3 熊野川の河川改修について、令和 3(2021)年度に河川整備基本方針が気候変動の影響を踏まえた治水計画に見直され、河川整備計画も策定されたことから、今後は河川整備計画に基づく事前防災・減災対策の加速化を図ることが必要です。また、熊野川流域では、治水対策や長期化する濁水の影響等が課題となっています。平成 24(2012)年 7 月から「熊野川の総合的な治水対策協議会」を設置し、堆積土砂撤去、流域の崩壊地対策、利水ダムの施設改良や運用改善などを行っており、今年度(令和 4 年)が 10 年の節目の年であることから、これまでの成果のとりまとめ検証を行う予定です。

4 治水ダム建設事業は「5か年加速化対策」に位置づけられ、通常予算に加えて、国土強靱化予算が別枠で配分されており、令和3(2021)、4(2022)年度は、それぞれ補正予算と通常予算を一体的に編成した14か月、15か月予算として必要な予算を確保できました。

また、「5か年加速化対策」に基づく補助事業の地方負担について、当初予算では「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」で、補正予算では「補正予算債」で措置されることとされており、充当率は両事業債とも100%、元利償還金に対する地方交付税措置率はそれぞれ70%と50%と、県にとって有利な事業債であり、財源確保が可能となっています。

治水ダム建設事業は非常に多額の予算を短期集中的に投資する必要があり、今後も「5か年加速化対策」による予算確保が必要です。

三重県で実施している鳥羽河内ダム建設事業の場合、令和5(2023)年度以降で92億円の事業費が必要で、令和10(2028)年度完成目標であることから、「5か年加速化対策」後も継続した予算確保が必要です。

鳥羽河内ダム建設のために国土強靱化予算を別枠で長期安定的に確保することが必要です。

5 七里御浜海岸は、昭和30(1955)年代以降、高波などにより海岸侵食が進み、井田地区海岸では前浜がほとんど消失しました。また、平成以降で7度にわたり被災するなど被災リスクの高い海岸となっています。高潮・侵食対策として、昭和58(1983)年度から人工リーフの整備や維持養浜を実施していますが、膨大な事業費が必要な上、熊野川流域(三重県・奈良県・和歌山県)の総合的な土砂管理が複数県に跨るほか、河口閉塞対策、景観への配慮など高度な技術が必要であることから直轄事業化が求められています。

また、七里御浜海岸への土砂の供給を阻害する港湾施設について、配置・構造等の検討に対する国による技術的な支援が必要です。

6 津松阪港海岸の背後地は中勢地域の生活や産業の中心地であり、直轄海岸事業の進捗による地震・津波に対するリスクの軽減に伴い、さまざまストック効果が発現されつつあります。海岸堤防整備は一連区間の整備が完了してこそ本来の整備効果が発揮されるため、令和5(2023)年の事業完了に向けた着実な整備の推進が必要です。

事務担当 県土整備部河川課、港湾・海岸課

関係法令等 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法、河川法、海岸法、港湾法、水資源開発促進法、水資源機構法 等

10. 魅力ある地域づくりの基礎となる社会資本整備の推進

(国土交通省)

- 1 港湾のCNPの実現、港湾の利活用による地域活性化に向けて支援すること。
- 2 地方が真に必要とする道路の整備・管理を長期安定的に推進するため、有料道路制度の積極的な活用や新たな財源の創設を行うこと。
大規模構造物（橋梁・トンネル等）の新設・改築について、個別補助制度を拡充すること。
- 3 地域の課題解決に向け、「道路メンテナンス事業補助」、「踏切道改良計画事業補助」、「土砂災害対策道路事業補助」、「交通安全対策補助（地区内連携）」の推進に必要な予算を確保すること。
- 4 地域高規格道路の国道167号磯部バイパスの整備推進に必要な予算を確保すること。
東海環状自動車道へのアクセスを強化する国道421号大安ICアクセス道路の整備推進に必要な予算を確保すること。
地方創生や地域の防災・減災、安全に資する道路整備に必要な社会資本整備総合交付金事業および防災・安全交付金事業の予算を確保すること。
- 5 老朽化が進む舗装の修繕への財政支援を強化すること。
- 6 予防保全型道路インフラメンテナンスを推進するため、必要な予算の確保を図ること。
区画線など路面標示の塗替えについて、県と連携して計画的に進めること。
- 7 通学路の交通安全対策を推進するために必要な予算を確保すること。
- 8 AIカメラを含め地方自治体が進める道路のDXに対して、国からの技術的・財政的な支援を拡充すること。
- 9 木曾三川および鈴鹿川・櫛田川・宮川・勢田川の直轄河川改修事業について、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に講じ、事前防災・減災対策の加速化を図ること。
- 10 木津川水系直轄砂防事業について、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に講じ、事前防災・減災対策の加速化を図ること。
- 11 「田んぼダム」「ため池の利活用」等の流域治水の取組を着実に推進するため、河川管理者以外の関係者と連携する枠組みの構築と取組を支援する制度を創設すること。
河川整備基本方針・河川整備計画策定に係る業務を社会資本整備総合交付金制度の対象とすること。
利水ダムの事前放流にあたり新たに必要となる情報共有システムの構築に対する財政支援を行うこと。
- 12 南海トラフ地震による被災リスクの高い「ゼロメートル地帯」や「津波避難対策特別強化地域」などにおいて、緊急性の高い河川・海岸堤防や水門・樋門などの地震・津波対策を重点的に推進できるよう、安定的に予算を確保すること。
- 13 長寿命化計画に基づくダム設備の修繕や更新を補助事業の対象とすること。

- 14 早期に土砂災害防止施設の整備が必要な要配慮者利用施設を保全する事業や過去に土砂災害が発生した箇所における事業についても、防災・安全交付金における重点配分対象事業とすること。
- 15 未普及地域の早期解消に向けた制度「下水道整備推進重点化事業」を堅持するとともに、促進のための予算を確保すること。
「下水道ストックマネジメント支援制度」に基づき、老朽化対策が着実に推進できるよう必要な予算を安定的に確保すること。
- 16 南海トラフ地震による被災リスクの高い「津波避難対策特別強化地域」において、緊急性の高い海岸保全施設の地震・津波対策を強力に推進できるよう、予算を確保すること。
港湾施設の老朽化対策や地震対策を着実に進めるために必要な予算を確保すること。
- 17 国営木曾三川公園（桑名七里の渡し公園）の早期全面開園をめざし、七里の渡し地区の早期工事着手を図ること。
- 18 リニアインパクトの最大化に向け、リニア中央新幹線の間際駅を核としたまちづくりについて支援すること。
- 19 都市公園におけるワーケーション環境整備に向けた取組を支援すること。
交流人口の拡大に資する都市公園整備の予算を確保すること。
- 20 大規模自然災害の備えとして、緊急輸送道路の無電柱化に必要な街路整備の予算を確保すること。
通学路等の安全対策に必要な街路整備の予算を確保すること。
大規模自然災害の備えとして、防災拠点や避難地となる都市公園整備の予算を確保すること。
都市公園の老朽化対策を着実に実施していくための予算を確保すること。
- 21 ウォーカブルな空間の形成に必要な予算を確保すること。
ゆとりある「駅まち空間」の形成に必要な予算を確保すること。
- 22 公営住宅の団地戸数に関わらず、下水道接続工事を社会資本整備総合交付金制度の対象にすること。
特定空家等に対して、市町が緊急的に講じる安全対策の費用を空き家対策総合支援事業の補助対象とすること。
耐震性が不十分な住宅や建築物を解消するため、耐震化促進に必要な予算を確保すること。
安全な市街地形成のため、狭あい道路整備等促進事業に必要な予算を確保すること。

《現状・課題等》

- 1 三重県には国際拠点港湾1港、重要港湾2港、地方港湾17港、合計20港があり、うち19港を三重県が管理していますが、港湾利用を行っていた発電所が廃止された尾鷲港のように取扱貨物量が減少するなど港湾利用の活性化が課題になっています。また、2050年カーボンニュートラルを実現していくためには港湾における脱炭素の取組を進めていく必要があります。また、新型コロナウイルス感染症で落ち込んだ観光需要の回復に向け、アフターコロナを見据えた港湾を利用した観光活性化が課題になっています。

2 道路利用者の安全性や利便性の向上を目的に、今後も道路整備を進めていく必要がありますが、予算が不足しており、計画的な道路整備の推進が困難となっています。また、法面施設や排水施設等の法定点検施設以外の道路施設の老朽化対策を着実に進めていく必要があります。このように地方が真に必要な道路の整備・管理を長期安定的に推進するため、有料道路制度の積極的な活用や新たな財源の創設が必要です。

現状において、大規模構造物の修繕・更新に係る個別補助制度はありますが、新設・改築に係る個別補助制度はなく交付金事業で実施しています。大規模な橋梁、トンネルの新設・改築については、一定期間において重点的に予算を確保する必要があることから、計画的に整備を推進するため個別補助制度の拡充が必要です。

3 地域の課題解決に向けた計画的な道路事業の進捗を図るため、道路メンテナンス事業補助、踏切道改良計画事業補助、土砂災害対策道路事業補助、交通安全対策補助（地区内連携）の推進に必要な予算確保が必要です。

4 国道 167 号磯部バイパスは、地域高規格道路である伊勢志摩連絡道路の一部であり、伊勢志摩地域の生活・産業・観光を支える重要な幹線道路であるとともに地域の安全を担う緊急輸送道路です。救急搬送時における安全性向上と搬送時間の短縮を図り、救急救援活動の円滑な実施に対応するとともに、南海トラフ地震等に備えるため、現道の津波浸水想定区域を回避したルートである当バイパス区間の整備推進に必要な予算の確保が必要です。

また、国道 421 号大安 I C アクセス道路は、いなべ市街地と東海環状自動車道の大安 I C を連絡し、地域産業・商業等を支援するとともに東海環状自動車道の供用開始に伴う交通集中の緩和を図るため整備を進めています。大安 I C は平成 31（2019）年 3 月にハーフインターとして供用開始しており、令和 6（2024）年度にはフルインターとしての供用が予定されていることから、バイパス整備による交通分散と 4 車線化による交通容量の拡大を図ることが求められています。このため、国道 421 号大安 I C アクセス道路の整備推進に必要な予算の確保が必要です。

社会資本整備総合交付金を活用し、高規格幹線道路へのアクセス改善等、道路ネットワークの形成を進めるとともに、防災・安全交付金を活用し、道路法面等防災対策や通学路における交通安全対策、道路施設の老朽化対策、橋梁の耐震化などを進めています。予算が不足し計画的な事業進捗を図ることが困難な状況のため、交付金事業の予算の確保が必要です。

5 舗装については、日常のパトロールに加え、5 年に 1 回の頻度で詳細点検（路面性状調査）を実施し、ひび割れ状況等を踏まえた維持管理を実施していますが、路面の穴ぼこによる事故発生件数が年々増加するなど老朽化が急速に進展しています。

「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」（以下「5 か年加速化対策」とします。）では、舗裝修繕も対象となっており、初年度の令和 2（2020）年度第 3 次補正予算と同水準の予算が 5 年間継続すれば、舗裝修繕の必要延長 57km のうち 5 か年で約 70% の 40km の修繕が可能となることとなります。しかしながら、「5 か年加速化対策」の 2 年目となる令和 3（2021）年度補正予算の予算額は、令和 2（2020）年度第 3 次補正予算と比べ大幅な減額となっています。

近い将来に発生が予想される南海トラフ地震等の大規模災害発生時に地域の孤立を防ぎ、救助・救援活動や生活復興の基盤となる緊急輸送道路等の防災上重要な道路における舗裝修繕を推進するために必要な予算を安定的に確保していくことが必要です。

6 トンネルや橋梁等の道路施設の修繕は、健全度Ⅱ（予防保全）など、より早い段階で修繕することにより道路利用者の安全・安心な通行の確保、ライフサイクルコスト縮減が図れることから、これまでの事後保全から予防保全への転換が重要となります。

三重県では、予算的な制約から健全度Ⅲ（事後保全）を優先して実施しており、健全度Ⅱ（予防保全）段階での修繕は殆ど対応できていない状況であり、予防保全型道路インフラメンテナンスを推進するため、健全度Ⅱの修繕を含め必要な予算の確保を図る必要があります。

また、路面標示は、道路利用者が安全に通行するため非常に重要な施設であることから、区画線など路面標示の塗替えについて、国と県等が連携して、計画的に進めていくことが必要です。

三重県では、区画線を含む路面標示の塗替え要望の高まりを受けて、令和2（2020）年7月に直轄国道事務所と県警察、県による「三重県内道路路面標示連絡調整会議」を設立し、交差点などの同時塗替え、高耐久性塗料による試験施工、AIを活用した路面標示劣化システムの大学との共同開発を進めています。直轄管理国道と県管理道路が交差する交差点172箇所のうち、同時施工を令和3（2021）年度に14箇所実施しました。令和4（2022）年度からは、市町も含めた4者が連携して路面標示の塗替え等を行っていくこととしています。

- 7 交通安全事業については、通学路交通安全プログラムに基づいた事業に対し、重点的に事業費が配分されており、また、交通安全対策補助制度（通学路緊急対策）が令和4（2022）年度に新たに創設されたところです。依然として通学児童が巻き込まれる事故が頻発するなか、引き続き通学路等での交通安全対策が必要です。

このことから、道路利用者の交通安全確保のための交通安全対策事業を推進するため必要な予算の確保を図る必要があります。

- 8 安定した人・モノの移動にあたり、平常・災害時を問わず、安全・安心かつ円滑な移動の確保のために、ICT・AI等新技術を活用し、道路のさらなる機能向上を図ることが有効とされています。

ICT・AI等新技術が急速な勢いで進展し、国では道路分野への新技術の活用が広がってきており、今後、地方自治体の予算・人員が限られているという課題に対し、これら新技術を技術者のサポートとして活用することで、道路メンテナンスの強化や交通マネジメントの推進に寄与するものと考えられます。さらに国においては、ETC2.0等ビッグデータを活用し、道路空間再編計画の策定や、大規模災害時における迂回誘導への対応、交通安全対策計画の策定などが積極的に進められています。

三重県では、令和3（2021）年4月からAIカメラによる常時観測システムの運用を開始し、新型コロナ対策として交通量の増減を公表することで県民の行動変容を促す取組を進めています。渋滞や交通安全等の交通マネジメントや道路空間の再編等の計画検討のほか、災害時の異常検知などにAIカメラの活用の幅を広げていく必要があることから、令和4（2022）年3月に、「道路DX中期計画2022～2026」を作成しました。

国の取組を地方自治体が管理する道路にも展開し、すべての道路管理者の道路データの統合や連携を図るとともに、道路分野へのICT・AI等新技術の整備運用のさらなる増強に向け、国の支援が必要です。

- 9 南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率が70～80%に引き上げられ、海拔ゼロメートル地帯を流域とする木曾三川において、早期の堤防耐震化が求められています。鈴鹿川・榎田川・宮川や勢田川においては、平成29（2017）年の台風第21号による洪水で甚大な被害が発生しました。日本経済を支える石油化学コンビナート等の生産拠点が浸水となれば、影響は甚大であるため、直轄河川改修事業について、「5か年加速化対策」を計画的に講じ、事前防災・減災対策の加速化を図ることが必要です。
- 10 名張市街地を走る国道165号や近鉄大阪線周辺には、多数の土石流危険渓流があり土砂災害のリスクに晒されており、要配慮者利用施設等も土砂災害に対する保全対象となっています。当該地区において、懸念される土砂・流木災害に対するリスクの低減が図られるよう、木津川水系直轄砂防事業について、「5か年加速化対策」を計画的に講じ、気候変動の影響を踏まえた事前防災・減災対策の加速化を図る必要があります。
- 11 気候変動による水災害リスクの増大に備えるために、令和3（2021）年5月に公布された流域治水関連法も踏まえた「流域治水」の考え方にに基づき、三重県では令和4年3月までにすべての一級水系と二級水系において、「流域治水」の全体像を示した流域治水プロジェクトを策定しました。これらの流域治水プロジェクトを継続的に推進していくためには、河川管理者以外の取組を推進することが重要です。

三重県の流域治水プロジェクトでは、すべての流域・圏域において、「田んぼダム」や「ため池の利活用」を位置付けており、農林関係者との連携強化を図る必要があります。

農林関係者等、河川管理者以外の関係者と連携して取組みを進めるための枠組の構築と、取組を支援する制度の創設が必要です。

気候変動の影響を見込んだ計画の必要性が高まっている中、計画策定に係る業務が交付金制度の対象でないため、対象にする必要があります。

事前放流において新たに必要となる情報共有システム構築の費用は、河川管理者・ダム管理者双方が管理区分で応分の負担をする制度となっており、土地改良区など利水者に財政負担があります。利水者の協力を得るためには情報共有システム構築に対する財政支援が必要です。

- 12 三重県沿岸地域は、「ゼロメートル地帯」や「津波避難対策特別強化地域」に指定されており、被災リスクが非常に高い地域です。また、地震調査委員会による南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率は70～80%と非常に高く、切迫性が高まっています。南海トラフ地震に備えた地震・津波対策が喫緊の課題となっているなか、「5か年加速化対策」により別枠予算が配分されました。今後も継続して、緊急性の高い河川・海岸堤防や水門・樋門などの地震・津波対策を推進できるよう、予算の確保が必要です。

- 13 老朽化したダム設備の修繕や更新については、「5か年加速化対策」に位置付けられ、重点的に取り組んでいく必要があります。

令和4（2022）年度に個別補助事業として「ダムメンテナンス事業」が創設されましたが、総事業費4億円を超えるダム管理施設の機能強化（改築・改良）については対象ですが、ダム管理施設の修繕や更新については対象となっていません。そのため県単独事業での対応となり、重い財政負担となります。

なお、長寿命化計画に基づく海岸保全施設修繕や河川管理施設の更新、砂防関係施設修繕については、個別補助事業の対象となっています。

このため、長寿命化計画に基づくダム設備の更新についても、補助事業の対象とするよう採択要件の拡大が必要です。

- 14 土砂災害対策について、県内では土砂災害警戒区域内の401箇所必要配慮者利用施設が未対策となっており、早期に対策を実施する必要があります。また、過去に土砂災害が発生した箇所については、再び災害が発生する可能性が高く、当該箇所においても早期に対策を実施する必要があります。

土砂災害対策事業については、重要なライフライン施設や重要交通網及び市町村役場・支所が保全対象に含まれる箇所における土砂災害対策事業が防災・安全交付金における重点配分対象事業となっていますが、必要配慮者利用施設を保全する事業や過去に土砂災害が発生した箇所における事業は、早期に対策が必要にもかかわらず重点配分対象事業となっていません。

このため、早期に土砂災害防止施設の整備が必要な必要配慮者利用施設を保全する事業や過去に土砂災害が発生した箇所における事業についても、防災・安全交付金における重点配分対象事業とし、重点的に整備を進める必要があります。

- 15 本県では、下水道の未普及地域の早期解消に向け、「下水道整備推進重点化事業」を活用して社会資本整備総合交付金により下水道の普及に取り組んでいるところです。近年、雨水対策や地震・津波対策などの事業費が重点的に配分される一方で、社会資本整備総合交付金の予算が減少しています。本県の市町では、下水道を供用している23市町のうち、12市町が今後も引き続き重点的に公共下水道の管渠延伸及び面整備等を進める必要があります。事業に必要な予算を確保し、下水道の普及を図る必要があります。

本県の流域下水道の6処理場のうち5つの処理場の設備は、老朽化により改築時期を迎えているため、令和元（2019）年度に費用の平準化や縮減を考慮した「下水道ストックマネジメント計画」を策定し、令和2（2020）年度から当該計画に基づき、老朽化対策を行っています。老朽化対策が滞り、下水道の運用に支障をきたすことがないように、必要な予算を確保し、計画に基づいた事業を着実に実施する必要があります。

16 地震調査委員会による南海トラフ地震の今後 30 年以内の発生確率は 70～80%と非常に高く、切迫性が高まっています。

このため海岸保全施設の耐震対策や海岸強靱化対策等の早急な実施が求められており、それらを重点的に推進するためには、予算の確保が必要です。

また、港湾は地域経済を支える重要な社会資本であり、港湾施設の機能を回復させ、「事後保全」から「予防保全」の考え方に基づくインフラメンテナンスへの転換により港湾施設の安全性確保や長寿命化を図るため、老朽化対策を進めていく必要があります。さらに、大規模地震に備え緊急物資輸送機能を確保し、経済を支える海上ネットワークを維持するため、港湾施設の耐震化を進める必要があります、これらを着実に進めるには、さらなる予算の確保が必要です。

17 国営木曾三川公園は、令和 3 (2021) 年 1 月に七里の渡し公園(住吉地区)が全面開園されました。引き続き、木曾三川を軸とした交流と繁栄の歴史を紹介する場として、また地域活性化・交流促進のため、早期全面開園をめざし、七里の渡し公園(七里の渡し地区)の早期工事着手を図ることが必要です。

18 リニア中央新幹線の建設工事等については、東京・名古屋間の開業が令和 9 (2027) 年として進められ、大阪までの全線開業は最短で令和 19 (2037) 年予定とされており、本県では令和 3 (2021) 年 10 月に亀山市による県内駅候補地案が提示されました。これを受け、令和 4 (2022) 年度の県期成同盟会総会で三重県案を決議する予定です。今後、リニア中央新幹線の間駅開業を契機とした地方創生に取り組むため、駅周辺のまちづくりが必要であり、その推進のためには国からの支援が必要です。

19 三重県では、熊野灘臨海公園においてワーケーション環境の整備に取り組んでおり、心身をリフレッシュできるアクティビティの充実に向けた施設整備に係る予算の確保が必要です。また、広域的な集客力強化に資する拠点づくりに取り組んでおり、交流人口拡大に資する都市公園整備に係る予算の確保が必要です。

20 街路事業について、令和元年房総半島台風の影響で、千葉県において約 2 千本の電柱が倒壊し、停電の長期化など、住民生活に甚大な影響を及ぼすなど、激甚化・頻発化する自然災害等により、全国各地で甚大な被害が発生しており、緊急輸送道路の無電柱化のための予算の確保が必要です。また、市街地における安全・安心な歩行空間の確保が求められており、通学路等の安全対策を推進するための予算の確保が必要です。

都市公園事業について、南海トラフ地震などの大規模災害への備えとして都市防災機能の強化を図るため、防災拠点や避難地となる都市公園の整備や、公園施設の老朽化対策のための予算の確保が必要です。

21 市街地において、人口減少・生産年齢人口の減少による活力の低下は全ての都市が抱える共通の課題となっているため、市街地に人が集まる動機と居心地の良さがあり、ウォークアブルな空間を形成するための予算の確保が必要です。

また、駅前広場や歩行空間、自転車道の整備により、交通連節機能と回遊性を向上させ、利便性・快適性・安全性の高いゆとりある「駅まち空間」を形成するため、空間整備に必要な予算の確保が必要です。

22 令和 2 (2020) 年度末の三重県の下水道普及率は 57.8%と全国平均 80.1%を大幅に下回っており、令和 17 (2035) 年度末に普及率 75.5%を目標としていることから、県営住宅において、供用区域の拡大による下水道接続工事が必要となります。下水道が供用開始されると、下水道法第 10 条に基づき速やかに接続する必要がありますが、県営住宅 14 団地のうち 1 団地しか社会資本整備総合交付金の対象となりません。このため、速やかに下水道接続工事が実施できるよう下水道接続工事の交付金の要件緩和が必要です。

特定空家等については、相続登記の未実施、相続放棄等により所有者を市町が確知できない場合や所有者等の管理放棄により、放置されたまま老朽化が進行するものが増加しています。老朽化が進むことで、外壁や屋根等の落下・飛散物により周辺住民や通行人に危害が及ぶおそれがあり、市町が囲いなどの安全対策を緊急的に実施する費用が負担になっています。このため、市町が講じる緊急的な安全対策の費用を空き家対策総合支援事業の補助対象とすることが必要です。

住生活基本計画では、令和12(2030)年までに耐震性の不足する住宅を概ね解消することが目標とされています。また、耐震改修促進法に基づく国の基本方針では、令和7(2025)年までに耐震性の不十分な耐震診断義務付け対象建築物を概ね解消することが目標とされています。これらの目標を達成するためには、住宅・建築物の耐震化事業に係る予算が必要です。

県内の11市町で狭あい道路整備等促進事業を実施しており、令和5(2023)年度末までに34,055mの狭あい道路について拡幅整備を計画しています。市町民からセットバック部分の寄付を受けるものの、舗装や側溝敷設等の道路整備に必要な予算が不足し、道路として整備が進められずに通行上危険な状態の箇所もあります。これらの未整備セットバック部分について、着実に整備を進め市街地の安全性の向上を図るために、必要な予算の確保が必要です。

事務担当 県土整備部道路企画課、道路建設課、道路管理課、河川課、防災砂防課、
港湾・海岸課、都市政策課、下水道事業課、建築開発課、住宅政策課

関係法令等 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法、
道路法、河川法、海岸法、港湾法、砂防法、土砂災害防止法、下水道法、住宅基本法、
建築基準法、踏切改良促進法、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律、
無電柱化の推進に関する法律、建築物の耐震改修の促進に関する法律、空家等対策の推進に関する特別措置法、
地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱、建築基準法、住宅市場整備推進等事業費補助金交付要綱、
住宅市街地総合整備事業制度要綱、社会資本整備総合交付金交付要綱 等

11. 背後圏産業の発展を支え、安全・安心を高める四日市港の整備推進

(国土交通省)

- 1 四日市港霞ヶ浦地区国際物流ターミナル整備事業の推進（北ふ頭 81 号耐震強化岸壁整備）
港湾及び地域産業の競争力強化、サプライチェーンの強靱化に資する霞ヶ浦地区国際物流ターミナル整備を重点的かつ計画的に推進すること。
- 2 カーボンニュートラルポート（CNP）形成に向けた支援
カーボンニュートラルポート（CNP）形成に向けた技術的助言など必要な支援を行うこと。
- 3 港湾施設・海岸保全施設の老朽化対策等の推進
「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等による港湾施設の老朽化対策および海岸保全施設の地震・津波・高潮対策などを集中的に取り組むため、さらなる必要な予算を確保すること。

《現状・課題等》

- 1 四日市港霞ヶ浦地区国際物流ターミナル整備事業の推進（北ふ頭81号耐震強化岸壁整備）
四日市港は、背後圏産業の発展を物流面から支える重要な役割を担っており、特に霞ヶ浦地区は、コンテナ貨物や完成自動車、エネルギー関連貨物などを取扱う国際物流拠点の中枢となっています。
近年は、臨港道路「四日市・いなばポートライン」や新名神高速道路、東海環状自動車道など四日市港と背後圏をつなぐ道路網の整備による利便性が向上し、東海環状自動車道沿線では、新たな企業が立地するなど、更なる企業進出や生産拡張による民間投資等が進展しています。
一方で、船舶の大型化により必要水深を満たす岸壁が不足しているとともに、コンテナ船用の耐震強化岸壁がなく、南海トラフ地震など大規模地震が発生すれば、物流機能が大幅に低下し、経済・産業に与える影響は甚大になるおそれがあります。
このような中、当該事業は令和3年度に新規事業化され、東海環状自動車道が全線開通する令和8年度にはコンテナターミナルの暫定供用、令和10年度には全面供用する見通しとなっています。
東海環状自動車道が全線開通すると、大垣市から四日市港への所要時間は100分から50分へと短縮され、物流効率が飛躍的に向上し、更なるコンテナ貨物量の増加が見込まれることから、当該事業の重点的かつ計画的な事業推進が必要です。

2 カーボンニュートラルポート（CNP）形成に向けた支援

四日市港には、日本で最初の石油化学コンビナートが形成され、エネルギー関連や石油化学を中心とした産業が集積し、また、周辺には、素材加工型産業に加え、自動車関連産業等が立地するなど、四日市港は我が国の成長を牽引するものづくり産業を支える中部圏の国際ゲートウェイとしての役割を担っています。

四日市港におけるCNP形成に向けて、四日市港管理組合においても、港湾立地・利用企業、行政機関等の関係者が参加する（仮称）四日市港カーボンニュートラルポート協議会を設置し、公共ターミナルにおける取組に加え、物流活動や臨海部に立地する事業者の活動も対象とし、水素等の受入環境の整備や港湾オペレーションの脱炭素化、港湾地域の脱炭素化を目指し、調査、検討を行い、CNP形成計画の策定をしていきます。

世界的なカーボンニュートラルの動きのなかで、四日市港において水素等の受入環境の整備や脱炭素に向けた先導的な取組を行うことは、CO2削減に資するだけでなく、四日市港の港湾競争力の強化や背後圏産業の競争力の強化に寄与するものであることから、CNP形成に向けた支援が必要です。

3 港湾施設・海岸保全施設の老朽化対策等の推進

四日市港の港湾施設や海岸保全施設の多くは供用から50年以上が経過し、劣化・損傷が発生していることから、老朽化対策は「待ったなし」の課題です。

港湾施設では東防波堤や霞ヶ浦南ふ頭の岸壁における老朽化対策、海岸保全施設では四日市地区（1号地地区）や富田港地区等における地震・津波・高潮対策など、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を集中的に取り組むため、予算確保が必要です。

また、千歳運河では歴史的・文化的資源を活用して、「みなと」を核とした魅力ある空間を創出するため、老朽化した物揚場を緑地護岸として整備を進めており、集中的に取り組むためにはさらなる予算が必要です。

事務担当 四日市港管理組合

関係法令等 港湾法、海岸法、社会資本整備総合交付金交付要綱

12. 人口減少対策の取組に向けた支援

(内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省)

日本の人口は2021年10月1日現在で1億2550万2千人と2008年をピークに減少を続けており、また東京圏への一極集中も進行している。一朝一夕に解決できない構造的な課題である人口減少に対応するためには、自然減の緩和に向けた少子化対策と、地方の社会減の解消に向けた流出抑制や流入促進に継続的に取り組んでいくことが必要である。そのため、地方創生で掲げる「活力ある地域社会」の実現に向け、以下の措置を講じること。

- 1 地方創生推進交付金やデジタル田園都市国家構想推進交付金等について継続的に予算を確保するとともに、柔軟な用途とするなど運用改善を図ること。また、地方への新しい人の流れをより大きなものにするため、移住支援事業の対象拡大や周知・広報の充実に取り組むこと。
- 2 デジタル田園都市国家構想の実現に向け、ワーケーションの受入施設等におけるWi-Fiなどの通信環境や、VR・自動運転・スマート農業など新しいサービスの基盤となる5Gなどの情報通信基盤について、事業者支援の拡充等により地方における整備を最優先に進めること。
- 3 地方創生に資する魅力的な地方大学を実現し、地域での若者の進学を促進するため、「地方国立大学の特例的定員増」にあたっては、大学進学者収容力が低い地方の大学に対して公募要件を緩和するとともに、優先的に採択すること。また、大都市圏の大学の地方移転（サテライトキャンパスの設置を含む）への財政支援措置を講じること。
- 4 地方においては大企業に比べて資金や人材に余裕が少ない中小企業が多いことから、若い世代が地域に住みながら、安心して結婚し、子どもを産み育てることができるよう、中小企業の仕事と子育て等の両立や健康経営の取組が進むよう支援の充実を図ること。
- 5 少子化の進行が危機的状況にあることをふまえ、令和2（2020）年5月に策定された第4次少子化社会対策大綱に定める基本的な目標である「希望出生率1.8」の実現に向けた対策を推進すること。
 - (1) 子育て家庭の生活の安定に向けて、児童手当または新たな制度の創設による給付の大幅拡充を図ること。さらに、安心して子どもを産み育てられるよう、幼児教育や保育などの子育て環境の整備等も含めた少子化対策の一貫性をもった政策パッケージとして、社会全体で子育てを支える持続可能性の高い制度構築の検討を行うこと。
 - (2) 出生時育児休業（産後パパ育休）の創設や「従業員への育児休業取得の働きかけ」の義務化など、育児・介護休業法の改正を契機として、制度が十分に活用されるよう、男性育児休業取得に対する機運醸成のほか、育児休業を取得する従業員の代替要員確保に向けた仕組みなど、男性が育児休業を取得しやすい環境整備を進めること。

《現状・課題等》

- 1 三重県では平成 19（2007）年をピークに人口減少が年々加速しており、令和 2（2020）年の国勢調査結果によれば、本県の人口は約 177 万人で、平成 27（2015）年の約 181 万 6 千人から約 4 万 6 千人減少し、5 年間の減少率は 2.51%とこれまでで最大となりました。

こうした状況をふまえ、三重県においては、令和 4 年を「人口減少対策元年」として、人口減少対策の推進体制を強化し、自然減対策、流出抑制や流入促進による社会減対策を両輪とした対策に、全庁をあげてさらに推進していくこととしています。

令和 3（2021）年における本県の転出超過数 3,480 人のうち、15 歳～29 歳の若者が 3,131 人と全体の約 9 割を占めていること、特に 20～24 歳の女性の転出が顕著であることから、若者、女性の流出抑制・流入促進が課題となっています。

地方創生の実現に向けては、地方が実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくため、地方創生推進交付金をはじめとする地方創生関連予算について、引き続き確保・充実することが必要です。中でも、地方創生推進交付金（移住支援）について、東京 23 区内に在住（通勤）していた人以外の方は給付対象とならないことや、デジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）について、単独の企業が利用するサテライトオフィスの整備・運営や、テレワーク・ワーケーションに活用できる宿泊施設のプロモーションが支援対象とならないこと、新たに追加された「進出企業定着・地域活性化支援事業」における進出企業は同交付金を活用したサテライトオフィス等を利用する企業に限られることなど、対象となる取組の範囲が狭く、地域の実情に応じた取組が推進できない部分があるため、対象の拡大など運用改善の検討が必要です。

また、新型コロナの影響により、地方への移住に関心が高まっている機会を逃すことなく、地方への新しい人の流れに確実につなげていくため、移住支援事業について対象の拡大に加え、周知・広報のさらなる充実が必要です。

- 2 デジタル田園都市国家構想の実現に向けては、情報通信基盤が地方において整備されることが重要です。観光宿泊施設をはじめとしたワーケーションの受入施設等における Wi-Fi などの通信環境整備を進めるとともに、5G については現状では都市部を中心に整備されているため、地方での基地局整備に対するインセンティブを設けるなど、事業者が優先的に地方から整備を進めていくための支援が必要です。

- 3 三重県の大学進学者収容力は 40.6（令和 3 年度）と全国的に見て極めて低い水準にとどまっており、また、大学に進学した県内高校生のうち約 8 割が県外の大学に進学するなど、大学進学時における若者の県外への転出が深刻な課題となっています。

地域での若者の進学を促進するには、魅力ある地方大学を実現し、進学希望者にとって満足できる教育を受けられる場や多様な選択肢を提供する必要があります。

地方創生に資する魅力的な地方大学の実現を目的として、地方国立大学の定員増が極めて限定的かつ特例的に認められることとなりましたが、定量的なエビデンスに基づく詳細な分析を踏まえた人材需要があること、雇用創出や産業創出といった地方創生に資する明確なアウトカムの見通しがあること等厳しい条件が課されていることから、初年度の申請は 2 大学にとどまり、どちらも採択には至りませんでした。

大学進学者収容力の低い地域では定員増による地方創生への効果が大きくなることから、大学進学者収容力の低い県にある地方国立大学に対して公募要件を緩和するとともに、その採択にあたっては優先的な取扱いとすることが有効です。

また、大学の移転（サテライトキャンパスの設置を含む）には、施設整備・施設改修及びその後の施設運営等多大な経費が必要となるため、大都市圏の大学にサテライトキャンパス設置を含めた地方移転を行うインセンティブが働くよう、財政支援制度の創設が必要です。

4 結婚した夫婦から生まれる子どもの数「完結出生児数」は2人程度を維持しているものの、50歳時未婚割合は大きく増加しており、未婚化が出生数や合計特殊出生率の低下に影響を与えていると考えられます。

また、出生率の低下に加え、人口の県外流出等により、三重県の20歳～49歳人口は平成12（2000）年に約72万人であったところ、令和2（2020）年には約58万1千人と20%近く減少しており、出生数の減少に拍車をかけています。

このため、自然豊かな地方に住み、安心して結婚し、子どもを産み育てたい若者に選ばれる地域となるため、地方において大部分を占める中小企業等が、安定した雇用の場となるとともに、若い世代に選ばれるため、企業等においてイクボスの推進をはじめ、仕事と子育てや不妊治療等の両立ができる職場環境や健康経営※の取組等が進むよう、支援の充実が必要です。

※「健康経営」は、特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。

5（1）本県が実施した意識調査において、子育て家庭の子どもの数の理想と現実のギャップの理由については「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と回答した割合が8割以上と最も多いことから、子どもを持つことに対する経済的な不安を解消することが、出生数の増加につながると考えられます。そこで、現行の給付制度である児童手当について支給額の増額、支給期間の拡張、所得制限の撤廃など抜本的な見直しを行い、新たな制度として給付の大幅な拡充を図るとともに、幼児教育や保育などの子育て環境の整備等と併せて、保育サービス等の現物給付だけでなく、非正規雇用も含めた働き方改革や育休取得時の所得保障など、少子化対策の一貫性をもった政策パッケージとして実施することで、これから子どもを持つ世代の不安を取り除くことが必要です。

5（2）「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正等により、出生時育児休業（産後パパ育休）の創設や、企業に対する「従業員への育児休業取得の働きかけ」が義務化されるなど、男性の育児休業に関する制度整備は進んでいるものの、令和2（2020）年度の全国における男性育児休業取得率は12.65%（雇用均等基本調査）にとどまることから、制度が十分に活用されるよう、男性の育児休業取得に対する機運醸成や、休業中の代替職員を確保する仕組みの構築など、育児休業を取得しやすい環境整備を進める必要があります。

事務担当 戦略企画部人口減少対策課、子ども・福祉部少子化対策課、地域連携部移住促進課、雇用経済部県産品振興課、デジタル社会推進局デジタル事業推進課
関係法令等 まち・ひと・しごと創生法、電波法、特定高度化情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律、少子化社会対策大綱、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、児童手当法

13. リニア中央新幹線の早期全線開業および地方のリニア

インパクト最大化への支援強化

(国土交通省)

リニア中央新幹線の開業によって形成されるスーパー・メガリージョンの波及効果を地方創生の起爆剤とするため、一日も早い全線開業とリニアインパクトの最大化に向けた支援策を講じること。

1 リニア中央新幹線の名古屋・大阪間整備について、ルート・駅位置の早期確定に向け、沿線自治体等とも積極的に連携すること。

また、一日も早い名古屋・大阪間の着工・全線開業を実現させるため、現在直面している東京・名古屋間の工事に関する課題については、早期解決に向け引き続き関係者との連携・調整を図ること。

さらに、名古屋・大阪間の早期事業着手や工期短縮を図るため、各種行政手続きの簡素化など、事業者や地方自治体が求める対応策をあらかじめ講じておくための体制づくりを関係省庁連携のもと進めること。

2 リニア中間駅を核とした魅力ある地域づくりが展開できるよう、鉄道や道路網の整備による広域交通ネットワークの構築など、地方におけるリニアインパクトの最大化に必要な取組を進めるための支援策を検討すること。

《現状・課題等》

1 本県では、令和4（2022）年度リニア建設促進三重県期成同盟会総会でリニア三重県駅候補地案を決議のうえJR東海に要望し、JR東海による環境影響評価手続きの円滑な実施につなげたいと考えています。そのため令和4年2月に「三重県リニア推進本部」を庁内に設置し、リニア中央新幹線が三重県にもたらす効果を最大化し、リニア開業を見据えた地域づくりに向けて取り組んでいます。

リニア開業を見据えた地域づくりを具体的に進めるには、名古屋・大阪間のルートと駅位置を速やかに確定して事業に着手するとともに、効率的に工事等を進め、早期開業につなげていくことが重要です。

国においても、「骨太の方針」において、地域活性化に向けた環境整備のため、リニア中央新幹線の早期整備を進めるとの方針を示しており、沿線自治体等とも連携してこれら取組を進め、全線開業の早期実現を図る必要があります。

また、現在の東京・名古屋間の2027年の開業に向けて、建設工事が着実に進められるよう、国においても引き続き必要な連携・調整を行うとともに、同区間の進捗にかかわらず、名古屋・大阪間の2037年全線開業が確実なものとなるよう、各種許認可の申請・届出の窓口を一元化するなど、東京・名古屋間の整備事業で培ったノウハウを生かして早期事業着手や工期短縮に資する方策を講じるための体制を関係省庁で構築し、事業者や地方自治体を支援することが必要です。

2 リニア中央新幹線の全線開業により、首都圏、中部圏、関西圏の3大都市圏が一体化したスーパー・メガリージョンが形成され、中部圏と関西圏の中間に位置する本県においても集客交流、産業振興などによる魅力ある地域づくりが進むという波及効果（リニアインパクト）が期待されることから、名古屋・大阪間のルートおよび駅位置の確定を見据え、早い段階からリニア中間駅を核とした地域づくりに取り組む必要があります。

特に地方においては、リニア中間駅と鉄道の接続や道路網の整備などによるリニア駅を核とした交通ネットワーク網の構築と、駅周辺の開発や魅力あるまちづくりが重要な要素となることから、これらリニアインパクトを最大化させ、地方創生に資する取組への国の重点的な支援がルートおよび駅位置の確定と同時に得られるよう、早い段階から地方への有効な支援策を検討しておくことが必要です。

事務担当 地域連携部交通政策課
関係法令等 全国新幹線鉄道整備法等

14. 地方への再生可能エネルギー導入拡大に係る支援の一層の充実

(経済産業省)

- 1 国が行う洋上風力発電等の再生可能エネルギー導入拡大に向けた調査等について、早期に実施すること。また、途中経過も含め、即時に情報提供するとともに、積極的に取り組む地方自治体との連携の一層の強化を図ること。
- 2 再生可能エネルギー関連産業の創出のため、地域の実情に応じた事業を実施できるよう、自由度の高い柔軟で弾力的な財政支援制度を新たに構築すること。

《現状・課題等》

(カーボンニュートラルを契機とした産業振興・地域経済活性化に向けた取組)

国内外の脱炭素化の流れがますます加速する中、本県では令和3(2021)年3月に「三重県地球温暖化対策総合計画」を策定して、温室効果ガス削減の取組や気候変動への適応策を取りまとめ、対策を推進しています。

一方、太陽光や風力発電は、導入が促進される中、環境・人体への影響の懸念の増大に伴い、地域との合意形成の困難になる等、適地が減少するとともに、デメリット・リスクと捉えられ、産業振興や地域経済の活性化に結びついていませんでした。

こうした中で、CO₂の排出抑制や気候変動をリスクとしてだけ捉えるのではなく、国のグリーン成長戦略も踏まえ、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を県内の産業振興や地域経済の活性化につなげることに軸足を置いた取組を進める必要があります。

(洋上風力発電等の再生可能エネルギーの導入促進に係る課題・取組の方向性)

大規模な開発の適地が減少することにより、太陽光や風力発電などの既存の再生可能エネルギーの導入が鈍化し、2050年の脱炭素社会実現に向けた、2030年度の温室効果ガス削減目標の達成がより厳しい状況になると考えられます。

そこで、本県では、令和4(2022)年度に、洋上風力発電などに関する再生可能エネルギー導入のポテンシャル調査を実施するとともに、設置やメンテナンスのための港湾施設の整備や発電設備のメンテナンス人材の育成など、必要な取組の検討を進め、再生可能エネルギーの導入促進や新産業の創出を図ることとしています。

- 1 国が実施する調査結果等を参考としつつ、施策を効果的・効率的に実施するため、早期に調査等を実施するとともに、途中経過も含め、即時に情報を提供するとともに、国としても主体的に、積極的に取り組む地方自治体との連携の一層の強化を図っていただきたいと考えています。
- 2 洋上風力発電関連産業は、裾野が広く、開発状況等もさまざまであること等、再生可能エネルギーの関連産業を新たな産業として創出するためには、環境整備など地域の実情に応じた事業を実施する必要があります。このような事業を実施するため、自由度の高い柔軟で弾力的な制度を新たに構築していただきたいと考えています。

事務担当 戦略企画部企画課、雇用経済部新産業振興課

関係法令等 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律

15. 四日市コンビナートのカーボンニュートラル化に向けて、 地域・官民で進める取組への支援 （経済産業省）

カーボンニュートラルコンビナート（CNK）の形成と、それに不可欠な「水素」の利活用拡大に向けて、事業採算性の検証、実用化のための研究開発、設備投資等、想定される様々な課題の検討、解決にあたる地域一体となった官民の取組に対して必要な支援を行うこと。

《現状・課題等》

四日市コンビナートは、汎用的な化学製品から高機能素材等に至る様々な製品の供給を通じて我が国経済の発展と地域の雇用を支えてきましたが、脱炭素社会の実現に向けて、事業構造の抜本的な変革が求められており、三重県として、コンビナート全体の視点に立ち、四日市市や地域企業等とベクトルを合わせた取組を推進していく必要があります。

カーボンニュートラルコンビナート（CNK）の形成に向けて、エネルギーをはじめ、製造、素材、物流、港湾等の各産業分野の企業が数多く集積した工業地域としての活力、ポテンシャルをさらに高めていく上で、水素等の新しいクリーンエネルギーの導入、利活用の拡大に取り組むことが大きな柱となります。

三重県では、四日市市と連携して、平成 28（2016）年度より水素利活用にかかる調査検討を始め、平成 30（2018）年度に設置された「四日市コンビナート先進化検討委員会」で、競争力強化や人材育成等に取り組む中でカーボンニュートラルへの機運醸成に努めてきました。そして、令和 4（2022）年 3 月 22 日、三重県知事を会長、四日市市長を委員長として、コンビナート関係企業（18 社）、地元商工会議所、学識経験者の計 24 名から成る、「四日市コンビナートのカーボンニュートラル化に向けた検討委員会」を設立しており、引き続き、エネルギー利用、素材開発供給、企業間連携などの視点で、企業提案に基づく分科会ワーキングを立ち上げ、具体的取組の議論を進めていくところです。

また、県単独でも、今年度設置するカーボンニュートラル実現コンビナートワーキンググループ（WG）における議論を通じて、新たな成長が期待されるコンビナートの取組を具現化し、全庁的に進める「ゼロエミッションみえ」プロジェクトの加速化を図っていきます。

併せて、取組の中心となる水素の利活用拡大については、「中部圏水素利用協議会」（2020 年（令和 2 年）3 月発足・関係企業 18 社）と 3 県 1 市（三重県、愛知県、岐阜県、名古屋市）及び経済 3 団体（名古屋商工会議所、中部経済連合会、中部経済同友会）との間で 2022 年（令和 4 年）2 月 21 日、包括連携協定が結ばれており、「中部圏大規模水素サプライチェーン社会実装推進会議」の発足のもとで、「水素普及 WG」で利用啓発・PR 活動等を、「社会実装実現 WG」で受入基地、配送網構築、規制緩和等の検討を進めていきます。

今後、三重県として、四日市市とともに上記の 2 つの協議体の枠組みを最大限に活用し、県市の WG や検討会との連携も含め、CNK の形成と水素の利活用拡大に向けた検討、実践に取り組むにあたり、こうした、地域一体となった官民の取組に対して、国からの力強い支援、バックアップが不可欠であると考えています。

16. 2023 年に日本で開催される G 7 関係閣僚会合の三重県開催

(内閣官房、外務省、国土交通省)

2023 年 G 7 関係閣僚会合について、伊勢志摩サミットの開催実績に裏打ちされた安全かつ静かな環境を有し、地域の開催気運も高まっている三重県を開催地とすること。

《現状・課題等》

平成 28 (2016) 年の伊勢志摩サミットの開催以降、伊勢志摩地域が注目され、国内外から観光客が増加するとともに、世界から国際会議が開催可能な地として認知され、サミット開催後も 55 件もの国際会議が開催されるなど大きな効果がもたらされました。県民も世界最高峰の国際会議が開催された地域として大きな誇りを持つことができ、とりわけ、若い世代を中心に国際的な視野を持つ人材育成にも繋がっています。

本県では、更なる国際会議の開催を目指して、「2023 年みえ G 7 関係閣僚会合誘致推進協議会」を立ち上げ、官民一体で積極的に G 7 関係閣僚会合の誘致活動に取り組んでおり、その実現に向けた機運も高まっています。

会場候補地の志摩市周辺地域は、伊勢志摩サミットの開催実績を有し、G 7 関係閣僚会合の開催地として申し分ない、安全かつ静かな環境を有し、開催に必要な要件を備えています。新型コロナウイルス感染予防対策についても、伊勢志摩地域が一体となって取り組んでおり、来県者や地域住民など、皆が安心していただける環境が整っています。

また、本県は、古来より街道交通の要衝地であり、日本の旅行・観光の原点であるお伊勢参りの旅行客をもてなしてきた地であるとともに、伊勢志摩国立公園、海女や忍者をはじめ特色ある自然文化や食などの観光資源が世界中の観光客を魅了しています。

さらに、リニア中央新幹線、自動運転、MaaS、空飛ぶクルマなど、交通の未来に向けた諸取組を積極的に行っています。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大により、伊勢神宮をはじめ全国有数の観光入込客数を擁する本県の観光産業は、特に大きな打撃を受けており、県内経済は非常に厳しい状況が続いています。

このような中、観光客の回復、コロナ禍で傷んだ地域の活性化及び国際会議の開催地としての更なるブランドの確立に繋げていくためにも、本県にて G 7 関係閣僚会合、とりわけ「交通」に係る閣僚会合の開催地に選定していただきますようご配慮をお願いします。

事務担当 雇用経済部国際戦略課

17. 地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための地方一般財源の確保・充実等 (総務省)

- 1 地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、令和6(2024)年度まで堅持された「地方一般財源総額実質同水準ルール」をもとに、今後も安定的な財政運営に必要な総額を確実に確保・充実すること。
- 2 地方交付税の適切な総額の確保や臨時財政対策債の縮減を図るなど、地方財政の質の改善を推進すること。
- 3 特に、地方が新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すことができるよう、地方の現場の声に、より一層耳を傾け、関係省庁への働きかけも含め、地方への財政支援を継続すること。
- 4 ゴルフ場利用税は、ゴルフ場関連の行政需要にも活用されている貴重な財源であり、現行制度を堅持すること。

《現状・課題等》

- 1 令和4(2022)年度地方財政計画において、地方の一般財源総額は、地方税・地方譲与税が前年度比で3.9兆円の増額、地方交付税が前年度比で0.6兆円の増額、臨時財政対策債が前年度比で3.7兆円の減額となった結果、前年度比で0.7兆円増の63.9兆円となっています。なお、不交付団体水準超経費分を除く、交付団体ベースの一般財源総額は、前年度比で0.02兆円の微増となっています。

今後も地方が責任を持って、防災・減災、県土の強靱化といった県民の命と暮らしを守る取組をはじめ、脱炭素社会の実現に向けた取組、観光産業の振興、人口減少への対応など、地域の実情に応じたきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方の財政需要を適切に積み上げ、地方一般財源総額の確保および充実を図る必要があります。

- 2 地方交付税の本来の役割である財源保障機能・財源調整機能を適切に発揮するためには、法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを進め、臨時財政対策債など特例措置に依存しない持続可能な制度の確立をめざす必要があります。
- 3 これまで新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等を最大限活用し、さまざまな感染症対策や経済対策を講じることができました。

今後も地方が新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すことができるよう、地方の現場の声に、より一層耳を傾け、内閣府や厚生労働省等の関係省庁への働きかけも含め、地方への財政支援を継続する必要があります。

- 4 ゴルフ場利用税は消費税との「二重課税」という指摘や、スポーツ振興の観点から、廃止や税負担の軽減を求める要望や議論があります。しかしながら、ゴルフ場利用税はアクセス道路の整備・維持管理をはじめとするゴルフ場関連の行政需要に対応していること、また、その7割がゴルフ場が所在する市町村に交付されており、都道府県・市町村の貴重な財源となっていることから、現行制度の堅持が必要です。

事務担当 総務部財政課、税務企画課、地域連携部市町行財政課
関係法令等 地方交付税法、地方税法

一般項目

1. 防災DXの推進による災害対応力の強化

(内閣府)

- 1 国が一律に情報を収集し、沿岸の自治体等へ迅速に津波予測情報を提供するための広域的な津波予測システムについて、早急に全国的・広域的な整備を行うこと。
- 2 ISUTの組織体制の強化を行うとともに、防災地図情報のプラットフォームであるSIP4Dについて、ISUTの派遣に至らない災害であっても、地方自治体単独で活用できる仕組みづくりを行い、どの自治体においても活用しやすいものとなるよう、各地方自治体の意見を聴きながら今後のシステム改修を進めること。

《現状・課題等》

- 1 本県では、国立研究開発法人海洋研究開発機構（JAMSTEC）および国立研究開発法人防災科学技術研究所（防災科研）の協力を得て、南海トラフ地震による津波高や津波到達時間、浸水範囲等の津波予測を行う「地震・津波観測監視システム（DONET）を活用した津波予測・伝達システム」を令和元（2019）年度に導入しました。

現在、国がDONETと同様の津波観測システムとして高知県沖から日向灘にかけて整備を進めているN-netが完成すれば、既に東日本太平洋沖に設置されているS-netと併せて、太平洋側における高精度な津波観測網が完成します。

国がこれらの観測網を活用し、太平洋沿岸を対象に、本県と同様の「津波予測・伝達システム」を整備して、南海トラフ地震など巨大地震が発生した際、情報を一律に収集し、沿岸の自治体等へ迅速に津波予測情報を提供することは、本県の災害対応に大いに役立つだけでなく、わが国の津波対策や発災後のプッシュ型支援を効果的に進める上でも非常に有効であると考えます。

- 2 本県は、令和2（2020）年度に内閣府が実施した「SIP4Dを活用した災害情報のリアルタイム共有促進技術の実証」事業に参画しており、防災情報システムから避難所情報等がSIP4Dに自動送信されるようになったことで、被災した際にはISUT派遣チームと同時に情報共有し、さらに迅速な災害対策活動が可能となりました。

広域的な大規模災害が発生した際は、多くの地域へのISUTの派遣が見込まれることから、ISUTの組織体制を強化し、確実に支援できる体制を構築していく必要があります。

また、SIP4Dによる被害情報等の災害情報の集約・地図化は有効であることから、ISUTの派遣に至らない災害であっても、地方自治体が独自にSIP4Dを活用できる仕組みづくりを行うとともに、SIP4Dがどの自治体においても活用しやすい共通のシステムとなるよう、各地方自治体の意見を聴きながら今後のシステム改修を進めていく必要があります。

事務担当 防災対策部防災企画・地域支援課、災害対策課
関係法令等 災害対策基本法

2. 南海トラフ地震臨時情報への対応

(内閣府)

- 1 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に、住民が適切な避難行動をとれるよう、臨時情報のさらなる周知・啓発や、正しい理解の促進に努めること。
- 2 臨時情報（巨大地震警戒）発表時においても、企業等が事業の継続を念頭に防災対応の検討を進めるため、専門的知見に立脚した助言の実施や業種別のガイドラインを作成すること。

《現状・課題等》

- 1 気象庁から南海トラフ地震臨時情報（以下「臨時情報」という。）が発表された場合、後発地震に備える必要がある地域では、臨時情報の種別に応じ、1週間から2週間の間、地震への備えの再確認や自主的な事前避難などが必要となります。

本県では、市町との研究会等を定期的開催し、市町が行う事前避難対象地域の設定や、情報伝達体制の構築などについて、課題の共有や対策の検討を行うとともに、昨年度策定した臨時情報（巨大地震警戒）発表時の県有施設の対応方針をふまえ、各施設において事前避難等に円滑な対応ができるよう防災対応マニュアル等の修正に取り組んでいるところです。

一方、円滑な事前避難のためには、臨時情報に関する住民等への周知・啓発が大きな課題となっており、南海トラフ地震に関し広報誌や県ホームページ、新聞、ラジオ等を活用した情報発信やシンポジウムの開催など、普及啓発を進めていますが、国においても、臨時情報発表時に住民が円滑かつ適切な避難を行えるよう、メディアと連携した積極的な情報発信など、臨時情報のさらなる周知・啓発や発表される情報の理解の促進に努めることが必要です。

- 2 企業の経済活動について、国のガイドラインにおいては、臨時情報（巨大地震警戒）発表時であっても、「個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続することが望ましい」と示されています。

このことから、本県では約230の県内企業が加入しているみえ企業等防災ネットワークを活用し、臨時情報が発表された際の企業のとるべき対応を周知するとともに、三重県ライフライン企業等連絡会を開催し、事業継続を前提として臨時情報への措置の検討促進や計画策定の支援などに取り組んできたところですが、業種ごとに社会的な役割や想定されるリスクは異なっており、事業継続の判断が難しい業種もあるため、国において、企業がさらに詳細に検討を進めることができるよう、専門的知見に立脚した助言や詳細な業種別ガイドラインの策定などに取り組む必要があります。

事務担当 防災対策部災害対策課

関係法令等 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

3. 避難所の感染症対策への安定的な財政支援制度の創設と 災害救助法の事務の簡素化・効率化

(内閣府)

- 1 災害時における感染症のまん延等を防止するため、災害の規模等に関わらず、市町が行う避難所の設置及び維持管理に要する費用については、安定的な財政支援制度を創設すること。
- 2 災害救助法における求償事務等において、県及び市町の労務を軽減するため、事務の簡素化や効率化を図ること。

《現状・課題等》

1 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応では、「収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館の活用等も検討」することとして、国から地方自治法に基づく技術的助言がなされています。(令和2(2020)年4月1日付「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」 内閣府・総務省消防庁・厚生労働省の担当課長通知)

また、感染症患者の避難については、「軽症等であっても、感染拡大を防止するため、宿泊療養施設等に滞在することが原則」ですが、「宿泊療養施設等に避難することができない場合には、まず避難所に避難」した後、「対応可能な宿泊療養施設を確認次第、すみやかに移送」するよう、技術的助言がなされています。

(令和3(2021)年5月13日付「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A(第3版)について」 内閣府・総務省消防庁・厚生労働省・国土交通省観光庁の担当課長通知)

さらに、令和2(2020)年5月27日付「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費について」では、「災害救助法が適用されない災害においても、新型コロナウイルス感染症への対応として実施するホテル・旅館等や民間施設の借り上げ、当該施設への輸送等を含む避難所設置、維持及び管理に要する費用については、令和2年4月1日以降に実施される事業であれば、交付金(※)の活用が可能であること」と、技術的助言がなされています。

(※) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

新型コロナウイルス感染症患者の避難や、密集を避けるための避難所の確保について、今後も国の技術的助言に基づき適切に対応するため、市町が行う避難所の設置及び維持管理に要する費用については、国が安定的な財政支援制度を創設し、引き続き支援することが必要です。

2 国では、自治体における災害救助法の事務の合理化等を進めるため、令和4(2022)年度当初予算により調査が行われることとなりました。

現在、国においては、令和2(2020)年度に本県が行った災害救助法の求償事務のシステム化等の要望を踏まえた検討が進められており、効果的なシステム化を行うには、各自治体の会計規則の変更や会計システムの改修等が必要となり課題があるとする一方で、複数の自治体から災害救助法の求償手続については事務負担が大きいとの意見が寄せられています。

行政事務を効率化し、県及び市町の労務を軽減する観点から、災害救助法における求償事務等については、特定の手法にこだわらず、引き続き事務の簡素化や効率化等に取り組んでいく必要があります。

事務担当 防災対策部防災企画・地域支援課
関係法令等 災害救助法

4. 児童ポルノ等の自画撮り被害から青少年を守る施策

(内閣府、総務省、法務省、警察庁)

- 1 児童ポルノ等の自画撮り被害から青少年を守るため、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」の改正などにより、被害につながる青少年への働きかけを抑止する等のさらなる規制について検討すること。
- 2 自画撮り被害は、その大部分がコミュニティサイトの利用に起因して発生していることから、青少年が被害に遭うことのないよう電気通信事業者等と協議の上、被害防止に有効な技術開発や普及促進などの効果的なコミュニティサイト対策を行うこと。

《現状・課題等》

- スマートフォンの普及等により全国的に自画撮り被害に遭った児童数は増加傾向にある中、新型コロナウイルス感染症の影響による外出機会の減少等は、青少年が SNS の利用を通じて見知らぬ人とつながるリスクを高め、自画撮り被害をさらに増加させることが懸念されています。そのため、本県では、「青少年が使用する携帯電話のフィルタリングサービス」や「家庭のルール作り」などの啓発に取り組んでいますが、被害は後を絶たない状況にあります。
- そのような現状もふまえ、本県では令和元（2019）年度に「三重県青少年健全育成条例」を改正し、自画撮り画像を送るよう求める行為を禁止するとともに、悪質な行為には罰則を設けたところであり、同様の条例改正は全国 31 都道府県で行われています（令和 4 年（2022 年）4 月時点）。
- しかし、現状の法規制では、画像を送らせ、手元に届いた時点で「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（以下「児童ポルノ禁止法」という。）」違反となりますが、事後的な対応となり、被害を未然に防ぐには十分ではありません。
- 未然防止対策として加害者側への規制と媒介となるコミュニティサイト対策が必要と考えますが、インターネット上で行われる行為は、被害者と加害者が異なる都道府県に所在する場合があるため、その規制範囲が各都道府県の圏域にとどまる条例での対応では限界があり、児童ポルノ禁止法の改正などによる、加害者側への新たな規制、コミュニティサイト対策が必要です。

事務担当 子ども・福祉部少子化対策課

関係法令等 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

5. 性犯罪・性暴力被害者支援の推進

(内閣府)

- 1 性犯罪・性暴力の根絶と性暴力被害者の支援に関する基本的な方針や責務を明確にし、ワンストップ支援センターの充実や各種取組の強化を図るため、性犯罪・性暴力被害者支援に関する法律を制定すること。
- 2 性犯罪・性暴力被害者がどこに住んでいても同一の支援を受けられるよう、全国統一の支援体制の確立に向けて、地方の実情に応じた適切な対応を行うこと。
- 3 性犯罪・性暴力被害者への支援が一層進むよう、ワンストップ支援センターの運営経費に対する交付金の拡充に加えて、それ以外の性犯罪・性暴力対策経費を対象とした交付金の創設など、地方の取組状況に応じたさらなる財政支援の拡充に取り組むこと。

《現状・課題等》

- 1 性犯罪・性暴力対策及び被害者支援については、これまで犯罪被害者等基本法や男女共同参画基本計画等に基づいて取組が進められてきたところですが、現状、方針や責務を明確に示した法律が存在していません。性暴力被害の深刻さや被害者支援の重要性に鑑み、性犯罪・性暴力の根絶と性暴力被害者の支援に関する基本的な方針や責務を明確にし、ワンストップ支援センターの充実や各種取組の一層の強化を図っていくために、性犯罪・性暴力被害者支援に関する法律を制定することが必要です。
- 2 「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」については、各都道府県に1か所以上整備されましたが、各地方自治体におけるワンストップ支援センターの運営状況はさまざまです。性犯罪・性暴力被害者がどこに住んでいても同一の支援を受けられるよう、全国共通ナビダイヤルの通話料無料化、夜間休日対応のコールセンターに係る利用条件の緩和、コールセンターとワンストップ支援センターとの連携体制の構築等、全国統一の支援体制の確立に向けて、地方の実情を踏まえた柔軟で適切な対応が必要です。
- 3 本県では、平成27(2015)年6月にワンストップ支援センターとして「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」を開設しました。開設後、相談件数は増加傾向で推移しており、令和2年度の相談件数は前年度の約2倍に急増し、令和3年度もほぼ同水準となりました。今後も相談件数は増加傾向を続けていくものと見込まれますが、現状、そうした相談・支援ニーズに応えられるだけの体制が整備できていません。外国語対応やSNS等の多様な相談に対応するための経費や相談員の人件費の補助率等について、財政負担の軽減や運営の安定化を図るため、地方の実情に応じたさらなる財政支援の拡充が必要です。さらに、近年実態が顕在化してきた子どもに対する性暴力への対応や、性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組も重要になってきていることから、同取組にかかる広報・啓発経費等のワンストップ支援センター運営経費以外の性犯罪・性暴力対策経費を対象とした交付金の創設など、地方の取組状況に応じたさらなる財政支援の拡充が必要です。

事務担当 環境生活部くらし・交通安全課
関係法令等 犯罪被害者等基本法、男女共同参画社会基本法
性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金要綱

6. 就職氷河期世代への支援にかかる財源措置の延長

(内閣府)

令和4（2022）年度までの時限的な措置となっている「地域就職氷河期世代支援加速化交付金」については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により雇用環境は非常に厳しい状況にある中、就職氷河期世代の就職・正社員化がより難しくなることから、令和5（2023）年度以降も当面の間、引き続き必要な財源措置を講じること。

《現状・課題等》

- 三重県における就職氷河期世代（概ね35～50歳）の人口は、約37万人（R1.10.1現在）となっており、本県における就職氷河期世代のうち、正規雇用を希望しながら不本意に非正規雇用で働く者や長期にわたり無業の状態にある者の数は、推計で約13,000人、社会参加に向けた支援を必要とする方は、推計で約7,700人程度存在するものと考えられます。（令和2年度調査）
- こうした状況にある人を対象として、令和元年5月に厚生労働省において「就職氷河期世代活躍支援プラン」が取りまとめられ、6月に閣議決定された「骨太方針2019」で、就職氷河期世代への支援として3年間の集中的な取組「就職氷河期世代支援プログラム」が打ち出され、その一環として「地域就職氷河期世代支援加速化交付金」が創設されました。
- 本県でも、令和2年3月に「みえ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」を設置し、「都道府県プラットフォーム計画」を策定するとともに、設定したKPIに基づき計画を進めているところです。また、「地域就職氷河期世代支援加速化交付金」を活用し、ジョブカフェ「おしごと広場みえ」内に就職氷河期世代専用相談窓口「マイチャレ三重」を設置、県内の就職支援機関やひきこもり支援機関等の関係機関と連携しながら同世代への就職支援の取組を開始したところです。
- しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、依然として雇用環境は非常に厳しい状況であり、経済活動の低迷が長期化することが懸念されている中で、就職氷河期世代の就職・正社員化がよりいっそう難しくなることが考えられます。
- また、令和2年度に就職氷河期世代を対象とした実態把握を目的とした調査を行ったところ、就職氷河期世代特有の様々な課題があるため、未だ就職・定着までつなげていない場合が多くあり、引き続き、就職氷河期世代専用相談窓口「マイチャレ三重」において切れ目ない支援を行う必要がありますが、「地域就職氷河期世代支援加速化交付金」が令和4年度までの時限的な措置となっているため、令和5年度以降についても、県の取組に対する財源措置が必要です。

事務担当 雇用経済部 雇用対策課
関係法令等 青少年の雇用の促進等に関する法律

7. 「デジタル活用支援推進事業」の拡充

(総務省)

「デジタル活用支援推進事業」の実施にあたっては、市街地以外の地方において空白地域を作らないようにすること

- 1 「全国展開型」事業について、一部の携帯ショップでしか開催されていないため、できるだけ多くの携帯ショップにおいて開催できる仕組みにすること。
- 2 「地域展開型」事業について、携帯ショップがない地域の希望する市町において、空白地域なく実施できるよう、実施枠の調整や拡充を行うこと。
- 3 「デジタル活用支援員」の制度設計においては、必要な地域に必要な人員が育成される仕組みを構築すること。

《現状・課題等》

- 1 「全国展開型」事業では、全国の携帯ショップで高齢者シニア向けのスマホ教室が実施されていますが、三重県においてショップは市街地に集中しています。

令和3（2021）年度は29市町のうち19市町にショップがあるものの、開催は一部にとどまっており、ショップが近くあってもスマホ教室に参加できない状況です。できるだけ多くのショップで教室が開催されるよう、他のショップに講師を巡回させるなどの配慮が必要です。

- 2 「地域展開型」事業においては、令和3（2021）年度に三重県内で実施された地域は3市で、そのすべては携帯ショップがある「全国展開型」対象地域でもあり、携帯ショップがない地域では実施されませんでした。また、全体の応募状況を見ると2次募集の段階で実施枠が埋まる状況であったことから、実施枠を拡充するとともに、採択にあたっては、「全国展開型」で実施されない地域を優先するなどの配慮が必要です。

- 3 「デジタル活用支援員」の制度設計については、都市部だけに講師の育成や配置が偏ることなく、地方自治体の意向を反映するなど地方の実情をふまえる必要があります。

事務担当 デジタル社会推進局デジタル事業推進課

関係法令等 情報通信利用促進支援事業費補助金交付要綱

8. 自治体情報システムの標準化・共通化についての財政措置

(総務省 デジタル庁)

- 1 基幹系 20 業務に付属または密接に連携する業務システムにおけるガバメントクラウド上への構築や円滑な連携に必要なシステム改修に係る費用に対し、幅広く補助対象範囲に含めて補助を行うこと。
- 2 自治体ごとに現行システムの契約期間等の状況が異なることから、ガバメントクラウド上のシステムへ移行等するための契約変更に伴う追加経費に対しても全額補助を行うこと。

《現状・課題等》

- 1 標準化・共通化の対象となる基幹系 20 業務に付属または密接に連携する業務システムについては、今後、その範囲や考え方が示されることとされています。対象となることが見込まれるシステムは基幹系 20 業務と同様、住民サービスに影響するシステムであることから、業務に支障が生じないように、円滑な連携に向けて必要となるシステム改修やガバメントクラウド上への移行にかかる費用に対しても、幅広く標準化・共通化の補助対象範囲に含め、国による補助が必要です。
- 2 令和 7 (2025) 年度までに標準準拠システムに移行するため、現行システムの契約期間の変更等が必要となった場合、不可避免的に発生する追加的な経費については、国による補助対象とすることが示されていますが、対象となる範囲や補助額の算定方法等は確定しておらず、該当する県内の自治体からも懸念の声が上がっています。予定年度までにすべての地方自治体が円滑にシステムの移行を完了するためには、追加的に発生する経費の全額を国による補助とすることが必要です。

事務担当 デジタル社会推進局デジタル改革推進課
関係法令等 地方公共団体情報システム標準化に関する法律

9. 消防力向上の取組等への支援措置の充実

(消防庁)

- 1 消防の広域化を直ちに進めることが困難な地域においても消防力を確保・充実していくためには、消防の連携・協力を推進していく必要があることから、その取組に対して広域化と同程度の財政支援を行うこと。
- 2 消防防災ヘリコプターの2人操縦士体制が安定的かつ継続的に運用できるよう、養成機関を新たに創設するなど操縦士の育成・確保対策を講じるとともに、2人操縦士体制等の施行に伴い増加する経費について、十分な財政支援を行うこと。
- 3 消防防災航空隊の運航体制の広域化の検討にあたっては、関係自治体の意見を十分に踏まえること。
- 4 今後の人材育成や安全性の向上に向けた消防防災ヘリコプターの飛行時間（教育訓練時間）の確保が図られるよう、航空機燃料についても「コロナ感染症及び国際情勢の緊迫化に伴う燃料油価格激変緩和対策事業」と同程度の激変緩和対策を行うこと。

《現状・課題等》

- 1 消防の連携・協力については、「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」においても「人的・財政的な資源の効率的な活用によって、現場要員の増強など消防力を充実強化することができる」とともに、「広域化を実現していくための下地が作られる」とされており、広域化に向け、さらなる連携・協力の取組を促していくためにも、次のように広域化と同程度の財政支援が必要です。
 - (1) 連携・協力実施計画に基づく消防署所等の整備に対する財政措置がないことから、緊急防災・減災事業債が適用されるよう対象事業の拡充
 - (2) 市町の消防の連携・協力における準備段階の取組や一時的に必要となる臨時経費に対する財政措置がないことから、通信指令業務の共同運用にかかる消防指令センターの基本設計などの準備経費や通信指令業務以外の業務の共同実施に際し必要となるシステム変更、統一規定の整備等の臨時経費に対する特別交付税措置
- 2 「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」（消防庁告示：令和元(2019)年10月1日施行）に基づき、2人操縦士体制による消防防災ヘリコプターの運航が令和4(2022)年4月1日から施行されました。

全国的にヘリコプターの操縦士が不足しているなか、2人操縦士体制を安定的かつ継続的に運用していくためには、操縦士の養成機関を新たに創設し、技量・経験のある操縦士を育成するなど、操縦士の確保対策が必要不可欠です。また、2人操縦士体制や教育訓練等の実施に伴い、副操縦士の人件費だけではなく、教育訓練を行うための費用のほか、飛行時間の増加に伴うヘリコプター整備費用、燃料費及び隊員、操縦士、整備士等の諸手当など、運営経費の増加が不可避であることから、必要となる経費に対する十分な交付税措置が必要です。
- 3 「消防防災ヘリコプター操縦士の確保・養成及び整備士の確保の推進に関する検討会」報告書（令和2(2020)年3月及び令和3(2021)年3月）において、操縦士の確保や訓練時間をどのように確保していくかについて、運用方法やコスト面からも調査研究を進めるとともに、運航体制の広域化なども踏まえ、更に検討することとされています。

航空隊の運航体制の広域化については、操縦士の確保・養成という面だけでなく、耐空検査等に伴う運休期間の解消やコスト面での負担軽減など多くのメリットが考えられる一方で、平時から複数の都道府県を所管する組織の設置や山岳救助などの活動内容の相違、適切な基地の配置など、さまざまな課題の解消も必要なことから、広域化の検討にあたっては、航空隊を設置している自治体の意見を十分に踏まえることが必要です。

- 4 2人操縦士体制や教育訓練等に関する条項が施行されたことに伴い、消防防災ヘリコプターの飛行時間が増加するうえ、航空機燃料（ジェット燃料）は「コロナ感染症及び国際情勢の緊迫化に伴う燃料油価格激変緩和対策事業」の対象外であることから、原油価格高騰の影響による燃料費の増加が航空隊の運営費を圧迫しています。

今後の人材育成や安全性の向上に向けた教育訓練を円滑に進めるためには、消防防災ヘリコプターの飛行時間（教育訓練時間）の確保が必要不可欠であることから、航空機燃料についても「コロナ感染症及び国際情勢の緊迫化に伴う燃料油価格激変緩和対策事業」と同程度の激変緩和対策が必要です。

事務担当 防災対策部防災対策総務課、消防・保安課
関係法令等 消防組織法、市町村の消防の広域化に関する基本指針、市町村の消防の連携・協力に関する基本指針

10. 人権が尊重される社会づくりの推進

(総務省、法務省)

- 1 人権が尊重される社会の実現に向け、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決を図るため、人権教育・啓発に関する施策を充実強化するとともに、地方自治体が主体的な取組による時機に合致した効果的な人権教育・啓発に関する施策を推進することができるよう、人権啓発活動地方委託事業の予算を増額し、地方自治体が活用しやすい制度とすること。
- 2 さまざまな人権侵害の現状をふまえ、人権侵害行為を防止するとともに、人権侵害による被害者を救済するために、法的措置等を含めた実効性のある人権救済制度を早期に確立し、実施の際には地方自治体等との連携・協力体制を構築すること。
- 3 インターネット上の差別的な書き込み等の人権侵害に対して、速やかに書き込み等を削除することを可能とする法的措置等を含めた実効性ある対策を早急に実施すること。

《現状・課題等》

- 1 偏見等による差別や人権侵害は依然として発生しており、さまざまな人権問題に対する県民の正しい理解と認識を深め、問題の解決を図るためには、人権教育・啓発活動のさらなる推進が必要となっています。本県では、学校・家庭・地域が一体となった人権教育や人権センターを拠点とした啓発活動を実施するとともに、市町への財政的な支援等により連携して取組を進めています。人権問題の解決に向けては、各自治体が地域の実情に応じて、主体的かつ時機に合致した効果的な教育・啓発活動に取り組む必要があります。そのためには人権啓発活動地方委託事業の予算が十分に確保され、地方自治体の意向が十分に反映できる仕組みとなる必要があります。
- 2 本県では、人権侵害による被害者の救済に関して、人権センター等に相談窓口を設けて相談に応じています。しかし、地方自治体等には調査の権限がないなど相談対応には限界があることから、人権侵害行為の防止とともに、独立性、迅速性、専門性を備えた実効性のある人権救済等に関する法制度を早期に確立し、地方自治体等と連携して、きめ細かく被害者の救済を図っていくことが必要です。
- 3 インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件数は、近年増加の一途をたどっており、「部落差別の解消の推進に関する法律」でも問題認識が示されたように、深刻な問題となっています。本県では、ネットモニタリング活動を通じた削除依頼等の対応や削除活動を行うための人材の養成講座を開催（令和3（2021）年度はガイドブックの作成・配布のみ）していますが、現行法等では有効な手段が取れないことが課題となっています。インターネット上の人権侵害については、瞬時に広範囲にわたって流布されるなどの特性をふまえ、国において速やかに書き込み等を削除することができる法的措置も含め、実効性のある対策を早急に講じる必要があります。

事務担当 環境生活部人権課

関係法令等 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、部落差別の解消の推進に関する法律、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律、人権啓発活動地方委託要綱

11. 犯罪被害者等支援の推進

(総務省、法務省)

インターネット上の犯罪被害者等に対する誹謗中傷など、問題のある書き込みに対し、速やかに削除することができる法的措置を含め、実効性のある対策を早急に実施すること。

《現状・課題等》

- 本県では、平成 31 (2019) 年 4 月に、「三重県犯罪被害者等支援条例」を制定するとともに、令和元 (2019) 年 12 月には条例に基づき「三重県犯罪被害者等支援推進計画」(以下「推進計画」という。)を策定し、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進しています。
- 犯罪被害者やその家族または遺族(以下「犯罪被害者等」という。)は、身体的、財産的被害といった直接的な被害に加え、周囲の偏見や心無い言動等による心身の不調、経済的な損失等、いわゆる二次被害に苦しめられます。

二次被害は、特にインターネット上においては、その匿名性の高さから、過激な誹謗中傷や名誉毀損、意に反した実名、住所、電話番号の公表など、プライバシーを侵害されるケースが後を絶たず、さらに、一旦、掲載された情報は、さまざまなウェブサイト等に拡散され、削除されずいつまでも掲載され続けるなど、犯罪被害者等に与える影響は深刻です。
- 推進計画では、二次被害の防止に向けて、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性、必要な配慮について県民や事業者等へ啓発を実施するほか、インターネット上の誹謗中傷等への対応として、関係機関と連携して、速やかな削除に向けた働きかけを行うこととしています。

インターネット上の差別的な書き込みに関しては、人権問題の一つとして各地方自治体の自主的な取組が行われているところですが、書き込み等の削除については条例で規定することができず、また、犯罪被害者等は身体的・精神的な被害により、自ら削除要請を行うことが困難な場合もあるため、国において、速やかに書き込み等を削除することを可能とする法的措置も含め、実効性のある対策を早急に講じることが必要です。

事務担当 環境生活部くらし・交通安全課
関係法令等 犯罪被害者等基本法、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

12. 外国人を対象とする基本法の制定等

(出入国在留管理庁)

地域における多文化共生社会づくりを一層推進するため、国において次の措置を講ずること。

- 1 外国人との共生社会の実現に向けては、国が責任を持って取り組むとともに、外国人の受入れおよび外国人が日本社会に適応して生活できるようにするための施策に係る体系的・総合的な基本法を制定すること。また、制定にあたっては外国人に対する基礎調査を実施すること。
- 2 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の内容について一層の充実を図るとともに、国と地方自治体が連携を強化し、地方自治体の取組に対し、財政措置など十分な支援を行うこと。
- 3 新型コロナウイルスなどの感染症拡大や大規模災害発生など緊急に周知を図るべき情報については、国の責任において、SNS等の活用も含め、伝達する仕組みを構築し、多言語およびやさしい日本語で発信するとともに、外国人住民がより多くの情報にアクセスしやすいよう配慮すること。

《現状・課題等》

- 三重県内の外国人住民数は、三重県独自の調査では、令和3（2021）年12月31日現在で53,042人、県内総人口に占める外国人住民の割合は2.97%となっています。なお、総務省の調査によると、令和3（2021）年1月1日現在の外国人住民の割合は、全国4位となっています。
- 総合的対応策の充実や改訂、また、中長期的な視点に立った「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」の作成にも取り組まれています。国としての多文化共生推進に関する体系的な方針は確立されていません。多文化共生社会づくりを一層推進するためには、基本法を制定し、これに基づいた効果的な施策を着実に実行されることが求められます。また、外国人が抱える問題等についての客観的なデータを収集し、課題および将来の方向性を含めた、多文化共生施策の推進方針や目標を設定することが必要です。
- 外国人材の受入れを円滑に進めていくためには、国と地方自治体が連携強化を十分に図り、地方自治体の多文化共生社会づくりの推進に係る取組に対し、地域の実情や特性を踏まえた支援が必要です。
- 感染症対策、災害対策への対応等迅速に周知を図るべき情報については、外国人住民に向けて提供すべき情報の整理を行ったうえで、発信元である国において多言語およびやさしい日本語による統一した情報を全国に提供する必要があります。このため、出入国在留管理庁が主務省庁に対し、提供すべき情報の選択、多言語化およびやさしい日本語の使用を進めていくよう強く依頼されることを求めます。

事務担当 環境生活部ダイバーシティ社会推進課

関係法令等 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）」（令和3年6月15日）

13. 私学助成の充実

(文部科学省)

- 1 私立高等学校等の経常的経費に対する助成のさらなる充実を図ること。
- 2 私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助）の算定にあたっては、財源計画に示している国庫補助単価を用いた積算を行うこと。

《現状・課題等》

- 1 私立学校は、建学の精神に基づき、多様な教育活動を展開するとともに、公教育の一翼を担っており、初等・中等教育において、重要な役割を果たしていることから、「私立高等学校等経常費助成費補助金」および「私立大学等経常費補助金（私立高等学校等経常費補助（特定教育方法支援事業）」の助成額をさらに引き上げることが必要です。
- 2 私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助）については、文部科学省において、学校種別ごとに財源計画としての国庫補助単価を設定し、団体を通じて各学校に示されていますが、実際の補助額は各都道府県の交付実績額に国が設定する調整率を乗じて国庫補助額を決定し、交付されています。

このため、本県においては、国から交付される国庫補助額が、財源計画の国庫補助額を下回ることから、学校現場における不要な混乱を避けるため、生じた差額については厳しい財政状況の中で県費を充当している状況です。また、調整率を用いた積算を行うことにより、都道府県によって生徒一人あたりの教育に充当する額に差が生じるという問題点もあります。

こうしたことから、補助金の交付にあたっては、財源計画に示している国庫補助単価を用いて交付されるよう見直しが必要です。

事務担当 環境生活部私学課

関係法令等 私立高等学校等経常費助成費補助金（一般補助）交付要綱、高等学校等就学支援金の支給に関する法律

14. 高等学校等就学支援金制度のさらなる拡充

(文部科学省)

私立高等学校生徒に対する高等学校等就学支援金制度については、依然として公立と私立では生徒に対する支援に大きな格差が生じており、その是正が必要であること、また、子どもたちが家庭の経済状況に関わらず希望する私立高等学校へ進学できる機会を保障していく必要があることから、年収 590 万円以上世帯に対する支給上限額を引き上げること。

《現状・課題等》

- 私立高等学校生徒に対する就学支援金については、令和 2（2020）年度から国による「私立高等学校授業料の実質無償化」が実施されましたが、年収 590 万円以上世帯の支給上限額は、制度発足時の公立高等学校の授業料相当額である 118,800 円に据え置かれたままとなっています。このため、公立と私立では年収 590 万円を境に生徒に対する支援に大きな格差が生じていることから、その是正には支給上限額の引き上げが必要です。
- また、「私立高等学校授業料の実質無償化」の実施により、三重県を含む 34 道府県で私立高等学校生徒の割合が 1 ポイント以上増加（令和 2 年入学者：33.6%）するなど、子どもたちの進路選択の幅を広げる効果が確認できたことから、家庭の経済状況に関わらず、希望する私立高等学校へ進学できる機会を保障していく観点からも、年収 590 万円以上世帯に対する支給上限額の引き上げが必要です。

事務担当 環境生活部私学課
関係法令等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律

15. ICTを活用した教育の推進

(文部科学省)

- 1 GIGAスクール構想に基づくICTを活用した教育の推進や、感染症発症時や災害発生時等の緊急時における学びの継続のため、国庫補助の対象となっていない有償ソフトウェアの導入に対する財政支援を拡充すること。あわせて、ICT環境の効果的な活用を図るため、ICT支援員等の人的支援を継続的に行うこと。
- 2 1人1台学習端末の維持・更新にかかる経費やネットワークにかかるランニングコストに対する財政支援を行うこと。
- 3 家庭でのオンライン学習時の通信費について、十分かつ恒常的な財政措置を行うこと。通信費を支援する高校生等奨学給付金について、給付額等の拡充を図るとともに、全額を国庫負担とすること。
- 4 令和4(2022)年度は地方交付税措置されている授業目的公衆送信補償金について、今後、国が負担することとし、地方の負担を伴わない財政制度を恒久化すること。
- 5 高等学校における「教科・科目充実型」の遠隔授業の要件である、「同時に授業を受ける一学級の生徒は原則として40人以下とすること。受信側の教室等のそれぞれの生徒数が40人以下であっても、それらを合わせて40人を超えることは原則として認められないこと」について、上限人数を緩和すること。40人以下の場合には、受信側の免許保有要件を緩和すること。

《現状・課題等》

- 1 GIGAスクール構想の実現に向けて、県教育委員会では、小中学校におけるICT利活用に係る市町教育委員会との情報共有・意見交換等を目的として、令和2年度に「小中学校におけるICT教育推進連絡会議」を設置し、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大による臨時休業等に備えてオンライン教育に向けた情報共有や、授業等における1人1台学習端末(以下、「学習端末」)の効果的な活用について、議論を重ねてきました。また、本県では、小中学校で1人1台の環境で学んできた生徒たちが、高校でも同様の環境で学ぶことができるよう、令和4年度入学生からBYODにより高校においても学習端末の環境が整います。

現在、県内の各小中学校においては、整備されたICT環境で、オンライン授業での活用を含め、より効果的な学習活動を進めるため、県内29市町のうち28市町で有償ソフトウェアが導入されています。有償のソフトウェアについては一定の地方財政措置が講じられていますが、より最適な学習用ソフトを活用できるよう財政支援を拡充するとともに、高校においても整備された学習端末を効果的に活用できるよう、国において有償ソフトに対する補助制度を創設するなど、財政支援が必要です。

さらに、急速なICT化に対して、特に学校現場ではICT支援員(以下、「支援員」)の配置が求められています。県内では、19市町75名の支援員が配置されていますが、各学校における効果的なICTの活用のため、引き続き令和5年度以降も、教育のICT化に向けた環境整備の地方財政措置を継続するとともに、支援員の増員に対する財政支援の拡充が必要です。

- 2 整備された学習端末は3～4年後に更新時期を迎えることとなりますが、市町による財政負担は厳しい状態であることから、次回更新時の学習端末の整備に対する財政支援が必要です。また、学習端末を使用していくには、ネットワークにかかるランニングコストや端末の故障時等の修理にかかる費用も必要であることから、整備された端末やICT環境を活用して、より効果的な学習活動を継続するための財政支援を講じることが必要です。
- 3 家庭学習を行う際の通信料について、家庭での追加的な負担は厳しい状態であることから、十分かつ恒常的な地方財政措置を行うなど、国の責任において財政支援を講じることが必要です。特に低所得者を対象とした、授業料以外の教育費負担を軽減するための高校生等奨学給付金について、給付額等の拡充を図るとともに、所要経費の全額を国庫負担とするなど十分な財政支援が必要です。
- 4 今後、学校のICT環境を最大限に活用し、オンラインによる教材の提供などを通して多様な学びを実現するとともに、これまで培ったオンライン教育のノウハウを生かし、感染症発生時や災害発生時等の緊急時における学びの継続に取り組んでいく必要があります。児童生徒がICTを日常的に活用するためには、授業目的での著作物の公衆送信を行うことは必須であり、この補償金を受益者負担とすることは、所得の多寡による格差を生み、オンライン教育を進めるにあたり阻害要因ともなりかねません。これらは国の責務のもと自治体間での格差を生じることなく全国一律で進めていくべき取組であることから、授業目的公衆送信補償金を国が負担することとし、地方の負担を伴わない財政制度を恒久化することが必要です。
- 5 高等学校における遠隔授業は、「合同授業型」「教師支援型」「教科・科目充実型」の3つに分類されますが、いずれも授業として認められるには、「同時に授業を受ける一学級の生徒数を原則として40人以下とすること」や「配信側の教員は受信側の高等学校等の身分を有する必要があること」などが要件となっています。小規模校においても生徒の多様な進路実現に向けた教育を可能とするため、大規模校の教室と過疎地の小規模校をつなぐ遠隔授業において、上限人数「40人以下」の要件の緩和が必要です。さらに、受信側の教員は免許状を保有していることが要件となっていますが、授業に参加している生徒が40人以下の場合には、受信側には教員免許の保有を求めないといった免許要件の緩和が必要です。

事務担当 教育委員会事務局高校教育課、小中学校教育課、教育政策課、教育財務課
関係法令等 学校教育法、高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱

16. いじめの防止と不登校児童生徒への支援の充実

(文部科学省)

- 1 いじめ問題への対応や、要因や背景が多様化する不登校児童生徒、ヤングケアラーへの幅広い支援が求められている中、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを年度当初から十分に配置できるよう、「スクールカウンセラー等活用事業」において、補助金に係る内示や交付決定の時期を早めるとともに、地方の配置要望に応じた確実な予算措置や国の補助率の引き上げ（1/3→1/2）を行うこと。また、本事業の対象に市町教育委員会を加えるとともに、高等学校へ配置するための新たな予算を確保すること。
- 2 いじめをはじめとするさまざまな悩みの相談やいじめの通報に応えるための「SNS等を活用した相談体制の整備に対する支援」について、継続的な財政支援を行うこと。
- 3 不登校児童生徒の社会的自立や学校生活の再開に向け、教育支援センターを地域の中核として不登校支援を進めるため、教育支援センターに教員が配置できるよう義務標準法において算定すること。また、多様な学習の場を保障するため、民間施設（フリースクール等）が実施する活動への支援についても、国の「不登校児童生徒に対する支援推進事業」の対象とし、財政支援を行うこと。

《現状・課題等》

- 1 いじめ、暴力行為などの問題行動や、要因や背景が複雑化・多様化する不登校、さらにヤングケアラーといった新たな課題が顕在化する中、児童生徒一人ひとりの状況に応じた心理や福祉の専門的な支援が求められています。

本県では令和4（2022）年度、スクールカウンセラー（以下、「SC」）の各中学校区（150中学校区）と高等学校（56校）への配置時間を拡充するとともに、特別支援学校（18校）や教育支援センター（20箇所）にも配置して、児童生徒からの相談や心のケアに対応しています。また、スクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」）についても配置時間を拡充し、高等学校（24校）や各市町の中学校区（31校区）及び教育支援センター（6地域）に配置するとともに、配置のない学校等には要請に応じて派遣し、児童生徒や家庭への支援を行っています。

環境変化により児童生徒が不安定になりやすい年度当初からの十分な支援を行うため、補助金に係る内示や交付決定をできる限り早期に行うとともに、地方の配置要望に応じた確実な予算措置や国の補助率の引き上げ（1/3→1/2）など、十分な財源確保を図ることが必要です。

補助の対象に市町教育委員会を加えることで、SCやSSWが各市町の要保護児童対策地域協議会や福祉部局と一層緊密に連携し、地域の実情に応じたネットワークを構築して支援にあたることができます。

SC・SSWについては、予算執行上の運用により、公立中学校区へ配置する予算の一部を活用のうえ、高等学校に配置することが可能となっていますが、義務教育段階からの途切れのない支援を行うため、高等学校においても十分に配置できるよう、国において新たな予算を措置することが必要です。

2 本県では、平成30(2018)年5月から「SNS等を活用した相談体制の構築事業」を活用し、SNS相談を実施しています。これまでに3,382件(令和4(2022)年3月末)の相談が寄せられ、子どもたちのさまざまな悩みを受けとめる相談窓口となっています。令和3(2021)年度におけるいじめに関する相談件数は45件となり、学校や関係機関と連携し、早期対応を行っています。また、日本語指導が必要な生徒も相談できるよう、令和2年度から多言語でも相談できる体制を整え、実施しています。

いじめに悩む子どもたちが相談しやすい環境を整えることは、いじめの早期発見、早期対応に非常に効果的であることから、これまでの取組の成果を継続し、いじめをはじめとするさまざまな悩みの相談やいじめの通報に応えるため、「SNS等を活用した相談体制の整備に対する支援」による継続的な財政支援が必要です。

3 本県公立学校における不登校児童生徒数(小・中学生)は、令和2(2020)年度は2,439人で、前年度と比較して132人増加し、これまでで最も多くなっています。また、そのうちの約30%の児童生徒が、学校内外のどの相談機関等とも関わりを持っていない状況にあり、訪問型支援や不登校児童生徒の保護者への支援を進めていく必要があります。

不登校になる要因が多様化しており、学校だけで対応することが難しく専門的な対応が必要となっていることから、各市町の教育支援センターに、不登校児童生徒の教育相談や指導等を行う指導員を配置しています。こうした中、各市町教育委員会から、不登校児童生徒の自立や学校生活の再開を支援するには、児童生徒の在籍校等との連携を図りながら効果的な支援を行うことができる教員の配置が強く求められています。不登校児童生徒の自立や学校生活の再開を支援するため、教育支援センターに教員を配置できるよう、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正が必要です。

また、不登校児童生徒への支援については、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、当該児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することをめざす必要があることから、学校内外における多様な学びの場を整備することが求められています。本県においては、不登校児童生徒の実態について調査・研究を行い、教育支援センターの機能を強化して、同センターが不登校支援に係る地域の中核となった訪問型支援を実施するとともに、民間施設(フリースクール等)が行う不登校児童生徒に対する体験活動等を支援しています。国の「不登校児童生徒に対する支援推進事業」では、関係機関との連携を支援するコーディネーター等の配置や、教育支援センターにおける相談・支援体制の強化は支援の対象となっていますが、民間施設(フリースクール等)が行う不登校児童生徒の体験活動等に要する経費は支援対象となっておらず、こうした取組に対しても財政的な支援ができる制度とすることが必要です。

事務担当	教育委員会事務局生徒指導課、研修企画・支援課、教職員課
関係法令等	義務教育費国庫負担法、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、市町村立学校職員給与負担法、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

17. 外国人児童生徒に対する支援の推進

(文部科学省)

- 1 日本語指導が必要な児童生徒に対する就学や進路保障に係る支援、学校生活への適応指導および日本語指導に係る施策を充実するとともに、補助率を引き上げる(1/3→1/2)こと。
- 2 外国人児童生徒教育について、担当教員の配置を拡充するとともに、発達障がいのある児童生徒への指導・支援に関する研究を進めること。
- 3 外国人児童生徒の教育の機会を確保し、教育環境を整備するため、外国人学校に対する運営費補助制度を創設すること。

《現状・課題等》

- 1 本県の公立小中学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒数は2,301人で、県内の21市町233校(県内小中学校の47.2%)に在籍しています(令和3(2021)年5月1日現在)。このような中、本県では、国事業を活用し就学の促進や進路保障に係る支援を行うとともに、日本語指導が必要な外国人児童生徒が安心して学びを継続できるよう、外国人児童生徒巡回相談員等の学校への派遣やオンラインによる日本語教育等の取組を行っています。

今後、支援が必要な外国人児童生徒のさらなる増加や集住化、散在化、多言語化に対応し、一人ひとりに応じた支援を確実にを行うためには、継続的な予算措置を行うとともに、補助率の引き上げ(1/3→1/2)が必要です。また、現在、事業の補助割合は、国1/3に対して、市町村1/3、都道府県1/3となっていますが、総事業費と県による補助額の少ない方を基準とする現行の制度では、予算規模が小さい自治体に対し、県が多くの補助をしようとした場合には、国からの補助額の総額が減少することとなります。市町村と都道府県の負担割合について、地方自治体の地域事情に応じて柔軟に対応できるようにすることが必要です。

- 2 外国人児童生徒教育については、担当教員の基礎定数化による教職員定数の改善(特別の教育課程による日本語指導を受ける児童生徒18人に1人)が図られていますが、現在も外国人児童生徒の在籍数は増加傾向にあり、初期日本語適応指導教室や拠点校の設置、特別の教育課程による日本語指導の取組の推進には、外国人児童生徒教育を担当する教員の配置のさらなる拡充が必要です。

また、日本語指導が必要な外国人児童生徒で、発達障がいのある場合には、日本語能力面での課題や文化的背景、行動様式等の相違により、必要な支援の判断が見極めにくいことがあります。このような児童生徒への指導・支援のあり方について、専門家、専門機関等による研究が必要です。

- 3 本県は、全国と比べて外国人住民に占めるブラジル人の割合が高く、各種学校として認可しているブラジル人学校が2校あり、両校はブラジル人の児童生徒の教育において重要な役割を果たしています。(令和3(2021)年5月1日現在、ブラジル人学校生徒数計307人)こうしたことをふまえ、本県では、外国人学校における教育の振興を図り、学校の健全な発展に資するため、外国人学校における教育に係る経常的経費に対して助成を行っているところです。

令和2（2020）年国勢調査人口等基本集計によれば、県内のブラジル人の総数に占める0～19歳の割合は26.0%と高く、引き続き、こうした児童生徒への教育環境の充実を図ることが求められています。

加えて、入管法改正に伴い、今後、新たな外国人材の受け入れが進み、外国人の児童生徒に対する教育環境の一層の充実が求められる中、外国人学校が外国人の児童生徒に対する教育に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、各種学校として認可を受けた外国人学校に対する運営費補助制度を創設する必要があります。

事務担当 教育委員会事務局小中学校教育課、特別支援教育課、教職員課、環境生活部私学課
関係法令等 学校教育法、日本語教育の推進に関する法律、外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針、出入国管理及び難民認定法

18. 教職員の働き方改革の推進と外部人材の活用

(文部科学省、スポーツ庁、文化庁)

- 1 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員や教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）などの外部人材の配置拡充に係る継続的な予算の確保、補助率の引き上げ（1/3→1/2）、補助対象経費の範囲拡大を行うこと。また、部活動指導員に係る補助制度について、地方自治体の事情に応じた負担割合にできる制度とするとともに、中学校だけでなく高等学校における部活動指導員の配置に対しても補助対象とすること。加えて、「部活動指導員配置促進事業」において、仮申請後において、人事異動などにより各中学校の指導体制に変更があった場合にも対応できるよう、同じ市町で運動部活動指導員と文化部活動指導員の配置人数を柔軟に変更できる制度とすること。
- 2 教員の専門性を生かした教育の質の向上、教員の長時間勤務の是正や負担軽減を図るため、教科担任制に係る加配定数を拡充すること。
- 3 令和5年度からの休日における部活動の段階的な地域移行に関して、地方自治体との連携を密にしながら、兼職兼業の考え方や、地域移行による費用等の諸課題に対する財政支援制度や対応方針を早期に示すこと。また、地域移行に係る実践研究について、高等学校も対象に加えること。

《現状・課題等》

- 1 複雑化・多様化している学校の課題に対応し、教育の質の向上を図るとともに業務の効果的・効率的な改善を進め、教員や専門スタッフ等の学校に勤務する多様な教職員が、それぞれの専門的な技能を集約して活用し、チームとして連携・協働して学校運営を推進していくことが求められています。

本県では令和4（2022）年度、スクールカウンセラーの中学校区（150 中学校区・義務教育学校1校含む）と高等学校（56校）への配置時間を拡充するとともに、特別支援学校（18校）や教育支援センター（20箇所）にも配置して、児童生徒からの相談や心のケアに対応しています。また、スクールソーシャルワーカーについても配置時間を拡充し、高等学校（24校）や各市町の中学校区（31校区）及び教育支援センター（6地域）に配置するとともに、配置のない学校等には要請に応じて派遣を行い、児童生徒や家庭への支援を行っています。

教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）については、「教育支援体制整備事業費補助金（補修等のための指導員等派遣事業）」及び「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、令和3（2021）年度からすべての公立学校に配置し、印刷などの事務作業や新型コロナウイルス感染症対策としての消毒作業を担うことで、教職員が子どもたちと向き合う時間を確保し、校種や学級規模の違いにかかわらず効果的な教育活動を持続的に行えるよう取り組んでいるところです。教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）については、より広い地域から人材を確保するため、小中学校においても交通費・旅費を補助対象経費とするとともに、引き続き、令和5（2022）年度も地方負担分に「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」が充当できるよう内閣府へ働きかけるなど、交付金の確保に向けた取組を進めることが必要です。

部活動指導員については、顧問教員の時間外労働の縮減や、経験のない部活動の顧問を任せられ不安を感じる教員の負担軽減に効果があることから、令和4（2022）年度当初予算では92人分の予算を確保しており、配置する市町は全29市町中19市町から21市町に増えましたが、今後、県内の他の地域や学校にも配置を拡充していく必要があります。

これらの外部人材について、国において継続的に十分な予算確保と補助率の引き上げ（1／3→1／2）を行うことが必要です。

また、現在、「部活動指導員配置促進事業」の補助割合は、国1／3に対して、市町村1／3、都道府県1／3となっていますが、市町村と都道府県の負担割合について、地方自治体の地域の事情に応じて柔軟に対応するとともに、高等学校への配置に対しても「部活動指導員配置促進事業」の補助対象とする必要があります。

令和4年度から、中学校の「部活動指導員配置促進事業」が文部科学省からスポーツ庁・文化庁に移管されることに伴い、従来の手続きの取扱いが変更され、「前年度の2月に運動部活動指導員と文化部活動指導員の人数を決定し、仮申請しなくてはならない」、「仮申請後は、年度替わりで人事異動があった場合などでも、同じ市町で運動部と文化部の部活動指導員の入れ替えができない」などの課題が出ています。このことから、令和3年度までと同様、仮申請後においても、運動部活動指導員と文化部活動指導員の配置人数について、各校の指導体制に応じて、同一市町において柔軟に対応できる制度とする必要があります。

- 2 学習が高度化する小学校高学年において、各教科の系統性をふまえながら、専門性の高い教科指導を行うとともに、学級担任の持ちコマ数軽減および授業準備の時間を確保するため、小学校専科指導教員の配置が必要です。教員の専門性を生かした授業の質の向上により児童の学力が向上することや、学級担任の教材研究に係る負担の軽減により長時間勤務が是正されることが期待されます。

令和4年度、国においては、教科担任制の推進に係る加配定数が新たに創設されましたが、本県においても教育の質の向上および教員の長時間勤務の是正や負担軽減には重点的に取り組んでおり、教科担任制の取組を推進できる加配定数の拡充が必要です。

- 3 令和2年9月に国の「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」が通知され、「休日の部活動の段階的な地域移行を図ることや、合理的で効率的な部活動の推進を図ること」が示されています。本県では、今後の持続可能な部活動のあり方を検討するため、令和2年10月に有識者や関係団体の代表者による検討委員会を設置し、休日の部活動を地域団体に委ねる「休日の部活動の段階的な地域移行」、部活動指導員の拡充や効率的な指導による「学校における部活動の負担軽減」、複数の学校部活動が合同で活動する「合同部活動の活用」の3つの方向性について協議を行っており、令和4年1月からは、県と各市町で意見交換を行う会議を立ち上げ、各市町の地域移行に対する考え方や取組の進捗状況、課題を把握しています。国の「運動部活動の地域移行に係る検討会議」においては、休日の運動部活動の達成時期の目途を令和7年度末とすることや、教員の兼職兼業の考え方及びスポーツ保険の整備の必要性などについて示されていますが、国として、兼職兼業や、指導者の報酬や保険料、運営費等の諸課題に対する財政支援制度や対応方針を早急に示す必要があります。

さらに、高等学校においては、顧問の指導を選択肢の一つとして進学している生徒がいることなど、中学校の部活動と異なる点があり、今後の指導者や部活動のあり方が喫緊の課題となっています。特に県内少数の部活動でその顧問が異動した場合に、その部活動を専門的に指導できる教員がないことが懸念されています。このような高等学校独自の課題に向き合い、令和5年度からの休日の部活動の段階的な実施に向けて準備していく必要があります。このため、高等学校においても休日における部活動の実践研究が行えるよう、国において予算を措置することが必要です。

事務担当 教育委員会事務局教職員課、生徒指導課、保健体育課

関係法令等 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、「次世代の学校・地域」創生プラン～学校と地域の一体改革による地域創生～（平成28（2016）年1月25日 文部科学大臣決定）」、学校教育法施行規則の一部を改正する省令

19. 安全・安心に学べる教育環境の整備

(文部科学省)

- 1 新型コロナウイルス感染症による影響下にあっても教育活動を継続できるよう、学校や幼稚園等における感染症対策を徹底するための衛生物品等の配備などに対する財政支援を継続的に行うこと。さらに、登下校時の密を回避するために増便している県立学校のスクールバスや、修学旅行を中止または延期した場合のキャンセル料等に対する財政支援を行うこと。
- 2 過去の生徒急増期に整備された公立学校施設の老朽化が一斉に進行する中、各学校設置者が、築20年以上の施設改修に活用している大規模改造事業（老朽）が令和4年度末で廃止となるため、補助時限延長を行うこと。また、移行する長寿命化改良事業（長寿命化事業、予防改修事業）は、建築年数や使用年数の補助要件があり、補助制度の活用が難しい現状があるため、要件緩和を行うこと。
なお、建設資材や労務単価は年々上昇しており、公立学校施設整備事業が実態に即したものとなるよう、建築単価の引き上げを行うこと。
- 3 バリアフリー化改修など、各学校設置者が必要な整備を円滑に実施できるよう、十分な財源を当初予算で確保し、早期に事業採択を行うこと。また、令和2年度補正予算及び令和3年度予算で重点項目とされたトイレの洋式化、給食施設、空調設備の整備について、引き続き重点的な財政支援措置を継続すること。
高等学校においても、建築から長期間経過している建物が多く、老朽化対策やトイレの洋式化などの施設整備が計画に着実に実施できるよう地方財政措置を充実すること。
- 4 公立学校における耐震化を完全なものとするため、非構造部材の耐震対策工事についても、建物の耐震化と同様の算定割合の引き上げ（1/3→1/2）を行うこと。学校施設は災害時には地域の避難所としての役割を果たすことから、防災機能強化事業の拡充を図るとともに、全ての事業メニュー及びバリアフリー化改修において、高等学校も対象に加えること。
- 5 津波浸水想定区域内にある公立学校施設の高台移転等の津波対策を推進するため、津波対策のための不適格改築事業の要件を緩和するとともに、必要な用地取得費や造成費を補助対象に含めるなど支援制度を拡充すること。
- 6 特別支援学校における教室不足の解消については、令和2年度から令和6年度までの「集中取組期間」において、補助金の算定割合の引き上げ（1/3→1/2）が行われているが、増築や大規模改修には時間を要することから、計画的に取組を進めるため、算定割合の引き上げ期間の延長を行うこと。
また、本県では、子どもたちの安全・安心な教育環境を確保するため、津波浸水区域内にある聾学校や老朽化している盲学校を高台に移転し、一体的に整備を行う予定であるが、現在、要件に合致する補助事業がないことから、特別支援学校の安全確保のための施設整備について、補助要件の緩和や補助事業の拡充を図ること。
- 7 私立学校施設の老朽化が進行しており、施設整備や施設改修が急務となっているため、私立学校の老朽化対策への支援制度を創設すること。

《現状・課題等》

- 1 学校における感染症対策を強化するため、国の令和3年度第3次補正予算において、それぞれの学校規模に応じて、衛生物品の配備等に係る予算が計上され、本県においては、国事業を活用し、保健衛生用品の配備に係る予算を計上し、県立高校における感染防止対策を講じることとしています。小中学校や幼稚園等においても国事業を活用し、各市町で予算対応していますが、三重県町村会からも継続した財政支援が要望されています。新型コロナウイルス感染症による影響下にあっても、感染予防を徹底し教育活動を継続できるよう、今後、国において継続的に予算を確保する必要があります。

さらに、本県においては、通学時における「三つの密」を避け安全で安心して通学できるよう、路線バス等の公共交通機関の乗車率が高く、代替の交通手段がない県立高校11校のスクールバスの増便等を行うとともに、特別支援学校におけるスクールバスを13台増便しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、県立学校が修学旅行を中止または延期した場合の企画料、学校の臨時休業によりやむを得ず中止した場合に発生するキャンセル料について、その経費を負担するための予算を計上しています。これらの予算について、令和4年度は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することができましたが、今後の感染状況が見通せない中、これらの予算は安全・安心な教育活動に必要であることから、国による財政的な支援が必要です。

- 2 公立学校施設の老朽化対策について、各設置者においては、国の助成制度の活用を前提に中長期的な見通しを持って取組を進めているところです。

また、築20年以上の施設改修に活用している大規模改造事業（老朽）は令和4年度末で廃止され、一元化される長寿命化改良事業（長寿命化事業・予防改修事業）について、長寿命化事業は「建築後40年以上のもの且つ今後30年以上使用するもの」、予防改修事業は「建築後20年以上40年未満であるもの」という補助要件があり、適し難い施設が残っている現状があり、設置者における事業化に大きな影響を及ぼすことから、計画的な老朽化対策に支障が生じることのないよう、大規模改造事業（老朽）補助時限の延長や長寿命化改良事業に付される建築年限等の要件緩和が必要です。

また、公立学校施設整備事業の交付額算出の基礎数値の一つである建築単価については、平成26（2014）年度以降、毎年引き上げられているものの、依然として実勢価格と乖離しており、設置者の負担が大きくなっています。

このため、建築単価のさらなる引き上げとともに、単価の引き上げに見合った補助対象事業費の上限額の見直しにより、実状に合った補助制度となるよう改善する必要があります。

- 3 学校施設に対しては、バリアフリー化の一層の推進などなど、さまざまな面での質的向上が求められており、施設整備の需要が増大しています。

こうした状況のなか、国の令和3年度補正予算及び令和4年度当初予算においては、総額約2千億円の予算額が確保されたところですが、採択される事業メニューが限定されていることから、各設置者がそれぞれの課題に幅広く対応できるよう、十分な財源が当初予算で確保され、早期に事業採択が行われることが必要です。

国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」では、感染症予防の観点から公立学校施設の衛生環境の改善に資する事業として、トイレ改修や給食施設、空調設備等の整備に係る予算が措置され、令和2年度補正予算及び令和3年度予算の公立学校施設整備予算においては、空調設置（教室、給食施設）、トイレ洋式化・乾式化等が重点項目とされたところです。学校における感染症防止対策の徹底については、今後も継続して取組を進めていく必要があります。トイレの洋式化や整備の進んでいない特別教室への空調設備整備など、学校施設の環境改善については、大きな整備需要があることから、重点的な財政支援措置の継続が必要です。

また、個別施設計画に位置付けられた公立高等学校施設の長寿命化改修を実施する際には、公共施設等適正管理推進事業債（充当率90%、元利償還金への交付税措置30%～50%）を活用できるものの、施設の多くは昭和40～50年代を中心に建設されており、建築後40年を超える建物が約5割を占めるなど、今後の維持管理や改築に多額の費用が見込まれることから、現在の制度では十分でなく、充当率・交付税措置率のさらに高い地方財政措置が必要です。

- 4 本県の公立小中学校の建物構造物の耐震化は平成28（2016）年度に完了し、非構造部材の耐震対策のうち、屋内運動場等の天井等の落下防止対策については、令和3年度に完了しています。しかし、屋内運動場等の天井等の落下防止対策以外の非構造部材については、対策実施率20.4%（全国平均52.1%）と低い状況にあり、対策の推進が急務となっています。

児童生徒等の安全確保の観点から公立小中学校施設の耐震化を完全なものとするため、非構造部材の耐震対策工事についても、建物の耐震化と同様に現状の算定割合を1/3から1/2に引き上げ、耐震対策工事の推進を図る必要があります。

あわせて近年、全国各地で甚大な被害をもたらす自然災害が頻発しており、学校施設は災害時においては地域の避難所としての役割を果たすことから、防災機能強化事業の拡充を図るとともに、すべての事業メニューおよびバリアフリー化改修において、公立高等学校も対象とし、防災機能強化を図る必要があります。

- 5 令和3（2021）年4月1日現在、本県では115校（23.3%）の公立小中学校が、県が公表している津波浸水予測図（平成26（2014）年3月）による浸水域内に立地しています。時間的余裕を持って避難できる高台が周辺になく、屋上等においても津波に対する安全性が確保されない学校にあっては、高台移転や高層化等の対策が必要です。平成27（2015）年度に津波対策のための不適格改築事業の拡充が行われましたが、補助要件である「津波防災地域づくりに関する法律」第10条に基づく計画の策定は全国的にも進んでいない状況にあり、支援制度の活用が難しくなっています。補助要件を緩和するとともに、用地取得費や土地の造成費を補助対象に含めるなど、支援制度のさらなる拡充が必要です。

- 6 全国的な傾向と同様に、本県の特別支援学校では知的障がいのある児童生徒が増加しています。特に、小学部・中学部の児童生徒が増加傾向にあり、一部の特別支援学校においては、施設の狭隘化が進んでおり、学校施設全体で工夫して学ぶ環境を整えています。

国においては、特別支援学校における教室不足の解消のため、令和2年度から令和6年度までを「集中取組期間」と位置付け、既存施設の改修事業等について補助率が1/3から1/2に引き上げられているところです。現在、計画的に取組を進めていますが、増築や大規模改修には時間を要することから、令和7年度以降においても必要な施設整備を行う必要があります。

また、本県では、子どもたちの安全・安心な教育環境を確保するため、津波浸水区域内にある聾学校や老朽化している盲学校を高台に移転し、一体的に整備を行う予定がありますが、現在、要件に合致する補助事業がありません。特別支援学校の子どもの安全を確保するための施設整備について、補助要件の緩和を図るなど補助事業の更なる拡充が必要です。

7 公立学校施設と同様に、私立学校施設においても老朽化が進んでおり、施設整備や施設改修が急務となっていますが、私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校施設高機能化整備費））においては、防災機能強化施設整備や高機能化整備等が補助対象となっており、老朽化に伴う施設整備等は対象外となっています。私立学校における充実した教育環境を整えるため、公立学校における「学校施設環境改善交付金」のように私立学校の老朽化対策への支援制度を創設する必要があります。

事務担当 教育委員会事務局学校経理・施設課、小中学校教育課、環境生活部私学課

関係法令等 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律、地震特措法、地震財特法、南海トラフ特措法、津波防災地域づくり法、学校施設環境改善交付金交付要綱、私立学校施設整備費補助金交付要綱、学校保健特別対策事業費補助金交付要綱

20. 学級編制標準の引下げと加配定数の維持・拡充

(文部科学省)

- 1 少人数学級編制において児童生徒一人ひとりの実態に応じ、きめ細かく行き届いた支援の充実を図るため「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正に伴う、小学校における段階的な35人学級を着実に進めるとともに、中学校においても子どもたちが安全で安心して学べる環境を確保する必要があることから、学級編制標準を引き下げることに。
- 2 複式学級、特別支援学級の学級編制標準を引き下げることに。
- 3 子どもたち一人ひとりに応じた学びを実現するとともに、きめ細かな指導の充実を図れるよう、少人数指導の推進、小学校英語教育、小学校高学年の教科担任制に係る加配定数を維持・拡充するとともに、通級指導教室の充実や外国人児童生徒への支援のため「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」による加配定数の基礎定数化を着実に推進すること。
- 4 高等学校において地域における専門教育を継続し、生徒が通学可能な学校において学ぶことができるよう、学級編制を40人以下に設定した場合においても教職員定数を維持するための加配や新たな定数の基準を設定すること。

《現状・課題等》

- 1 本県の小中学校では、生活習慣や学習環境が大きく変化する小学校1・2年生で30人学級、中学校1年生で35人学級とし、いずれも下限25人を設定しながら、順次実施してきました。また、これらの対象とならない学年のうち、人数の多い学級でも、定数や非常勤の教員を配置して少人数教育を進めています。

国においては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正がなされ、小学校の学級編制標準について、令和3年度から5年かけて段階的に35人に引き下げられることとなりました。本県においては、小学校の少人数学級について、国の学級編制標準が計画的に引き下げられていくことをふまえ、令和3（2021）年度は、国に先がけて小学校3年生35人学級編制としました。これまでの本県独自の小学校1・2年生の30人学級（下限25人）に加え、令和4（2022）年度は、小学校3年生に続けて、4年生を35人学級とし、きめ細かな指導を行うとともに、安心して学べる環境としていきます。

少人数学級を実施している学校においては、毎年、指導上の効果や児童生徒の変容、保護者の反応などを確認しています。令和3（2021）年度は、授業につまずく児童生徒の減少、授業中の集中力の増加、話し合い活動の充実、落ち着いた学校生活の実現などが報告されており、保護者の安心感や信頼感の向上にもつながっています。また、県独自の学力テスト等の結果を活用して、学力の伸びに係る定量的な効果を確認することについて研究しています。

本県では、少人数指導において、研究指定校の実践研究を進め、検証を行い、習熟度別指導の形態による少人数指導において定量的な効果が確認できたことから、各学年の算数・数学の85%以上で習熟度別指導を行っています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が現在も予断を許さない状況の中、すべての学校における感染およびその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、児童生徒の学びの継続を図ることやGIGAスクール構想のもと個別最適な学びが実現することができるよう、1人1台学習端末のもとでの効果的なICTの活用や身体的距離の確保など、新しい時代の学びを支える学習環境の確保が求められていることから、小学校における段階的な35人学級を着実に進めるとともに、中学校においても少人数によるきめ細かな指導体制の構築が必要です。

また、三重県市町教育委員会連絡協議会、三重県市長会などからも、小学校だけでなく中学校における学級編制標準の引下げについて、強い要望を受けているところです。

このため、小学校における「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の着実な推進とともに、中学校における学級編制標準を引き下げ、計画的に少人数学級を進めていくことが必要です。

2 複式学級においても、特別な支援を必要とする児童生徒が一定数在籍しており、現行の複式学級編制では、発達段階に応じた対応が困難になっています。このため、小学校においては複式学級の編制標準の引下げ、中学校においては複式学級の解消が求められています。

また、特別支援学級については、重度、重複の障がいのある児童生徒が年々増加する中、これらの児童生徒へのきめ細かな対応が求められており、多人数（7～8人）の学級での指導が困難になっています。このため、特別支援学級の学級編制標準の引下げが必要です。

3 本県では、年々増加する特別な支援を必要とする児童生徒や、日本語指導を必要とする外国人児童生徒に対して、基礎定数および国加配とともに県単独加配を配置し、個々の状況にあわせて対応しているところです。子どもたち一人ひとりに応じた学びを実現するとともに、きめ細かな指導の充実が図られるよう少人数指導の推進、小学校英語教育、小学校高学年の教科担任制に係る加配定数の維持・拡充が必要です。また、通級指導教室の充実や外国人児童生徒への支援のため「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」による加配定数の基礎定数化を着実に推進することが必要です。

4 本県では、地域ごとに農業、工業など地域の人材育成に幅広く応える専門学科を設置し、新たな社会を牽引する人材や地域を支える人材の育成に努めています。こうした中、中学校卒業生の減少などにより毎年度募集定員を減少せざるを得ない状況ですが、40人単位で定員を減ざると募集停止せざるを得ない学科が出てしまうことから、生徒が自宅から通学可能な専門学科で学ぶことができるよう、一部の専門学科において、学級編制を40人以下にすることにより学科の存続に努めています。

一方、「公立高等学校の適正配置及び教職員の定数の標準等に関する法律」においては、生徒の収容定員に基づき教職員定数が定められており、学科や学級数を減ざることなく学校の収容定員を減じた場合、学校全体の授業時間数が変わらないまま定数が削減されることになります。限られた教職員定数で授業を行うには、これまで行っていた選択講座を閉じることやチームティーチングを解消すること等が余儀なくされ、生徒一人ひとりに応じた教育を確保することが困難になります。

地域における専門教育を継続し、生徒が通学可能な学校において学ぶことができるよう、学級編制を40人以下に設定した場合においても教職員定数を維持するための加配や新たな定数の基準の設定が必要です。

事務担当 教育委員会事務局教職員課

関係法令等 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

公立高等学校の適正配置及び教職員の定数の標準等に関する法律

21. 産業教育の充実

(文部科学省)

将来、地域の産業を支える生徒たちが、社会のデジタル化やグローバル化など、これからの時代に対応した知識や技能を身につけられるよう、老朽化している高校の産業教育施設・設備の整備に対して、新たな補助制度を創設すること。

《現状・課題等》

本県の職業学科においては、専門分野の知識・技術の習得や高度な資格の取得に取り組むとともに、高等教育機関や産業界等と連携して、企業での実習や専門家による技術指導、商品開発、農業学校におけるGAP教育など、実践的な職業教育を進めています。

社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）の必要性が高まる中、それぞれの職業分野で必要となるAIやデータ分析等に関する知識・技術の習得を図るとともに、社会や産業界を題材（SDGsやカーボンニュートラル、ポストコロナ等の視点）とした学習の中で、習得した知識・技術を活用し、課題の解決につなげる職業教育が求められていますが、本県の産業教育施設・設備の多くは老朽化しており、抜本的な対応が必要な状況です。

このため、本県では国の補助事業も活用し、新しい設備等への更新を行っています。令和3年度には、令和2年度第3次補正予算を活用し、農業や工業、商業高校26校で、デジタル化や技術革新に対応した産業教育機器と設備の整備を行い、令和4年度においても国の補正予算を活用して、老朽化した農業用温室や、自動車整備の基礎となる機械加工を行う実習室の整備を行うこととしています。

これらにより、緊急度、優先度の高いものは一定の対応が進んだところですが、老朽化している設備等が多く残っており、新たな時代に対応した先端技術を学ぶことができる設備等が必要であることから、これらの計画的な整備に対して、新たな補助制度を創設することが必要です。

事務担当 教育委員会事務局高校教育課
関係法令等 産業教育振興法施行規則

22. 登下校時における子どもたちの安全確保

(文部科学省)

学校、保護者（PTA）、地域住民等が連携し、地域全体で登下校時における子どもたちの交通安全や防犯に係る取組を推進していく体制を構築するため、「学校安全総合支援事業」については、モデル地域に限らず、広く県内で活用できる制度とすること。また、通学路における交通安全・防犯対策に関する継続的な財政支援を行うこと。

《現状・課題等》

本県においても、子どもたちの交通事故が多数発生しています。このため、「学校安全総合支援事業」におけるモデル地域では、各学校が子どもたちの登下校時の安全確保を共通課題とし、拠点校の高校生が、警察や安全協会、学校安全ボランティアと連携して登校中の児童への交通安全指導を行ったり、地域の小中学校へ出向いて交通安全や防犯に係る安全教室を実施したりするなど、交通ルールの遵守と交通安全、防犯に対する子どもたちの意識の向上を図っています。また、こうした教室をとおして、身近な場所にも危険があることを子どもたちに伝え、その回避方法を考えさせることで、危険予測と危険回避能力の向上にもつなげています。さらに、学校安全アドバイザーの助言のもと、学校や保護者（PTA）等が連携して通学路の安全点検等を行い、通学時の安全確保や見守りについて検討することにより安全管理体制の強化につなげています。

小中学校における登下校時の交通安全対策は、各市町が策定している「通学路交通安全プログラム」に則って進められており、学校や市町教育委員会、警察、道路管理者が対策必要箇所を共有し、箇所の状況に応じてそれぞれが対策を講じることとなっていますが、学校や教育委員会が対策を講じる際には、モデル地域での取組をふまえ、学校安全アドバイザーによる専門的な見地からの助言を得ながら、学校、保護者（PTA）、地域住民等が連携して取組を推進していくことが効果的です。

こうした取組を県内全域で推進し、登下校時における子どもたちの安全を確保するためには、モデル地域以外の市町や県立学校に対しても、要請に応じて学校安全アドバイザー等を派遣できるようにすることが必要です。

また、登下校時の防犯対策は「登下校防犯プラン」に基づいて進められていますが、交通状況の変化等により、人の出入りなど通学路をめぐる状況は年々変わっており、通学路における交通安全・防犯対策は、継続的な財政支援による防犯カメラの設置や危険箇所を明示する看板の設置など、ハード面の整備と合わせて進めていくことが必要です。

事務担当 教育委員会事務局生徒指導課

関係法令等 「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について（依頼）」（平成 25 年 12 月 6 日 文部科学省）、「『登下校防犯プラン』について」（平成 30 年 6 月 22 日 文部科学省）

23. 義務教育費国庫負担制度の充実

(文部科学省)

教員が使命感や誇り、熱意を持って子どもたちを指導していけるよう、教員の職務の特殊性に十分に配慮し、勤務実態に応じた処遇の改善を実施するとともに、義務教育に必要な財源は国の責務として完全に措置すること。

《現状・課題等》

すべての学校に、資質・能力の高い優秀な教員を確保し、憲法に定める教育の機会均等や教育水準の維持向上など義務教育の根幹を保障することは国の重大な責務であり、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法、義務教育費国庫負担法等により、その確保が図られてきたところです。

学校教育を取り巻く課題は、一層複雑・多様化しており、教員にはより高度な専門性や豊かな人間性が求められています。また、教員の業務は一段と過密化し、負担が増加しており、信頼される学校づくりを組織的に進めていくためには、より資質・能力の高い優秀な教員を確保していくことや教員の士気を高めることが重要な課題となっています。

こうした課題に対応するため、教員の職務の特殊性に十分配慮し、勤務実態に応じた処遇の改善を実施するとともに、義務教育に必要な財源は国の責務として完全に措置することが必要です。

事務担当 教育委員会事務局福利・給与課

関係法令等 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法、義務教育費国庫負担法、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律等

24. 学力向上施策に対する支援の充実

(文部科学省)

- 1 学力向上のための学習環境の整備に係る財政的・人的支援を拡充すること。
- 2 新学習指導要領による小学校英語の教科化に伴う人的支援について、チーム・ティーチングによる授業実践や、授業が週 24 コマ未満の学校への定数配置を可能とすること。また、加配定数を早期に基礎定数化するとともに、すべての学校の支援がより充実するよう拡充すること。
- 3 子どもたちの学力向上、教員の授業力向上に一層取り組むため、小中学校に配置している指導教諭が効果的に職務を遂行するための加配を措置すること。

《現状・課題等》

- 1 本県では、学力向上の取組として、子どもたちの学習内容の理解と定着を図るための取組、経年的な課題の改善に向けた取組、授業改善に向けた取組、ICT機器を活用した効果的な指導方法、少人数指導の実践研究を進めているところです。

今後も引き続き、学習指導要領の趣旨・内容をふまえ、子どもたち一人ひとりの状況に応じたきめ細かな指導がすべての小中学校で進められるよう、学力向上のための学習環境を整備（効果的なICT機器の活用方法や少人数指導、学習指導の改善等）するために、次に掲げる財政的支援および人的支援の拡充が必要です。

 - ・市町における学力向上の取組を促進するため、学力の定着に課題が見られる地域や学校に対する加配等の人的支援、学力向上アドバイザー（退職教職員等のサポートスタッフ）による学力向上支援の取組など、学習環境の整備について財政的支援を拡充すること。
 - ・教職員等を対象とした指導力向上の研修に、文部科学省および国立教育政策研究所の専門家を引き続き派遣すること。
 - ・全国学力・学習状況調査におけるCBT化や文部科学省CBTシステム（MEXCBT：メクビット）について、具体的な実施方法等が決まり次第、迅速な情報提供をすること。
- 2 国においては、小学校英語教育の教科化に対応するため、平成 30（2018）年度から「小学校英語専科指導の充実」として、一定の英語力を有する教員による 24 コマ分の単独授業を実施するための加配が措置されていますが、学校からは、「専科教員による単独授業だけでなく、チーム・ティーチングによる授業実践をとおして教員の指導力を向上させること」、「外国語活動および英語科の授業が週 24 コマ未満の学校においても英語専科教員の定数配置を可能とすること」などが求められています。また、本県では、県単独で小学校英語に係る取組を支援するための非常勤講師を措置し、県内すべての学校に対する支援を行っていますが、小学校英語教育に係る加配定数を早期に基礎定数化するとともに、すべての学校の支援がより充実するよう拡充することが必要です。
- 3 本県では、平成 27（2015）年度から、児童生徒の学力向上につながる教員の授業力向上などの学校の指導体制を効果的なものにするため、全市町の一定規模の小中学校（原則、小学校 14 学級以上、中学校 11 学級以上。一定規模の学校がない市町にも必ず配置。令和 3 年度実績 114 校）に対して、指導教諭を配置しています。指導教諭は、授業を受け持ちつつ、公開授業や示範授業や、効果的な指導資料の提示・共有、若手教員等に対する授業観察を通じた指導助言や個別相談、学校内の OJT の活性化等に取り組んでいます。取組の成果として、配置校から、教員の授業改善に向けた研修意欲、授業力の向上、算数科の習熟度別少人数指導の充実、児童生徒の学習意欲、学力向上等が報告されています。

一方、「職務遂行に係る時間の確保が難しい」等の課題が報告されています。こうした現状から、小中学校に配置している指導教諭が効果的に職務を遂行するため、加配措置が必要です。

事務担当 教育委員会事務局学力向上推進プロジェクトチーム、教職員課
関係法令等 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

25. 特別支援教育の推進

(文部科学省)

- 1 切れ目ない支援体制構築に向けた教員の専門性の向上や、人的措置等の支援体制の充実に必要な事業や財政措置を拡充すること。
- 2 障がいのある生徒の就職率の向上を図るため、人材活用に係る事業を拡充すること。
- 3 高等学校における特別支援教育のための人的措置や、高等学校における通級による指導の充実にための加配定数を拡充すること。
- 4 特別支援学校における医療的ケアを行う医療専門職を基礎定数化すること。

《現状・課題等》

- 1 本県では、特別な支援を必要とする児童生徒が年々増加し、特別支援教育へのニーズが高まっており、教員の専門性の向上とともに、特別支援教育コーディネーターの活動や特別支援教育支援員の配置の充実に必要な事業や財政支援の拡充が必要です。また、小中学校においても医療的ケアを必要とする児童生徒が増加していることから、国の「切れ目ない支援体制整備充実事業」において、医療的ケアに係る看護師の小中学校等への配置に必要な人数の拡充が必要です。

現在、国の「発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業」を活用して、経験の少ない教員を中心に発達障がいのある児童生徒への指導や支援の方法等に係る研修を実施しています。引き続き、通級による指導担当教員等が適切に指導・支援できるよう、新たな指導者の育成を含め、研修を継続して実施できる体制を整備するための事業および財政支援が必要です。

- 2 特別支援学校高等部生徒の進路希望を実現するため、企業経験が豊かな外部人材（就労支援コーディネーター3名）を配置し、生徒本人の適性を十分に把握した上で、適した職種・業務と必要な支援の方法を企業に提案する形の職場開拓を進めています。一般企業への就職を希望する生徒の進路希望を実現するため、外部人材の配置に必要な事業や財政支援の拡充が必要です。

- 3 高等学校においては、発達障がいなど特別な支援を必要とする生徒が増加しており、発達障がいに係る専門的な支援のニーズはますます高まっています。本県では、中学校から高等学校に支援情報を引き継ぐ取組を県内全域で進め、引き継がれた個別の教育支援計画・個別の指導計画や引継ぎツールであるパーソナルファイル等の支援情報を効果的に活用し、学習環境の整備や卒業後の社会参画に向けて支援を進めるとともに、令和元（2019）年度から通級による指導を行っています。現在、高等学校における通級による指導の充実にため2校4名の加配が措置されていますが、今後新たに、通級による指導を実施するためには、加配定数の拡充が必要です。また、すべての高等学校に発達障がいのある生徒が在籍する可能性があることから、特別支援教育に係る専門性のある外部人材（発達障害支援コーディネーター4名）を配置し、巡回指導による生徒の実態把握や心理検査、生徒および保護者との面談、教員の指導に関する助言等を実施しています。これらの、高等学校の教育内容をふまえた指導・助言を行う専門性の高い人材の継続的な配置に必要な事業や財政支援の拡充が必要です。

4 本県の特別支援学校においては、障がいが重度化・重複化する児童生徒に対応するため、人工呼吸器の管理など高度な医療的ケアを行う看護師を教諭および講師として、自立活動の指導において専門的な知識を有する理学療法士等を実習助手として、教員定数を割いて任用しています。これらの職員を継続して任用するためには、医療専門職の基礎定数化が必要です。

事務担当 教育委員会事務局教職員課、特別支援教育課

関係法令等 障害者基本法、学校教育法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

26. 子どもの貧困対策の推進

(文部科学省)

- 1 高等学校等就学支援金制度について、修業年限超過者に対する支給制限等の問題を解決するため、制度のさらなる拡充を図ること。
- 2 高校生等奨学給付金制度について、第1子と第2子以降に対する給付額の差を解消するための見直しを行うとともに、事務費も含めて全額国庫負担により実施すること。また、新型コロナウイルス感染症の影響等による家計急変世帯への支援等を継続するとともに、高等学校等入学前に準備費用が必要となることから、前倒し給付が可能となる制度設計を行うこと。
- 3 高等学校専攻科生徒への修学支援制度について、事務費も含めて全額国庫負担により措置すること。
- 4 準要保護世帯に対する就学援助を十分に行えるよう、財政措置を講じること。

《現状・課題等》

- 1 就学支援金について、標準的な修業年限とされる全日制 36 月、定時制・通信制 48 月がそれぞれ支給上限とされています。このため、修業年限を超える場合は、都道府県の措置がない限り自己負担が発生することから、標準的な修業年限を超過した場合であっても、就学支援金の対象とし、経済的負担の軽減を図る必要があります。

また、生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める場合は、通算 74 単位が支給上限とされています。このため、履修申告数が 74 単位を超える場合は、都道府県の措置がない限り自己負担が発生します。授業料が定額の場合、標準的な修業年限内であれば、就学支援金の他の支給要件を満たす限り自己負担は発生しません。よって、この不均衡を解消する必要があります。

- 2 奨学給付金について、第1子の単価は徐々に引き上げられていますが、依然として第1子と第2子以降の給付額に約3万円の差があることにより、扶養の実態と給付額が一致せず、不公平が生じています。また、奨学給付金は、就学支援金制度の見直しに伴い導入された制度ですが、国庫負担は奨学給付金所要額の1/3の補助にとどまり、事務費は全額が都道府県の負担となっています。第1子と第2子以降の給付額の差を解消するための見直しを行うとともに、就学支援金制度の見直しに伴い導入された制度であることをふまえ、事務費も含めた所要経費の全額を国庫負担とする必要があります。また、新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変した世帯への支援、および家庭でのオンライン学習に係る通信費の支援を継続する必要があります。

さらに、奨学給付金は、高等学校等への入学前に必要となる費用（教科書、通学用品等）に充てることができないため、前倒し給付ができる制度とする必要があります。

- 3 高等学校専攻科生徒への修学支援制度は、授業料に係る国庫負担が所要額の1/2、授業料以外の教育費に係る国庫負担が所要額の1/3の補助にとどまっています。高校生を対象とした授業料の支援である就学支援金は全額が国庫負担であり、専攻科生徒への修学支援についても、事務費も含めた所要経費の全額を国庫負担とする必要があります。

4 平成17年度より、準要保護世帯への国庫補助は廃止され地方財政措置へと切り替えられました。県内の市町では、国庫補助廃止以降も準要保護児童生徒の世帯を支援し、生活扶助基準の見直しにおいても受給対象者への影響がないように対応していますが、「準要保護児童生徒」の対象が拡大し、事業費の増加により市町の財政を大きく圧迫しています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、経済活動の低迷に伴う準要保護児童生徒の増加が見込まれることから県内市町の財政はますます厳しくなり、就学援助に係る現行基準を維持できなくなることが懸念されます。

これらのことから、市町が必要な就学援助を確実に行うことができるよう、対象者数の増加に見合った十分な財政措置を講じることが必要です。

事務担当 教育委員会事務局教育財務課、小中学校教育課

関係法令等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律、高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱、学校教育法

27. 学校給食・食育の充実と健康教育の推進

(文部科学省)

- 1 食物アレルギーへの対応や食に関する指導を充実させるため、栄養教諭の配置基準の改善および加配定数の維持・拡充を行うこと。
- 2 食物アレルギー等に適切に対応するため、学校給食調理員等の資質向上を目的とする事業を充実させること。
- 3 「学校給食の衛生管理等に関する調査研究」を継続・拡充すること。
- 4 令和2年度で終了した国事業「学校保健総合支援事業」について、引き続き、子どもたちの現代的な健康課題の解決に向けて取り組む必要があるため、再度事業を実施すること。

《現状・課題等》

- 1 本県では、平成18(2006)年度から栄養教諭を配置し、学校給食の管理、食に関する指導を積極的に推進するとともに、児童生徒への個別的な対応や相談指導等、一人ひとりの状況に応じた食物アレルギーへの対応に努めているところです。栄養教諭は在籍校と兼務校の複数の学校の給食を管理するとともに、給食指導や食に関する指導、食物アレルギーへの対応を行っています。県内の学校給食実施校では、9割強の学校で食物アレルギーを有する児童生徒が在籍しており、学校の規模にかかわらず、栄養教諭の果たす役割は大幅に増加しています。こうした学校の実情に対応できるよう、549人以下の学校では4校に1人となっている公立学校における栄養教諭の配置基準を2校に1人とするなど、配置基準の改善及び加配定数の維持・拡充が必要です。
- 2 食物アレルギーを有する児童生徒が増加する中、一人ひとりの状況に応じた代替食、除去食等の学校給食における対応は、栄養教諭の指導のもと学校給食調理員等が行っており、食物アレルギーに関する知識や対応にかかる学校給食調理員等の資質向上は、現在、設置者である各市町がそれぞれ対応しています。

学校給食調理員等の資質向上は重要な課題であり、国が広域的・専門的な研修の機会を設けるとともに、地域の実情に応じた研修を都道府県単位で開催できるよう、財政支援が必要です。
- 3 食中毒防止、異物混入防止等をふまえた安全・安心な学校給食を提供するために、「学校給食衛生管理基準」に基づいた学校給食施設の衛生管理の徹底が求められています。

本県では、支出委任事業「学校給食の衛生管理等に関する調査研究」を活用し、毎年、10ヶ所程度の学校給食施設の状況調査を実施しています。この事業は、衛生管理の徹底を図るため重要であり、計画的に実施していけるよう、継続・拡充する必要があります。
- 4 近年、児童生徒を取り巻く生活環境の急激な変化を背景として、さまざまな健康課題が生じており、学校における対応も多様化・複雑化してきています。こうした現代的な健康課題の解決を図るためには、単に個人的な課題とするだけではなく、学校・家庭・地域社会が連携して、社会全体で子どもの健康づくりに取り組んでいくことが必要です。

本県では、文部科学省「学校保健課題解決支援事業」（平成 24 年～26 年度）および「学校保健総合支援事業」（平成 27 年～令和元年度）を活用し、「歯と口の健康づくり」「メンタルヘルス」「性に関する指導」において、学校・家庭・地域の医療機関等からなる「地域検討委員会」等を設置し、課題解決に向けた取組に対して総合的に支援を行うことで、効果的な体制づくりを行うことができました。

今後も、今まで積み重ねてきた取組を継続していくとともに、これらの三重県における子どもたちの現代的な健康課題の解決に向けて取り組んでいくために、再度、国として「学校保健総合支援事業」のような都道府県等の取組を支援する事業が必要です。

事務担当 教育委員会事務局教職員課、保健体育課

関係法令等 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

28. 文化財保護事業等の拡充

(文化庁)

- 1 文化財の保存整備・活用事業および緊急発掘調査に係る国庫補助金を拡充すること。
- 2 重要文化財建造物等の防火対策や耐震診断・耐震補強工事をはじめとした災害対策について、補助率のさらなる拡充をすること。

《現状・課題等》

- 1 地方自治体の財源は年々厳しさを増しており、史跡等文化財の保存整備・活用事業や緊急発掘調査について、必要な額を十分に確保できず、計画に遅れが生じたり、着手できなくなったりしています。歴史上、学術上の価値が高い史跡等の文化財の保存修理や緊急発掘調査を計画的に実施するためには、国庫補助率の加算を行うとともに、予算を十分に確保することが必要です。
- 2 重要文化財（建造物）等の防火対策について、文化庁は令和元年12月23日付けで「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」の決定、及び「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」の改訂等をされ、国宝・世界遺産の防火対策事業への補助率の一律加算（15%）とともに、重要文化財（建造物）等の防火対策を積極的に取り組むよう通知がありました。しかし、重要文化財の防火対策事業については、国宝・世界遺産のような補助率の一律加算が無く、所有者の財源が乏しいなかでの実施は困難な状況にあります。また、防火対策とともに地震等の災害に対する備えもあわせて必要です。

こうしたことから、文化財保護と見学者等の安全確保のため、通常の重要文化財等の防災対策・災害対策事業にかかる国庫補助金について、国宝・世界遺産と同様な補助率の一律加算が必要です。

事務担当 教育委員会事務局社会教育・文化財保護課
関係法令等 文化財保護法

29. 海女漁のユネスコ無形文化遺産への登録

(文化庁)

国重要無形民俗文化財「鳥羽・志摩の海女漁の技術」のユネスコ無形文化遺産登録に向け、ユネスコへの提案の取組を進めること。

《現状・課題等》

- 鳥羽・志摩地域の海女たちは、万葉集にも詠まれており、現代に至るまで、自らの身体と簡単な道具のみを使用する、海女漁という伝統漁法を守り伝えています。さらに、海女漁は、伊勢神宮をはじめとする信仰とのつながりなど、長い歴史の中で「民俗的な知識」・「信仰」・「資源管理」・「潜水技術」を交えた独自の文化を育てており、単なる伝統漁法ではないことを示しています。その伝統を体現している海女たちは、現代まで、「採りすぎない仕組み」を自ら課すなど、SDGsを先取りするような取組を続けてきました。

しかし、利便性を追求する生活様式の変化や自然環境の変化、海女の高齢化や後継者の減少、アワビなどの水産資源の減少により、海女漁自体の存続も危ぶまれており、海女がいなくなってしまった地域もあるのが現状です。鳥羽・志摩地域における海女の人数は、初めて三重県が調査した昭和24(1949)年には6,349人でしたが、平成30(2018)年には647人と大きく減っています。

このまま、海女漁や海女の文化が衰退すれば、わが国の貴重な伝統漁や文化が消え去るだけでなく、日本人の心の拠り所である貴重な里海の風景がなくなることが懸念されます。

- 本県では、国の補助金を活用して、民俗文化財調査を平成22(2010)年度から25(2013)年度までの4年間実施して、文化財としての価値を明らかにしてきました。また、「海女保存会」を設立して、海女の人々とともに地域総がかりで保護にあたる体制を構築してきました。こうした中、平成29(2017)年3月には「鳥羽・志摩の海女漁の技術」が国重要無形民俗文化財に指定され、令和元年5月には「海女(Ama)に出逢えるまち 鳥羽・志摩～素潜り漁に生きる女性たち」が日本遺産に認定されました。

- 鳥羽・志摩の海女漁は、フランスのテレビ局の取材を受けるなど、世界的にも注目が集まっています。「海女保存会」等による文化財保護の取組を一層進め、世界的にも稀少な日本の伝統漁法である海女漁の技術が、世界の人々に認知され、保護されるためには、国重要無形民俗文化財「鳥羽・志摩の海女漁の技術」が、ユネスコ無形文化遺産に登録されることが必要です。

本県では、海女漁の技術が国文化財に指定されている県等と連携して、海女に関する習俗の調査を進めるなど、日本を代表する文化遺産にふさわしい取組を進めていきます。

今後、ユネスコ無形文化遺産登録に向けて、「鳥羽・志摩の海女漁の技術」を含めた海女漁の登録候補への選定をお願いします。

事務担当 教育委員会事務局社会教育・文化財保護課

関係法令等 文化財保護法、無形文化遺産の保護に関する条約

30. 地域の実情をふまえた医療介護総合確保基金（医療分）の配分

（厚生労働省）

地域医療介護総合確保基金については、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設または設備の整備に関する事業に重点化することに限らず、地域医療ニーズを確保できるよう、引き続きすべての区分に十分な配分を行い、また地域の実情に応じて柔軟に活用できる仕組みとするとともに、将来にわたり必要な財源を確保すること。

《現状・課題等》

- 地域医療介護総合確保基金については、平成 27（2015）年度から、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設または設備の整備に関する事業に重点化することとされ、事業区分ごとの額の調整も認められなくなりました。
- 本県の医師数については、医師偏在指標で全国 33 位となり、医師少数県として位置づけられました。また、看護師についても、人口 10 万人あたりの看護師数で全国 35 位（令和 2（2019）年度衛生行政報告例）となっており、医師・看護職員の不足が顕著な状況です。「社会保障・税一体改革大綱（平成 24（2012）年 2 月 17 日閣議決定）」で提示されている「病院・病床機能の分化・強化」を進めていくためにも、医療従事者の確保に関する事業が極めて重要と考え、施策を推進しているところですが、この重点化方針によって、旧国庫補助事業からの振替事業をはじめ、地域医療を維持していく上で真に必要な事業が継続できなくなることが危惧されます。
- このため、引き続きすべての区分に十分な配分を行うことが必要です。また、「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」の基本的な方向性で示されているように、地域ごとのさまざまな実情に応じて、事業区分間での配分額の調整を可能にするなど、地域の創意工夫を生かせる仕組みとしていくことも必要です。
- さらに、令和元（2019）年度に策定した医師確保計画等に基づく、質の高い人材の継続的な確保などの取組が不可欠となっており、中長期的視点に立った継続的な取組を行うことができるよう、将来にわたる安定的な財源が確保されることが必要です。

事務担当 医療保健部医療保健総務課、医療政策課

関係法令等 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、医療法

31. 地域医療提供体制の充実に向けた支援

(厚生労働省)

- 1 医療提供体制推進事業費補助金について、事業計画額を下回る交付決定が続いており、地域医療提供体制の確保に支障をきたしていることから、各都道府県の事業計画規模をふまえた十分な予算額を確保すること。
- 2 医療提供体制推進事業費補助金の対象となるドクターヘリ導入促進事業、救命救急センター運営事業については、重篤な救急患者に対する三次救急医療を安定して提供するために必要不可欠であることから、新たな補助金としての再構築、補助基準額の引き上げ等による財政支援の拡充をそれぞれ行うこと。
- 3 「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」のうち「入院を要する救急患者に対応可能な医療機関」については、未払医療費の増嵩が懸念されることから、医療機関が回収努力した後のセーフティネットとして、未払医療費に対する補てん制度を創設すること。

《現状・課題等》

- 1 救急医療、周産期医療をはじめとする医療提供体制の確保に不可欠な補助金である医療提供体制推進事業費補助金は、事業計画額どおりに交付決定されず、厳しい状況が続いています。医療提供体制推進事業費補助金が減額されることにより、救命救急センターや周産期母子医療センターの運営等、県民の命に直結する事業を実施する医療機関に大きな負担が生じているため、各都道府県の事業計画規模をふまえた十分な予算確保が必要です。
- 2 ドクターヘリ導入促進事業については、令和3年度に補助基準額の引き上げが行われました。しかしながら、ドクターヘリ導入促進事業については医療提供体制推進事業費補助金総額に占める割合が高いため、補助基準額どおりの配分を行うことにより、他事業への配分が困難になっています。このため、新たな補助金としての再構築が必要です。
本県では、県立総合医療センター、市立四日市病院、三重大学医学部附属病院、伊勢赤十字病院の4病院を救命救急センターとして指定し、重篤な救急患者等への対応を行っています。救命救急センターでは、24時間365日、重篤な救急患者の受入れに必要となる医師等の医療人材の確保等により不採算が生じています。限られた医療資源の中で、安全・安心な医療を提供するため、救命救急センターの運営に対する補助基準額の引き上げが必要です。加えて、救命救急センター運営事業費補助金には、平成27(2015)年度から追加された「病院の収支が黒字となる場合には、基準額に1/2を乗じる」との基準額算定要件が設けられています。この基準額算定要件は、救急医療対策事業実施要綱で定める救命救急センターの事業の目的である重篤救急患者の医療を確保するという内容に照らし合わせて、当該補助金を病院収支の黒字を理由に減額することは不適當であると考えられます。
- 3 「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」のうち「入院を要する救急患者に対応可能な医療機関」については、面的に受け入れる医療機関を整備していく方針で、県内8つの地域医療構想区域単位で基幹病院を複数選出しましたが、一部の医療機関からは、未払医療費の増嵩を懸念する声が寄せられています。
現在、救命救急センターは、在日外国人に係る前年度の未収金が運営費補助の対象となっているものの、1か月1人当たり20万円超に限って20万円を超える額とされていることから、十分な補てんができておらず、また、救命救急センター以外の医療機関については、未払医療費に対する補助制度がない状況です。

令和2（2020）年度に、国が病院を対象に実施した「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」において、10月の1か月間における未収金（請求日より1ヶ月を経ても、診療費の一部または全額が払われていないもの）が生じた患者数とその金額を回答したのは、本県では、そのすべてが選出を行った「入院を要する救急患者に対応可能な医療機関」となっています。

「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出等をはじめとする外国人患者が安心して受診できる体制の整備にあたっては、医療機関側も安心して受け入れができる体制とすることから、医療機関の回収努力にも関わらず未収となった訪日外国人や在留外国人に係る未払医療費については、セーフティネットとして、国が補てん等の対策を行うことが必要です。

事務担当 医療保健部医療政策課

関係法令等 救急医療対策事業実施要綱、医療提供体制推進事業費補助金交付要綱、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法

32. 災害時の医療提供体制の整備

(厚生労働省)

- 1 災害時に人工透析患者へ適切な医療を提供するため、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を活用した人工透析患者に関する情報共有機能の充実を図ること。
- 2 災害時の医療提供体制を確保するため、診療所を含めた全ての医療機関が対象となるよう耐震化補助事業を拡充すること。また、非常用電源等の整備については全ての病院が対象となるよう補助制度を拡充すること。

《現状・課題等》

- 1 平成 30（2018）年に発生した北海道胆振東部地震では、道全域で停電が発生し、透析患者の移送を余儀なくされた医療機関がありました。本県においても、同年の台風第 21 号、24 号において全県的な停電が発生し、人工透析患者の受入中止など災害時における透析医療の提供に支障が生じたところでした。本県では、「災害時の透析マニュアル」に基づき、透析施設間の情報共有を行うなどの対応を行っていますが、迅速かつ的確な情報共有体制の構築が困難な状況です。

災害時における医療機関の支援に必要な情報については、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）が運用されており、随時、機能の改善も図られているところですが、人工透析患者の受入れに関する機能拡充は行われておらず、さらなる充実が必要です。

- 2 南海トラフ地震の発生が危惧される中、本県の病院の耐震化率は 80.9%（令和 3（2021）年 9 月 1 日時点）であり、さらなる病院の耐震化を進める必要があります。また、災害時の医療提供体制を確保するためには、病院だけではなく、診療所における災害対応も重要であることから、耐震化補助事業について、診療所も含めた全ての医療機関を対象に事業内容を拡充することが必要です。

災害時においても継続した医療を提供するためには、電源や水の確保が必要となりますが、自家発電装置については整備が進んでいない状況にあります。非常用電源の整備に係る補助制度については、災害拠点病院等の一部の医療機関のみが対象となっており、電源確保対策等を広く医療機関に促すためにも、医療提供体制施設整備交付金における補助制度の拡充が必要です。

事務担当 医療保健部医療政策課、健康推進課

関係法令等 災害医療対策事業実施要綱

33. 循環器病対策推進のための財政支援の拡充等

(厚生労働省)

- 1 国と地方の役割分担に応じた循環器病対策を効果的に進めるため、循環器病対策基本計画に基づき、国においては、循環器病の病態解明をはじめ、先進的な技術も見据えた治療法や予防法等の研究・開発に着実に取り組むとともに、循環器病の罹患状況や診療情報についての統一的なデータベースを早期に構築すること。また、専門的かつ切れ目のない医療を可能とするために、医療・介護・福祉人材の育成や適性配置に係る取組を進めること。
- 2 自治体を実施する循環器病についての啓発や、循環器病に係る医療・福祉サービス提供体制の充実、相談支援等の循環器病患者の支援等を実施するための事業に対する財政支援を拡充するとともに、継続的な取組を可能とするよう必要かつ安定的な財源を確保すること。
- 3 今年度から、モデル事業として配置される「脳卒中・心臓病等総合支援センター」は、都道府県が循環器病対策を進めるうえで、中核を担い得るものであることから、モデル事業終了後も持続的な運営が可能となるよう、後年度においても財政支援を行うこと。

《現状・課題等》

- 1 循環器病は、生命や健康に重大な影響を及ぼす疾患であるとともに、社会全体に大きな影響を与える疾患であることに鑑み、健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（以下、「法」という。）が平成30（2018）年12月に成立し、令和元（2019）年12月に施行されました。法では、国が循環器病対策の推進に係る基本計画を策定することとし、国基本計画を基本として、都道府県が循環器病対策推進計画を策定することとしており、今後、各都道府県は都道府県計画に基づき関連施策を進める必要があります。一方で、取り組むべき施策の中には、高度な専門性が求められるものや、国全体の基盤整備が最も効果的と考えられるものなど自治体単独で実施するよりも国全体で取り組んだ方が良い施策もあります。これらをふまえ、国と地方の役割分担に応じた循環器病対策を効果的に進めるため、国において、循環器病の病態解明をはじめ、先進的な技術も見据えた治療法や予防法等の研究・開発に着実に取り組むとともに、循環器病の罹患状況や診療情報についての統一的なデータベースを早期に構築することが必要です。また、専門性があり切れ目のない医療が国全体で展開されるよう、専門医、コメディカルや地域包括ケア・在宅医療に精通する人材等の育成や適性配置に係る取組を進めることが必要です。
- 2 令和3年度に策定した「三重県循環器病対策推進計画」では、循環器病に係る医療提供体制の構築に留まらず、循環器病患者等への相談体制の整備や治療と仕事の両立など、医療から福祉や介護にわたるそれぞれのサービスがシームレスに提供される環境づくりをめざしており、医療計画に基づきこれまで取り組んできた脳卒中对策や心筋梗塞等の心血管疾患対策の範囲や内容をさらに充実していくことが必要です。このため、自治体を実施する循環器病についての啓発や、循環器病に係る医療・福祉サービス提供体制の充実、相談支援等の循環器病患者の支援等を実施するための事業に対応できるよう財政支援の範囲拡充や財源規模の拡大が必要です。

- 3 今年度から、専門的な知識を有し、地域の情報提供等の中心的な役割を担う医療機関に「脳卒中・心臓病等総合支援センター」（以下、「センター」という。）を配置し、地域全体の患者支援体制の充実を図るためのモデル事業が国において実施されています。センターは、社会連携に基づく循環器病患者支援、治療と仕事の両立支援・就学支援、小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策など、都道府県がこれまで医療計画などで実施してきた対策よりも幅広い対策を実施することが期待されており、今後の循環器病対策の推進には欠かせない存在となります。センターは単年度で役割が終了するものではなく、循環器病対策を包括的に推進するために欠かすことができない役割を継続的に担う必要があります。そのため、後年度においても当センターが持続的に運営できるよう定額補助の継続や診療報酬における措置などの対応が必要です。

事務担当 医療保健部医療政策課

関係法令等 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する
基本法 循環器病対策特別対策事業等

34. がん対策の推進のための財政支援の拡充

(厚生労働省)

- 1 コロナ禍によるがん検診の受診に係る影響を十分にふまえた上で、市町村におけるがん検診の受診率向上のために、補助事業の継続および補助対象の拡大を図ること。
- 2 がん患者が、安心して生活し尊厳を持って自分らしく生きることができるよう、市町村がアピアランスケアに関して行う事業に対して補助事業を創設すること。

《現状・課題等》

- 1 がんの早期発見・早期治療を行うためには、がん検診の受診率を向上させることが重要であり、国はがん検診の受診率の目標値を50%として掲げています。本県におけるがん検診の受診率は乳がん18.3%(国17.0%)、子宮頸がん19.2%(国15.7%)、大腸がん8.5%(国7.7%)、胃がん10.9%(国7.8%)、肺がん7.4%(国6.8%) (令和元(2019)年度地域保健・健康増進事業報告)であり、受診率のさらなる向上が望まれるところです。加えて、厚生労働省「第33回がん検診のあり方に関する検討会(令和3(2021)年8月5日開催)」では、令和2年度のがん検診受診者数が前年度比で最大で2割減であったという調査結果も公表されるなど、コロナ禍による必要ながん検診への影響が懸念されており、受診率向上に対する支援が一層必要になってきています。

このため、コロナ禍によるがん検診への影響を早急に把握し、受診率の低下を招いている場合は、その原因を分析するとともに、受診率を再び上昇傾向に転化させるための抜本的な方策を講じる必要があります。

具体的には、「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」を大幅に拡充し、コロナ禍においても住民のがん検診の受診率の向上に資するような幅広い啓発やインセンティブの付与等による効果的な受診勧奨に係る事業を補助の対象とするとともに、個別の受診勧奨・再勧奨を継続した上で、クーポン券等の配布に対する補助について、対象年齢を初年度対象者以外に拡大しつつ、乳がん検診、子宮頸がん検診のみとなっているがん種についても追加していく必要があります。

さらに、市町村が、がん検診事業を長期的、安定的に実施し、受診率向上対策に取り組んでいくためには、今後とも、国の補助事業による支援を継続的に実施していくとともに、内容の拡充を図る必要があります。

- 2 近年、がん医療の進歩により治療を継続しながら社会生活を送るがん患者が増加しており、「医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケア」であるアピアランスケアの重要性が認識されています。「がん対策推進基本計画」における柱の一つである「がんとの共生」においても、がん治療に伴う外見の変化への相談支援および情報提供のあり方について検討することとされています。

がん治療に伴うアピアランスケアを通じ、がん患者の社会参加を支援し、生活の質の向上を図るため、医療用ウィッグや補正下着等の購入費用の助成を行っている市町村もありますが、一部にとどまっています。

がん患者が、全国どこに住んでいても、アピアランスケアに関し同様の支援を受けられる体制を構築するためには、「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」と同様、市町村が行う事業に対して、国の補助事業による支援が必要です。

事務担当 医療保健部医療政策課

関係法令等 がん対策基本法、感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

35. 医師の確保および看護職員の確保・育成に向けた取組の推進

(厚生労働省)

1 医師の確保に向けた取組の推進

- (1) 新型コロナウイルス感染症への対応や医師の働き方改革の推進等による地域医療への影響をふまえ、大学が医師不足地域に必要な医師を育成・派遣する役割を果たすことができるよう、地域に必要な医師が十分に確保されるまで、現行どおり医学部臨時定員増の措置を継続すること。また、臨時定員増の措置にあたっては、恒久定員内で5割程度の地域枠の設置を要件とすることなく措置が継続できるよう、地域の実情をふまえた適切な制度を設計すること。
- (2) 医師の働き方改革に係る特例水準の指定にあたっては、医療現場に混乱が生じないように、関係機関に対し適宜かつ十分な情報提供を行うこと。

2 看護職員の確保・育成に向けた取組の推進

- (1) 看護職員の需給推計について、新型コロナウイルスの感染拡大の影響等による医療現場の負担増等もふまえ、需給推計の見直しを行うこと。また、中間とりまとめにおいて示されなかった助産師について、都道府県別の需給数を示すこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染症への対応に多くの潜在看護職員が従事したことをふまえ、看護職の届出制度の周知と一層の取組を図るため、地域医療介護総合確保基金による、ナースセンターのサテライト事業に対する支援を継続すること。
- (3) 看護師等国家試験の実施にあたり、看護学生等の負担軽減を図るため、試験地に複数試験場が設置されている場合には早期に受験会場の決定を行うこと。また、新型コロナウイルス感染症に感染し、国家試験を受験できなかった医学生、看護学生等に対し追試験の機会を設けること。

《現状・課題等》

- 新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」とします。）への対応のため業務が増しており、また、国で検討が進められている医師の働き方改革の推進（令和6（2024）年度の施行予定）等により、地域で必要な医師のさらなる増加が見込まれます。医学部定員については、平成20（2008）年度以降、へき地等に一定期間勤務することを義務付けた地域枠設置を要件とした臨時定員の増員が行われていますが、地域に必要な医師が十分に確保されるまで、引き続き臨時定員を含む医学部定員を確保していく必要があります。
- 国の「医療従事者の需給に関する検討会・医師需給分科会第4次中間とりまとめ」では、臨時定員の設定を要請できる要件として、「恒久定員内で5割程度の地域枠を確保しても、地域における必要医師数の確保が不十分である場合」とされていますが、現状では恒久定員内で5割以上の地域枠を設定している大学はごく少数となっています。このため、地域の実情に十分配慮した上で、必要な医師が十分に確保されるまでは臨時定員増を継続するなどの制度設計が必要です。
- 令和6年4月の適用開始に向け、時間外労働時間の上限規制導入による医療現場の混乱が生じないように進めるとともに、医療機関による労働時間短縮計画の作成・提出、評価センターの審査計画、都道府県の指定事務等に関して十分な情報提供を適宜行うことが必要です。

- 看護職員の需給推計については、令和元年 11 月に国の看護職員需給分科会による中間とりまとめで、令和 7 (2025) 年の各都道府県における看護師需給数が示されていますが、近年の新型コロナ拡大の影響等による医療現場の負担増等もふまえ、需給推計の見直しを行うことが必要です。また、中間とりまとめでは示されなかった助産師については、本県の就業助産師数が全国下位 (41 位) にあることから、助産師確保に向けた取組をさらに進めるため、都道府県別の需給数を示すことが必要です。
- 本県では、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づく免許保持者の届出制度を従来の復職支援に加えて、新型コロナ対策のための看護人材の確保にも活用しています。また、より身近な地域で復職支援等が受けられるよう、平成 27 (2015) 年 12 月に「三重県ナースセンター四日市サテライト」を開所し、人口の多い北勢地域における復職者の確保につなげています。今後もきめ細かな復職支援を実施するためには医療機関等への広報活動に注力するとともに、地域医療介護総合確保基金による支援の継続が必要です。
- 令和 4 年の看護師国家試験は、13 都道府県 (70 会場) で行われましたが、今後も新型コロナの流行が懸念されるため、受験者数に見合った適切な試験地の選定や、感染対策を考慮した試験会場の分散化を行うとともに、受験に伴い宿泊施設の確保を必要とする受験者が不安な思いや混乱を招かないよう早期の周知が必要です。また、新型コロナに感染した受験生に対し、国家試験の追試験は実施しないと閣議決定されましたが、季節性インフルエンザ等による措置とは違い、災害と同様の対応をすべき事象と考え、追試験の実施に向けた検討が必要です。

事務担当 医療保健部医療介護人材課、医療政策課

関係法令等 医療法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、
看護師等の人材確保の促進に関する法律、保健師助産師看護師法

36. 介護サービスの提供に係る施策の充実

(厚生労働省)

- 1 介護保険事業所・施設における新型コロナウイルスの感染拡大防止への取組を適切に評価するため、平時からの感染防止対策に係る取組に対し、介護報酬の上乗せを再度実施すること。また、介護報酬を受け取っていない養護老人ホーム・軽費老人ホームの感染防止対策に係る取組に対し、財政支援を行うこと。
- 2 通所系サービスに係る新型コロナウイルス感染症対応の特例措置は、利用者負担を伴うものであることから、事業者および利用者の双方に負担がかからない制度への見直しを検討すること。
- 3 広域型施設における定員増を伴わない施設改修等についても、地域医療介護総合確保基金等による財政支援の対象となるよう柔軟な対応を検討すること。
- 4 認知症の発症メカニズム等の科学的な解明に取り組むとともに、効果が確認された予防法については、都道府県や市町村への財政支援を通じて速やかに普及展開を図ること。
- 5 離島における介護サービスの安定的な確保を図るため、離島の実態を反映した介護報酬の体系を検討すること。
- 6 介護人材の確保について、外国人材の参入促進が重要となっていることから、介護福祉士を目指す外国人留学生の確保に向けた介護施設等による奨学金の貸与や給付に対する地域医療介護総合確保基金を活用した支援策の補助割合の拡大を図ること。

《現状・課題等》

- 1 介護保険事業所・施設に対し、令和3年12月末までは、平時から行っている感染防止対策の取組に対し、財政支援が行われていましたが、令和4年1月から財政支援がなくなったうえ、第6波を迎えたことで、介護保険事業所・施設における感染防止対策に係る費用負担が大きくなり、経営上の負担となっています。
そのため、これらの事業所・施設に対する支援が必要ですが、昨年度に実施された補助金による支援は、申請事務が事業所・施設の負担となったことから、介護報酬の上乗せを再度実施する必要があります。
また、これまでの財政支援の対象とされていない養護老人ホーム・軽費老人ホームにおいても、感染防止対策に係る経費が大きな負担となっていることから、国の全額負担での財政支援が必要です。
- 2 通所系サービスに係る新型コロナウイルス感染症対応の特例措置は、介護報酬の加算による措置であることから利用者負担を伴うものとなっていることが課題になっています。一方で、例えば交付金等による支援策とした場合、コロナ禍における介護サービス提供に加えて事務負担を事業者に課すことになることから、これら両面に留意した制度が必要です。
- 3 本県では、建築から30年以上が経過し、老朽化している特別養護老人ホーム等が多く存在しています。一方で、特別養護老人ホーム等の運営に関しては収支が厳しい状況が続いており、施設の建替えや大規模修繕等に係る費用負担が大きな課題となっています。安定的かつ持続的な介護サービスの提供を確保するためには、地域医療介護総合確保基金による施設の建替えや大規模修繕に対する費用助成等をより使いやすいものにしていく必要があります。

- 4 令和元（2019）年6月に閣議決定された「認知症施策推進大綱」においては、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進するとしています。このうち「予防」については、現時点では認知症予防に関するエビデンスは未だ不十分であることから、エビデンスの収集・分析を進め、認知症予防のための活動の進め方に関する手引きを作成するとともに、自治体における認知症の予防に資すると考えられる活動事例を収集し横展開を図るとしています。令和7（2025）年には65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症になると言われている中、科学的裏付けのある手法により認知症の発症の予防を図ることが必要です。
- 5 離島における介護サービスについて、現在の介護保険制度では、特別地域加算（15%）や中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算（5%）として、介護報酬の加算により評価されています。本県の有人離島では、高齢化が進んでいるにも関わらず、ごく一部の事業所がサービスを提供しているに過ぎません。移動手段が限られ、移動コストも多額となることから事業者の経費負担は重くなっています。平成31（2019）年3月の「離島等における介護サービスの提供状況の実態把握及び推進方策に関する調査研究報告書（平成30年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業）」では、「事業所が地域内で介護サービスを継続して行うために最も必要な公的支援」について、56.6%の事業所が「介護報酬や運営費の補助」と回答していることから、離島の実態に即した加算割合とし、事業者が離島における介護サービスを安定的に提供することができるようにすることが必要です。
- 6 介護施設等による外国人留学生への奨学金の支給に対する経費助成割合は、1／3に設定されていますが、中小規模の介護施設においては負担が大きいことから、少なくとも1／2に拡大し、制度の継続的な運用を図ることが必要です。

事務担当 医療保健部長寿介護課、医療介護人材課
関係法令等 介護保険法

37. 結核医療提供体制の推進

(厚生労働省)

- 1 結核病床の維持、確保を図り、入院が必要な結核患者に対し、適切な医療を提供するため、結核診療に係る財政支援を行う制度を創設すること。
- 2 結核医療を担う医師を育成するための体制整備や財政支援を行うこと。
- 3 外国人労働者の増加により今後増加する可能性がある多剤耐性結核に関する調査や新たな治療薬の開発を推進すること。

《現状・課題等》

- 1 全国の令和2(2020)年の結核罹患率は10.1、新規登録患者数は12,739人であり、結核は依然として我が国最大の慢性感染症です。本県においては、令和2(2020)年の結核罹患率は9.9、新規登録患者数は175人で、ここ数年横ばいで推移しています。
結核患者の多くは高齢者であり、合併症を有する者が多く治療形態が多様化していることから、患者の身近な地域で個別の病態に応じた治療が受けられる地域医療連携体制の整備が重要です。また、感染防止の観点から多床室を1人の患者が使用することにより結核病床が満床になるということもあります。
結核の新規登録患者数については、横ばいで推移しているものの、一定の期間に感染患者の発生が集中することもあり、基準病床数を満たす結核病床の維持は必要です。一方、感染患者の発生しない期間であっても、患者の発生に備え受入体制の整備は常時必要であり、空床期間における結核病床を有する医療機関の負担は大きく、病院経営にも影響を与えています。今後も入院治療が必要な結核患者に対し、適切な医療を提供していくためには、結核病床に係る空床確保費用等の財政支援が必要です。
- 2 本県では、結核病床を結核医療の拠点となる医療機関に整備し、ユニット化も実施しています。また、これ以外にも5か所の医療機関にモデル病床を整備し、ほぼ二次医療圏ごとに結核患者に対する入院医療の提供体制を確保してきました。しかし、一部の地域では、結核医療を担う医師の減少により患者の受入れを中止した医療機関もあります。結核患者に対し、各地域において適切な医療を提供するためには、結核医療を担う医師の確保・育成が必要です。また、結核医療を担う医師を確保・育成するためには、その中心となる呼吸器内科医の育成も重要です。呼吸器内科医については、新型コロナウイルス感染症患者の治療においても重要な役割を担っており、確保・育成の重要性が再認識されています。そのため、結核医療を担う医師や呼吸器内科医の確保・育成に対し財政支援も含めた体制整備を行う必要があります。
- 3 外国人労働者の増加により、結核の高まん延国からの外国人住民登録者も増加してきており、多剤耐性結核についても今後増加する可能性があります。そのため、多剤耐性結核に対し、国主導による調査や新たな治療薬の開発が必要です。

事務担当 医療保健部感染症対策課

関係法令等 医療法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

38. 予防接種の推進

(厚生労働省)

- 1 厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会の第二次提言で推奨されている7ワクチンのうち、定期接種化されていないおたふくかぜワクチンについて早期に定期接種化を図ること。
- 2 造血幹細胞移植後等の予防接種について、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会で継続して検討を行い、早期に結論を得ること。

《現状・課題等》

- 1 おたふくかぜワクチンについては、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会の第二次提言（平成24（2012）年5月）において、広く接種を促進していくことが望ましい7ワクチンの一つとされていますが、唯一、定期接種化が実現していません。おたふくかぜは、発症すれば合併症の多い疾患であるため、予防が重要です。安全性の高いワクチンの研究や現状ワクチンの副反応調査を早急に進め、早期に定期接種化を図ることが必要です。
本県においては、住民のニーズを受け、各市町の自主財源により予防接種の公費負担（おたふくかぜワクチン17市町）が行われていますが、感染症の発生およびまん延の防止、感染時の重症化防止を図るためには、地域格差なく実施されるべきものと考えられますので、おたふくかぜワクチンを早期に定期接種の対象とする必要があります。
- 2 造血幹細胞移植後の予防接種については、平成28（2016）年地方分権改革に係る提案募集において、複数の自治体から定期接種として扱ってほしいと提案がありましたが、現行の予防接種法では定期接種として対応することは想定されておらず、提案内容への対応は困難であるとの見解が示されています。平成28（2016）年度以降も各自治体からの要望はあり、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会で検討はされていますが、第37回部会（令和2年1月27日開催）の検討では、引き続き論点を整理し、議論を進める必要があるとされており、結論には至っていません。
本件については、予防接種法の位置づけをどう考えるか、造血幹細胞移植以外でも免疫が不十分な場合が存在するが、その扱いはどうするか、疾病ごとに対象者を法令で定めていることとの関係はどう考えるかなど、多くの課題がありますが、免疫が十分でない者に対する予防接種の在り方について、継続して検討を行い早期に結論を得る必要があります。

事務担当 医療保健部感染症対策課
関係法令等 予防接種法

39. 予防・健康づくりの取組の推進

(厚生労働省)

本県が地域の実情に応じて創意工夫をして取り組んでいる予防・健康づくりの取組など、地方自治体の先進的な取組が持続可能なものとなるよう、安定的な財源を確保すること。

《現状・課題等》

- 本県では、これまで予防・健康づくりに取り組んできた結果、女性の健康寿命は全国1位となるなど、着実に成果が上がっています。令和2（2020）年度に実施した「第10回みえ県民意識調査」によると、幸福を判断する際に「家族関係」に次いで「健康状況」が重視されており、健康づくりに取り組む県民は年々増加しています。
さらに、令和3年度に策定した「三重県循環器病対策推進計画」においても、「循環器病の予防や正しい知識の普及啓発」に取り組むこととしており、予防・健康づくりに取り組む重要性は高まっています。
- また、平成28（2016）年度に経済産業省が行った調査によると、就職活動を行う学生が企業を選ぶ条件として、「従業員の健康や働き方に配慮している」と回答した割合は4割以上を占めています。
人生100年時代を迎えるにあたって、予防・健康づくりの取組は、地域にとって重要なテーマであるとともに、若者人口の流出防止策として、地方創生の推進にもつながります。
- 本県では、全国トップクラスの健康づくり県をめざして、「健康づくりや健康経営*なくして、地方創生なし」との決意のもと、SDGsやDX（デジタルトランスフォーメーション）などの考え方を取り入れ、「新しい生活様式」に対応した先進的な健康づくりの取組を推進させていきたいと考えています。
- 具体的には、健康づくりに取り組むきっかけづくりとして実施してきた「三重とこわか健康マイレージ事業」について、SNSの活用や専用ホームページの利便性向上により、主体的かつ継続的に健康づくりに取り組めるように発展させていきます。また、企業においてもDXの考え方を取り入れた健康経営の取組が進むように支援し、その取組を、企業、関係機関・団体、保険者、地方自治体が連携する「三重とこわか県民健康会議」等において横展開し、地域全体で県民の皆さんが継続的に健康づくりに取り組む気運の醸成を図っていきます。
- 予防・健康づくりの取組は、地方自治体が企業等と連携して、地域の実情に応じて創意工夫をし、新たな施策の展開や好事例の横展開等に継続して取り組んでいくことが重要であることから、地方自治体の先進的な取組が持続可能なものとなるよう、国において恒久的かつ安定的な財源を確保いただく必要があります。

※「健康経営」は、特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。

事務担当 医療保健部健康推進課

関係法令等 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律、健康増進法

40. 歯周疾患検診における対象年齢の拡大

(厚生労働省)

成人期に早期から歯周疾患の予防や早期発見・早期治療につなげるため、健康増進事業における歯周疾患検診の対象年齢に 20 歳、30 歳を追加すること。

《現状・課題等》

- 「歯科口腔保健の推進に関する法律」第 12 条第 1 項の規定に基づき定められた「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」（平成 24（2012）年 7 月 23 日制定）において、4 mm 以上の深い歯周ポケットを有する者を「進行した歯周炎を有する者」として、40 歳代、60 歳代それぞれの年代で「進行した歯周炎を有する者の減少」が具体的指標に定められています。
- 「平成 28 年歯科疾患実態調査」（厚生労働省）によると、4 mm 以上の歯周ポケットを有する者の割合は、高齢になるにつれ増加しており、過去の調査結果と比較するとほぼ全ての年代で高値を示しましたが、特に、15～24 歳、25～34 歳で平成 23 年調査比がそれぞれ 2.1 倍、1.8 倍となっています。
- 健康増進事業の実施については、「健康増進法第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2 に基づく健康増進事業について」（平成 20（2008）年 3 月 31 日健発 0331026 号厚生労働省健康局長通知）の「健康増進事業実施要領」により実施することが示されており、その中で、歯周疾患検診の対象年齢は、「当該市町村の区域内に居住地を有する 40 歳、50 歳、60 歳及び 70 歳の者を対象とする。」と示されています。
- しかし、対象年齢とされている 40 歳以降の各年齢は、すでに歯周疾患が顕在化し始めています。
- 本県では、歯周疾患は、歯の喪失をもたらす主要な原因疾患であることや糖尿病や循環器疾患との関連性が指摘されていることから、成人期における重要な健康課題のひとつと考え、平成 30（2018）年度からの「第 2 次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」において、歯周疾患の予防や早期発見・早期治療、歯周疾患検診の重要性について記載し、市町とともに取組を進めています。
- 歯周疾患対策を推進していくためには、成人期の早期から歯周疾患検診に取り組むことが非常に重要であることから、健康増進事業における歯周疾患検診の対象年齢に 20 歳、30 歳を追加することが必要です。

事務担当 医療保健部健康推進課

関係法令等 健康増進法、歯科口腔保健の推進に関する法律、歯科口腔保健の推進に関する基本的事項

41. 妊婦健康診査における歯科健康診査の実施

(厚生労働省)

妊娠中に適切な口腔管理が行われ、母体や胎児の健康の保持増進を図ることにより、安心して妊娠・出産ができるよう、妊婦健康診査における検査項目に歯科健康診査を追加すること。

《現状・課題等》

- 「母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について」(平成8(1996)年11月20日付け児発第934号厚生省児童家庭局長通知)において、妊娠時の健康診査については、「妊娠月週数に応じた問診、診察及び検査計測により、母・児の障害予防に重点をおき、歯科疾患にも注意すること」や、「妊娠中の歯口清掃法、歯科健康診査受診の励行等について指導すること」など、妊娠時における口腔管理の重要性が示されています。
- 一方、妊婦健康診査における標準的な検査項目について発出された、「妊婦健康診査の実施について」(平成21(2009)年2月27日付け雇児母発第0227001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知)では、公費負担にあたって望ましい妊婦健康診査の項目等が示されていますが、歯科健康診査が含まれていないため、各市町の取組に差が生じています。また、各市町が継続的に妊婦歯科健康診査を実施していくためには、安定的な財源の確保が必要です。
- 本県では、「健やか親子いきいきプランみえ(第2次)」(平成28(2016)年3月改訂)において、妊産婦に対する歯科健康診査の充実に努めることとしています。また、平成30(2018)年度からの「第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」では、妊婦歯科健康診査の重要性について記載し、妊婦歯科健康診査に取り組む市町が増えるよう働きかけています。
- 妊娠中は体調や生活習慣の変化により歯科口腔疾患に罹りやすく、重症化すると早産の危険性を高める要因となること、また、産後においても母親の口腔状態が悪いと、児が歯科口腔疾患に罹る危険性が高まることなど、妊娠中の適切な口腔管理は非常に重要です。全ての妊婦が、安心して妊娠・出産ができるよう、歯科健康診査を妊婦健康診査の検査項目に追加することが必要です。

(参考) 三重県における妊婦歯科健康診査の状況

	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
実施 市町数	11/29 市町	13/29 市町	13/29 市町	15/29 市町	17/29 市町	22/29 市町

事務担当 医療保健部健康推進課、子ども・福祉部子育て支援課
関係法令等 母子保健法

42. 難病対策の充実

(厚生労働省)

- 1 指定難病の調査・研究はもとより、指定難病でない難病においても、発病の機構、診断および治療方法に関する調査・研究を推進し、早期にその病態解明等を図ることで、可能な限り指定難病に取り入れられるよう検討すること。
- 2 小児慢性特定疾病医療費助成の受給者が成人後も切れ目のない医療が受けられるように、小児慢性特定疾病医療費と特定医療費の一体化を検討すること。

《現状・課題等》

- 1 指定難病の調査・研究および対象疾病については、毎年、難病対策委員会および指定難病検討委員会において見直しが行われているところですが、「患者数が多い」あるいは「診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていない」等の理由で指定されない難病で苦しんでいる方が今なお多くいます。高額な医療費や長期の治療継続等で患者への支援が必要である状況については指定難病と変わらず、現在指定難病でない難病においても、発病の機構、診断および治療方法に関する調査・研究を推進し、早期に診断基準や治療方法の確立等を図ることで、可能な限り指定難病に取り入れる必要があります。
- 2 小児慢性特定疾病医療費助成制度は、原則 18 歳未満の児童（必要と認められた場合は 20 歳到達まで）を対象としており、成人後は、難病医療費助成の対象疾病と重複する疾病で、かつ、難病医療費助成の認定基準に該当しなければ医療費助成を受けることができない状況にあります。このため、児童期から成人後まで適切な治療を受けられるよう、小児慢性特定疾病医療費と特定医療費の一体化について検討を行う必要があります。

事務担当 医療保健部健康推進課

関係法令等 難病の患者に対する医療等に関する法律、児童福祉法

43. 暮らしの安心を支える医療費助成制度の充実

(厚生労働省)

地方自治体が単独事業で実施している医療費助成について、以下の措置を講ずること。

- 1 国における早期の制度化と自治体負担分に対する十分な地方財政措置
- 2 医療機関の窓口での無料化（いわゆる現物給付）を実施する市町村に対する国民健康保険国庫負担金の減額措置の廃止

《現状・課題等》

- 1 本県では、医療を必要とする人々が安心して受診できるよう、県内全ての市町で、子どもや障がい者、ひとり親家庭等に対する医療費助成が行われており、医療費助成を行う市町に対して県による補助を行っています。しかし、地方財政措置はなく、そのための地方自治体の財政負担は非常に重いものになっています。

国の医療制度を補完する形で、医療費助成制度が地方単独事業として 47 都道府県全てにおいて行われていますが、誰もが安心して適切な医療が受けられるよう、ナショナルミニマムの観点から、国の責任において取り組む必要があると考えます。

- 2 未就学児までを対象とする医療費助成については、平成 30（2018）年度から国民健康保険国庫負担金の減額調整措置が廃止されていますが、その他の部分については、引き続き減額措置が行われています。

〈参考 1〉福祉医療費助成制度における支払方法

【都道府県数】

	子ども	障がい者	ひとり親家庭等
現物	28	21	21
償還	1	9	9
併用	17 (本県含む)	17 (本県含む)	17 (本県含む)
合計	46	47	47

令和 3（2021）年 4 月 1 日現在

〈参考 2〉福祉医療費補助金の県決算額

【単位：億円】

	令和元（2019） 年度決算	令和 2（2020） 年度決算
子ども	21.8	17.2
障がい者	22.1	21.1
一人親家庭等	4.3	3.9
計	48.3	42.2

端数調整のため、内訳と計は必ずしも一致しない

事務担当 医療保健部国民健康保険課

関係法令等 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令

44. 生活衛生関係営業施設に対する支援の拡充

(厚生労働省)

新型コロナウイルスの影響による収益の悪化に歯止めをかけるため、生活衛生関係営業施設のうち理容業、美容業、クリーニング業、公衆浴場、興行場に対して新たな経営支援制度を創設するなど、支援を拡充すること。

《現状・課題等》

- 生活衛生関係営業施設は、新型コロナウイルスの感染拡大が長引く中、各業界でその経営に大きな影響を受けています。その中でも、特に大きな影響を受けている旅館業や飲食関係業種には様々な経営支援策が講じられています。しかし、その他の生活衛生関係営業施設（理容業、美容業、クリーニング業、公衆浴場、興行場）を対象とした国における経営支援策は、旅館業や飲食関係業種と比較して少ない現状にあります。
- 令和4（2022）年2月1日に株式会社日本政策金融公庫が発表した全国の生活衛生関係営業の景気動向等調査結果（令和3（2021）年10～12月期）によると、「売上DI（前年同期対比「売上増加」企業割合－「売上減少」企業割合）」は生活衛生関係営業全業種において依然としてマイナスであり、前年同期と比較しても依然として厳しい状況にあることが判明しています。
(売上DI: 理容 -32.7、美容 -28.6、映画館 -36.5、公衆浴場 -20.5、クリーニング -50.6、ホテル・旅館 -28.6、飲食業（全体）-31.7)
- このような状況をふまえ、令和3年度補正予算において生活衛生関係営業業績回復支援制度が創設されましたが、各事業者まで支援が十分行き渡るよう、新たな経営支援制度の創設など、引き続き支援の拡充を図ることが必要です。

事務担当 医療保健部食品安全課

関係法令等 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律

45. 地域共生社会の実現に向けた包括的支援等について

(厚生労働省)

- 1 重層的支援体制整備事業における新たな機能分（多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続支援事業、参加支援事業）や、重層的支援体制整備事業への移行準備事業について、より多くの市町が早期に取り組めるよう、令和5年度以降も国の補助率3/4を継続すること。
- 2 ひきこもりについて、当事者やその家族に寄り添い、地域の実情に応じたひきこもり支援を推進するため、県や市町に対して、必要かつ十分な財政支援を充実強化すること。
- 3 民生委員・児童委員について、なり手不足が恒常化し、地域の福祉力低下が懸念されていることから、その活動に対し、地域福祉の主体となる市町や社会福祉協議会による組織的な支援が可能となる仕組みづくりや財政支援を講じること。
- 4 生活福祉資金の特例貸付について、令和5年1月からの償還開始に伴い、借入世帯が償還により再び生活状況を悪化させることがないよう、償還免除対象の拡大や、償還業務の実施主体である県社会福祉協議会等において、個々の状況に応じた丁寧な相談対応等が可能となる債権管理業務の負担軽減などの対策を講じること。
- 5 県社会福祉協議会が実施主体となっている日常生活自立支援事業について、成年後見制度の利用促進や包括的支援体制の整備と一体的に推進することが可能となるよう、実施主体のあり方を検討すること。

《現状・課題等》

- 1 重層的支援体制整備事業のうち、市町が実施主体となる「参加支援事業」「多機関協働事業」「アウトリーチ等を通じた継続支援事業」（国3/4、市町1/4）や、重層的支援体制整備事業への移行準備事業については、令和5年度以降は国の補助率を1/2に引き下げ、新たに1/4を都道府県の負担割合とする考え方が示されています。しかしながら、地域共生社会の実現に向けて、市町が重層的支援体制整備事業に着実に取り組むためには、国における必要な予算額の確保が不可欠であり、都道府県の財源不足により、同事業の実施を希望する市町の一部が事業を開始できない事態を回避するためにも、令和5年度以降も引き続き、国の補助率3/4を継続する必要があります。
- 2 大きな社会問題となっているひきこもりについて、本県では、令和3（2021）年度に全国初となるひきこもり支援に特化した計画、「三重県ひきこもり支援推進計画」を策定し、令和4年度から、ひきこもり支援に総合的に取り組んでいるところです。

ひきこもり当事者やその家族は相談窓口につながりにくく、「アウトリーチ（訪問型）支援」を重視する必要があることから、本県では、「アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業」（国10/10）により、令和4年度から生活困窮者自立相談支援機関にアウトリーチ支援員を2名配置（1名増）し、取組の充実を図っています。しかしながら、アウトリーチ支援員の人件費に対する国庫補助の適用期間は、令和4年度限りとされていることから、当事者一人ひとりに寄り添った丁寧な支援を継続的に行うことが可能となるよう、当該補助金の適用期間の延長が必要です。

また、都道府県による市町村事業の立ち上げ支援として、令和4年度予算で新設された「①市町村と連携したセンターのサテライトの設置」および「②小規模市町村等における体制整備の加速化支援」については、原則2年の有期であり、②の事業は市町村の負担分の1/2を都道府県が負担する仕組み（県1/4、市町1/4）とされています。本県では、令和4年度から市町における包括的な相談支援体制の整備を推進するため、圏域単位で市町や社会福祉協議会など、福祉、精神保健等の支援担当者が集まり、支援に関する事例検討や情報共有、相談等を行う機会を設けて、県内全域におけるネットワーク機能の強化を図っていくこととしています。

そのため、ひきこもり当事者やその家族に寄り添い、地域の実情に応じた支援を進められるよう、「①市町村と連携したセンターのサテライトの設置」事業の期限の延長、「②小規模市町村等における体制整備の加速化支援」事業の県費負担の軽減など、国において必要な予算額を確保するとともに、県や市町にとって活用しやすい柔軟な制度の運用や財政スキームの検討が必要です。

- 3 地域共生社会の実現に向けて、民生委員・児童委員活動に対する期待や重要性が高まる一方で、民生委員・児童委員の「なり手」の確保が困難な状況です。（令和3（2021）年4月1日現在、県内の民生委員・児童委員の充足率96.4%。全国の状況は、令和元年4月1日現在、充足率95.7%。）

社会福祉協議会等による組織的なサポートなど積極的な支援を行う市町では、「なり手」不足の解消が図られているとの報告も受けており、本県においても、令和3（2021）年度の県単独事業として、モデル地域においてICTを活用して民生委員・児童委員活動の業務改善を図るなど、後方支援に向けた取組を実施しました。今後とも行政や社会福祉協議会による積極的なサポートを拡大するとともに、民生委員・児童委員活動の負担軽減や業務改善など「なり手」不足解消等に向けた取組に対する財政支援が必要です。

- 4 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い令和2年3月から実施されている生活福祉資金制度の特例貸付について、県内の貸付実績は、令和4年3月末時点で、決定件数21,097件（緊急小口資金：11,478件、総合支援資金：9,619件）、貸付金額73億9,305万円（緊急小口資金：22億1,530万円、総合支援資金：51億7,775万円）にのぼっています。令和5年1月から償還が開始されますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、返済が困難となる借入世帯の増加が懸念されています。また、償還の実施主体である県社会福祉協議会等においては、膨大な債権管理業務が長期にわたり発生する見込みです。借入世帯が、収入の状況などに応じて無理なく償還できるよう、また、償還実施主体の県社会福祉協議会等において、借入世帯の自立に向けた相談支援が適切に行われるよう、償還免除対象の拡大や償還業務にかかる事務手続きの簡素化など、負担軽減に向けた措置が必要です。

- 5 判断能力に不安がある高齢者や障がい者等を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービス等を提供する「日常生活自立支援事業」については、社会福祉法により三重県社会福祉協議会が実施主体と位置付けられており、県社協から委託を受けた県内29市町の社会福祉協議会が、それぞれ専門員等を配置してサービス提供を行っています。

一方で、本事業の類似サービスとして、家庭裁判所に選任された後見人等が、認知症や障がい等によって判断能力の不十分な人に対して、身上監護や財産の管理、法的なサポートを行う「成年後見制度」があり、当該制度の利用促進については各市町が主体的に行っています。

判断能力が不十分な人が、それぞれの状況に応じた適切な制度利用を可能とするためには、日常生活自立支援事業と成年後見制度を一体的に展開する総合的な権利擁護体制の構築が必要です。

また、地域共生社会の実現に向けて、現在、県内各市町においては、さまざまな分野の主体が連携して必要な支援を行う包括的な支援体制の整備が進められており、こうした権利擁護の取組についても包括的支援体制の中に位置づけることで、判断能力に不安がある高齢者や障がい者等への支援のさらなる充実につながることを期待されます。

こうした状況をふまえ、日常生活自立支援事業については、市町において成年後見制度の利用促進や包括的支援体制の整備と一体的な展開が可能となるよう、実施主体のあり方や、県及び県社協の役割の見直しについての検討が必要です。

事務担当 子ども・福祉部地域福祉課

関係法令等 社会福祉法、民生委員法、生活困窮者自立支援法、三重県地域福祉支援計画

46. 障がい者の地域生活への移行、障がい者差別の解消および障がい者スポーツの推進

(内閣府、厚生労働省、スポーツ庁)

- 1 重症心身障がい児者を対象とした生活介護や児童発達支援、短期入所、共同生活援助など、ニーズの高い障害福祉サービス等事業を行うための施設整備費等に対して、十分な財政措置を講じること。また、「地域生活支援事業」について、県・市町の事業実施に支障のないよう、十分な財政措置を講じること。
- 2 共同生活援助や特に小規模な就労継続支援B型など地域生活を支援する障害福祉サービス事業所へのさらなる報酬単価の増額改定を行うこと。
- 3 医療的ケアを必要とする障がい児・者が地域において必要な支援を受けられるよう、令和3年6月の法改正も踏まえ、体制整備や人材確保のための十分な財政措置を講じること。
- 4 障がい者の働く場の拡充や工賃向上を実現するうえで有効な取組である施設外就労を促進するため、必要となる指導員を確保するための経費について、十分な財政措置を講じること。また、障がい者の自立や社会参加を促進するため、通所施設への通所に要する交通費に対し助成する制度を創設すること。
- 5 共生社会実現に向けた、相談体制の充実および紛争解決のための体制整備など障がい者差別の解消のために必要な経費に対して、十分な財政措置を講じること。
- 6 障がい者の自立と社会参加促進のため、障がい者スポーツの普及・啓発、選手や指導者等の育成や環境整備および芸術文化活動の推進に必要な経費に対して、十分な財政措置を講じること。
- 7 新型コロナウイルス感染症の影響により、障害福祉サービス事業所等の報酬が減少し、運営が厳しくなっていることから、報酬減少相当額を補填する制度を創設すること。また、就労継続支援B型事業所の利用者の工賃が減少していることから、工賃減少分を助成する支援制度を創設すること。
- 8 新型コロナウイルス感染症への対応は継続して必要なため、令和4年度以降もコロナ発生施設等への防護用品の支給を行うとともに、感染防止対策にかかる新型コロナウイルス感染症に対応するためのかかり増し経費に対して、十分な財政措置を講じること。

《現状・課題等》

- 1 本県では、国の第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の基本指針に則して、令和3(2021)年3月に策定した「みえ障がい者共生社会づくりプラン(2021~2023年度)」において、施設入所者49人の減少をめざす等の目標を定めています。この目標を達成するためには、国の社会福祉施設等施設整備費補助金を活用しつつ、障がい者の地域移行や地域生活支援を行う生活介護事業所、児童発達支援事業所、短期入所事業所、共同生活援助事業所などの整備を進めていく必要があり、障がい福祉関係施設の整備を着実に進めるための当該補助金の十分な財政措置が必要です。

また、障がい児・者の日常生活や社会生活での自立に向けて、地域の実情や利用者のニーズに応じた柔軟な地域生活支援が求められており、県や市町が行う「地域生活支援事業」の取組を拡大していく必要があります。国の補助金による財政措置については県や市町が支弁する費用の1/2以内とされている中、令和3(2021)年度では1/2の額に対して6割程度(費用の3割程度の額)の交付に止まっています。事業が円滑に、安定的に実施できるよう、事業実績に見合った確実な財源確保が必要です。

2 令和3（2021）年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率は全体で+0.56%となり報酬額は増額されましたが、施設からの地域移行の受け皿となる共同生活援助や、通常の事業所での雇用が困難な障がい者が日中活動する場のうち、特に小規模な就労継続支援B型など地域生活を支援する障害福祉サービスについては、障害者総合支援法がめざす地域生活移行等を促すサービスであり、これらの障害福祉サービスの報酬単価についてはさらに増額していくことが必要です。

3 本県では、平成28（2016）年度から、国の補助事業等を活用しつつ医療的ケアを必要とする障がい児・者の支援拠点構築事業に取り組んできたところですが、医療的ケアを必要とする障がい児・者（遷延性意識障害を含む）を受け入れる短期入所等の事業所は不足している状況です。このような中、令和3年6月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が公布され、地方公共団体は、医療的ケア児や家族への支援にかかる施策を実施する責務を負うこととなりました。医療的ケアを必要とする障がい児・者に対する支援としては、令和3（2021）年度の報酬改定で基本報酬や看護職員加配加算等の充実、対象者の拡充など一定の見直しが行われましたが、法改正を踏まえた支援の充実や地域における支援体制の構築を一層進めるためには、支援体制の整備や人材確保に対する国による継続的かつ十分な財政措置、医療型短期入所の報酬額のさらなる増額が必要です。

4 本県では、障がい者一人ひとりが働くことを通じた経済的な自立や自己実現を図るため、障がい者の就労支援に取り組んでいます。

特に近年は、障がいの適性に応じた就労を促進するため、農業や製造業を中心に、障がい者が施設外の現場や企業等に赴き、施設支援員の指導のもと、作業に従事する施設外就労に取り組む事業所が徐々に増えてきており、一般就労につながるケースもみられるようになってきました。しかし、施設外就労の取組を行っている事業所は県内でも約2割と少なく、障がい者の働く場の拡充や工賃向上を促進するためには、施設外で支援するための指導員を確保するための従来の施設外就労加算に見合う基本報酬の増額などが必要です。

通所施設への通所について、社会参加の取組の一環として、公共交通機関を利用して通所している障がい者に対して一部の市町で交通費補助を行っています。障がい者の自立や社会参加を促進するためには、交通費に対する助成制度の創設が必要です。

5 平成28（2016）年4月に「障害者差別解消法」が施行され、さらに本県においては、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」が平成31（2019）年4月に全面施行し、障がいの有無に関わらず相互に人格と個性を尊重する共生社会の実現に向けて、相談および紛争の防止等のための体制整備や啓発活動の充実に取り組んでいるところです。

現在、全国で36を超える都道府県が障がい者差別解消に関する条例を制定しており、専門相談員の設置や相談による対応として、解決が困難な事案について抜本的な解決を進めていくための助言・あっせん、第三者機関の設置など、法の趣旨を条例で具体化する取組が広がっています。法の目的である、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のためには、全国どこに住んでいても、どの行政機関においても一定の体制が確保されていることが求められています。

また、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変容に伴い、障がいの特性から新たな偏見や差別が生じているといわれる中、障がい者理解の促進とともに障がいを理由とした差別的取り扱いの禁止等のさらなる周知徹底が必要です。このため、多くの都道府県が取り組んでいる専門相談員による相談体制や、紛争解決を図るための体制づくりに必要となる費用、

合理的配慮の提供を推進するための環境整備や啓発活動等に関する費用について、基本的行政経費として、国による十分な財政措置を講じることが必要です。

さらに、令和3（2021）年6月に「障害者差別解消法」の一部改正が公布され、「事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化」、「障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化」等が、公布から3年以内に施行されます。適切な普及・啓発や県内関係団体等との連携、体制整備にむけて、令和4（2022）年度に改定される法の基本方針などの情報提供や、十分な財政的措置が必要です。

- 6 本県では、障がい者の自立と社会参加を促進し、県民の障がい者への理解を深めるため、障がい者スポーツの推進に取り組んでいますが、本県の障害者手帳交付者数が約10万人に対して、県障がい者スポーツ大会の参加者実数は2千人未満にとどまるなど、スポーツに取り組む障がい者はいまだ少ない状況です。

令和3（2021）年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会と本県で全国障害者スポーツ大会が開催されることを好機ととらえ、選手や競技団体の育成、障がい者スポーツ指導員の養成や競技用具の整備などの練習環境の改善に取り組み、障がい者スポーツの普及、裾野の拡大を図ってきたところです。今大会は新型コロナウイルス感染症の拡大により中止となりましたが、これまでの成果を踏まえ、今後も裾野拡大の取組を継承していく必要があります。これらの事業の一部は「地域生活支援事業」として国からの財政措置を受けて実施していますが、大部分を県費で賄っており、こうした取組を一層進めるためには、十分な財政措置を講じていただくことが必要です。

また、国は平成29（2017）年度から実施している「障害者芸術文化活動普及支援事業」において、障がい者の芸術文化活動の振興を図るため、都道府県等に障がい者の芸術文化活動を支援するセンターの設置を推進しています。加えて、平成30（2018）年6月には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、障がい者芸術文化活動に対する支援の更なる強化が求められています。

本県においても、芸術文化活動を通じた障がい者の社会参加の促進を図るため、令和2（2020）年9月にセンターを設置しており、すべての障がい者が望めば芸術文化活動にかかる支援を受けられる環境を整備し、障がい者の社会参加をさらに促進するために、センターの機能強化を図ってきました。障がい者の社会参加の更なる促進を図るため、障がい者芸術文化活動に対する支援に要する費用について、国による十分な財政措置の継続が必要です。

- 7 新型コロナウイルス感染症の影響により、障害福祉サービス事業所等においては、休業や利用者のサービス利用控えが生じており、事業所運営の維持が厳しくなっています。障がい者にとって障害福祉サービスは必要不可欠なものであり、サービス提供体制を維持する観点から、報酬減少相当額を補填する制度の創設が必要です。

共同受注窓口みえの調査によると、就労継続支援B型事業所では、下請け作業や委託業務の受注減、イベント等の中止による自主製品の販路縮小により、生産活動収入や工賃支給額に影響を受けている事業所も多く、令和3（2021）年12月に行った調査では、新型コロナウイルス感染症の影響程度について、「悪い」「かなり悪い」と回答している事業所が半数近く（約49%）を占めるなど厳しい状況が続いています。特にグループホームの利用者は、工賃の減少により生活が厳しくなっていることから、工賃減少分を助成する支援制度の創設が必要です。

8 感染力の強い新型コロナウイルスの変異株の影響により、入所等施設においても多数の感染者が発生していますが、引き続きサービスを継続していく必要があるため、緊急時の対応として国からの防護用品の支給の継続が必要です。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期に及んでいるため、感染防止対策にかかる事業所の経済的な負担が非常に大きくなっていることから、新型コロナウイルス感染症に対応するための消毒液等の消耗品等にかかるかかり増し経費について自費検査費用等も考慮した上で、障害福祉サービス等報酬の上乗せによる全事業所への支援を早急に再開することが必要です。

事務担当 子ども・福祉部障がい福祉課

関係法令等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、地域生活支援事業補助金及び障害者総合支援法補助金交付要綱障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、スポーツ基本法、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

47. 支援を必要とする子どもを守る社会づくりの推進

(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

新型コロナウイルス感染症により、社会的に弱い立場にある方、特にひとり親家庭や生活困窮家庭の就労や収入等に影響が生じ、深刻な状況となっている。厳しい状況に置かれている家庭の経済的な安定を図り、子どもの貧困を解消するため、次の措置を講ずること。

- 1 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」および「子供の貧困対策に関する大綱」をふまえ、地域の実情に応じて地方自治体が行う施策への柔軟な財政措置を行うこと。
- 2 家庭の経済状況に関わらず子どもたちが学習する機会を得て希望する進学につなげることができるよう、地方自治体を実施する子どもの学習支援事業や将来への進学・進路の動機付けとなるような体験機会の提供に対する財政的な支援を強化すること。
- 3 ひとり親家庭等の就労対策支援として実施している「高等職業訓練促進給付金事業」の給付額の増額および子どもの人数に合わせた額を支給すること。
- 4 ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助けるため「児童扶養手当」の支給額の増額および第1子と第2子以降の支給額の格差の解消、所得制限の緩和を図ること。また、遺族年金も障害基礎年金と同様に子加算分の併給調整を行うとともに、必要な経費に係る財政措置を行うこと。
- 5 ひとり親家庭に係る放課後児童クラブおよびファミリー・サポート・センター利用料の補助制度を創設すること。
- 6 ひとり親家庭への養育費確保に向けた実効性のある公的な支援制度を創設すること。また、養育費に係る税控除を検討すること。
- 7 自立支援資金貸付金の返還免除の要件となる就業継続期間（5年間）を一律にするのではなく、柔軟に対応し、退所者等の負担軽減を図ること。
- 8 いじめ問題への対応や、要因や背景が多様化する不登校児童生徒、ヤングケアラーへの幅広い支援が求められている中、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを年度当初から十分に配置できるよう、スクールカウンセラー等活用事業において、補助金に係る内示や交付決定の時期を早めるとともに、地方の配置要望に応じた確実な予算措置や国の補助率の引き上げ（1/3→1/2）を行うこと。また、本事業の対象に市町教育委員会を加えるとともに、高等学校へ配置するための新たな予算を確保すること。
- 9 高等学校等就学支援金制度について、修業年限超過者に対する支給制限等の問題を解決するため、制度のさらなる拡充を図ること。
- 10 私立高等学校生徒に対する高等学校等就学支援金制度について、年収590万円以上世帯の支給上限額を引き上げること。
- 11 高校生等奨学給付金制度について、第1子と第2子以降に対する給付額の差を解消するための見直しを行うとともに、事務費も含めて全額国庫負担により実施すること。また、新型コロナウイルス感染症の影響等による家計急変世帯への支援等を継続するとともに、高等学校等入学前に準備費用が必要となることから、前倒し給付が可能となる制度設計を行うこと。

12 高等学校専攻科生徒への修学支援制度について、事務費も含めて全額国庫負担により措置すること。

13 準要保護世帯に対する就学援助を十分に行えるよう、財政措置を講じること。

《現状・課題等》

- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」では、市町が子どもの貧困対策計画の策定に努めることとされています。また、「子供の貧困対策に関する大綱」では、「地域における施策推進への支援」として、地域の実情をふまえた子どもの貧困対策について、地方自治体の取組の支援を行うこととされています。本県では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、NPO 法人等民間団体が子育て世帯等に対する居場所の提供や生活困窮になった世帯等に対する支援を継続して実施していけるよう補助金を創設したところです。このように、地方自治体が地域の実情に応じて行う施策に対して、国において十分な財政措置を行うことが必要であり、そのために「地域子供の未来応援交付金」の当初予算規模の拡大および対象事業の拡大や継続、子どもの貧困対策に係る補助率の嵩上げなどを行うことが必要です。
- 本県では、県内 29 市町のうち 28 市町において学習支援事業が利用できる環境が整っています。しかし、地域によって学習支援を実施している箇所数が異なることから、身近な場所で学習支援が利用できることが必要です。住んでいる地域によって学習支援事業を利用できない子どもが生じることのないよう、国庫負担率（1/2）を引き上げ、各自治体が複数か所で実施できる体制を整備することが必要です。
また、学習意欲の向上や将来の進学・進路の動機付けとなるような体験機会の提供に対する財政的支援も必要です。
- 高等職業訓練促進給付金については、月額 10 万円と平成 24（2012）年度以降の適用分から減額されたままでしたが、平成 30（2018）年度から修学期間の最終年に限り 4 万円増額されています。しかし、修学期間中の生活負担を軽減するためには全修学期間にわたり、高等職業訓練促進給付金を増額することが必要です。また、子どもの人数によって生活費の負担も変わってくることから人数にあわせて給付金の額を増額することが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による景気の悪化で特にひとり親家庭では減収等で困窮に拍車がかかっている状況です。ひとり親家庭の生活の安定を図るためにも児童扶養手当の増額が必要です。また、令和 4（2022）年 4 月支給分から第 1 子の手当額 43,070 円に対し、第 2 子以降の手当額については、第 2 子手当額 10,170 円、第 3 子以降の手当額 6,100 円と大きな差があることから、第 2 子以降の格差を解消する必要があります。また、平成 30（2018）年に所得制限が一部緩和されたものの、さらなる制限緩和が必要です。また、令和 3（2021）年 3 月から、障害基礎年金を受給されている方の、児童扶養手当の額と障害基礎年金の子の加算部分の額との差額を児童扶養手当として受給することができるように見直されました。しかし、遺族年金には同様の調整がないため見直しが必要です。あわせて、必要となる費用（システム改修等）の負担が生じる場合は財政的な支援が必要です。
- ひとり親家庭の保護者は、子育てと仕事を一人で担っており、保育サービスの充実や子育て支援、子どもの居場所づくり等が必要です。特に、新型コロナウイルス感染症の影響もあり生活が困窮する中、放課後児童クラブに子どもを預けて仕事に行かざるを得ない状況であるにもかかわらず、利用料が高額のため、その利用を躊躇しているところです。このため、本県では、ひとり親家庭の利用料への補助を行っています。
一方、ファミリー・サポート・センターは、利用料が 1 時間 700 円～1,200 円と所得の低い方が多いひとり親家庭にとっては大きな負担となることから、一部の市町ではひとり親家庭を対象に独自に利用料の補助を行っています。

ひとり親家庭の保護者が安心して就業できるよう、放課後児童クラブやファミリー・サポート・センターの利用に係る経済的負担を軽減するため、ひとり親家庭の利用料を補助する市町村に対する補助制度の創設が必要です。

- 「平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査結果」において、母子世帯の依然として厳しい経済状況が明らかとなっています。また、令和元年に実施した「三重県子どもの生活実態調査」によると、養育費をもらっている家庭が 3 割程度といった状況もあります。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響による景気の悪化でひとり親家庭の減収が進んでいる状況をふまえ、不払いの際の立替払いや公正証書作成の補助など確実に養育費が受け取れる支援制度が必要です。

- 児童養護施設や里親のもとから、進学や就職により自立していく子どもたちについて、親や、家庭の支援が得られないこと等を背景に、退学や離職、転職を繰り返すなどの状況があり、貧困の連鎖にもつながっています。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響による退学や離職、転職など困難な状況が生じています。

退所後の自立支援資金の貸付については、進学や就職をしたものの、いまだ生活基盤が弱いことから、返還免除の要件となる就業継続期間 5 年間（資格取得支援資金は 2 年間）を一律にするのではなく、雇用形態などの就業状況や離職理由を考慮するなどの柔軟な運用（現状、再就職のために求職活動を行っている場合は最長 1 年間就業継続期間に算入可能）により、退所者の負担軽減を図ることが必要です。

- いじめ、暴力行為などの問題行動や、要因や背景が複雑化・多様化する不登校、さらにヤングケアラーといった新たな課題が顕在化する中、児童生徒一人ひとりの状況に応じた心理や福祉の専門的な支援が求められています。本県では令和 4（2022）年度、スクールカウンセラー（以下、「SC」）の各中学校区（150 中学校区）と高等学校（56 校）への配置時間を拡充するとともに、特別支援学校（18 校）や教育支援センター（20 箇所）にも配置して、児童生徒からの相談や心のケアに対応しています。また、スクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」）についても配置時間を拡充し、高等学校（24 校）や各市町の中学校区（31 校区）及び教育支援センター（6 地域）に配置するとともに、配置のない学校等には要請に応じて派遣し、児童生徒や家庭への支援を行っています。環境変化により児童生徒が不安定になりやすい年度当初からの十分な支援を行うため、補助金に係る内示や交付決定をできる限り早期に行うとともに、地方の配置要望に応じた確実な予算措置や国の補助率の引き上げ（1/3→1/2）など、十分な財源確保を図ることが必要です。補助の対象に市町教育委員会を加えることで、SCやSSWが各市町の要保護児童対策地域協議会や福祉部局と一層緊密に連携し、地域の実情に応じたネットワークを構築して支援にあたることができます。

SC・SSWについては、予算執行上の運用により、公立中学校区へ配置する予算の一部を活用のうえ、高等学校に配置することが可能となっていますが、義務教育段階からの途切れない支援を行うため、高等学校においても十分に配置できるよう、国において、新たな予算を措置することが必要です。

- 就学支援金について、標準的な修業年限とされる全日制 36 月、定時制・通信制 48 月がそれぞれ支給上限とされています。このため、修業年限を超える場合は、都道府県の措置がない限り自己負担が発生することから、標準的な修業年限を超過した場合であっても、就学支援金の対象とし、経済的負担の軽減を図る必要があります。

また、生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める場合は、通算 74 単位が支給上限とされています。このため、履修申告数が 74 単位を超える場合は、都道府県の措置が

ない限り自己負担が発生します。授業料が定額の場合、標準的な修業年限内であれば、就学支援金の他の支給要件を満たす限り自己負担は発生しません。よって、この不均衡を解消する必要があります。

○ 私立高等学校生徒に対する就学支援金について、令和2年度から国による「私立高等学校授業料の実質無償化」が実施されましたが、年収590万円以上世帯の支給上限額は、制度発足時の公立高等学校の授業料相当額である118,800円に据え置かれたままであり、年収590万円を境に大きな格差が生じています。こうした格差を是正するため、支給上限額を引き上げる必要があります。

○ 奨学給付金について、第1子の単価は徐々に引き上げられていますが、依然として第1子と第2子以降の給付額に約3万円の差があることにより、扶養の実態と給付額が一致せず、不公平が生じています。また、奨学給付金は、就学支援金制度の見直しに伴い導入された制度ですが、国庫負担は奨学給付金所要額の1/3の補助にとどまり、事務費は全額が都道府県の負担となっています。第1子と第2子以降の給付額の差を解消するための見直しを行うとともに、就学支援金制度の見直しに伴い導入された制度であることをふまえ、事務費も含めた所要経費の全額を国庫負担とする必要があります。また、新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変した世帯への支援、および家庭でのオンライン学習に係る通信費の支援を継続する必要があります。

さらに、奨学給付金は、高等学校等への入学前に必要となる費用（教科書、通学用品等）に充てることができないため、前倒し給付ができる制度とする必要があります。

○ 高等学校専攻科生徒への修学支援制度は、授業料に係る国庫負担が所要額の1/2、授業料以外の教育費に係る国庫負担が所要額の1/3の補助にとどまっています。高校生を対象とした授業料の支援である就学支援金は全額が国庫負担であり、専攻科生徒への修学支援についても、事務費も含めた所要経費の全額を国庫負担とする必要があります。

○ 平成17年度より、準要保護世帯への国庫補助は廃止され地方財政措置へと切り替えられ、県内の市町では、国庫補助廃止以降も準要保護児童生徒の世帯を支援し、生活扶助基準の見直しにおいても受給対象者への影響がないように対応していますが、「準要保護児童生徒」の対象が拡大し、事業費の増加による県内市町の財政を大きく圧迫しています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、経済活動の低迷による準要保護児童生徒の増加が見込まれることから県内市町の財政はますます厳しくなり、就学援助に係る現行基準を維持できなくなることが懸念されます。

これらのことから、市町が必要な就学援助を確実に行うことができるよう、対象者数の増加に見合った十分な財政措置を講じることが必要です。

事務担当 子ども・福祉部子育て支援課、環境生活部私学課、教育委員会事務局生徒指導課、教育委員会事務局教育財務課

関係法令等 子どもの貧困対策の推進に関する法律、児童福祉法、児童福祉法施行令、児童扶養手当法、高等学校就学支援金の支給に関する法律、高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱

48. 発達支援が必要な子どもへの対応

(厚生労働省)

発達支援が必要な子どもへの対応

- 1 幼稚園、認定こども園、保育所で発達障がい児等に対する適切な早期支援を行うため、施設職員を支援する専門的な人材を市町村が養成し配置できるよう、地域生活支援事業に長期の研修派遣等の支援メニューを追加するとともに、予算額の十分な確保に努めること。
- 2 発達障がい疑われる児童が地域において専門的な医療を早期に受けられるよう、専門的医療機関の確保のため、小児科医や精神科医が発達障がい児を診察した際の診療報酬を見直すこと。

《現状・課題等》

- 発達障がいについては早期発見、早期支援が重要であることから、本県の児童精神科医療施設である県立子ども心身発達医療センターでは、発達障がい児等に対する支援ツール「CLMと個別の指導計画」を開発し、幼稚園・認定こども園・保育所への導入を促進しています。また、同センターでは、市町の職員（保育士、保健師、教員）を1年間受け入れて研修を実施し、地域における発達支援の核となる専門人材「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」として育成しており、さらに、平成29（2017）年度からは「CLMと個別の指導計画」の指導を中心とした3か月程度の中期研修を実施しています。
しかしながら、いずれの場合も長期の養成期間が必要となり、その間、職員を派遣する費用は市町が負担しています。そのため、地域生活支援事業への市町村職員の中長期研修に係る支援対象経費に派遣職員の旅費や代替職員の賃金等を追加するとともに、事業費予算総額の十分な確保が必要です。
- 発達障がいに関する専門的医療機関の数は全国的にも少なく、早期発見、早期支援が重要であるにもかかわらず、初診待機が長期にわたる例も多く、本県においても、子ども心身発達医療センターは数か月待ちの状態です。地域の小児科医が発達障がいを診察する場合は、幼児期の状況や成育歴、家庭や学校等での行動などを注意深く聴き取る必要があり、手間と時間を要します。また、長期の通院が必要なため、現行の「小児特定疾患カウンセリング料」が算定できる2年間を超える診療報酬上のメリットが必要です。

事務担当 子ども・福祉部子育て支援課

関係法令等 児童福祉法、発達障害者支援法

49. 幼児教育・保育の充実

(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

- 1 子ども・子育て支援新制度の推進に必要な財源の確保および実施主体である市町の取組について十分な支援を行うこと。
特に、幼児教育・保育の無償化の取組において、今後も引き続き必要となる地方財源について、使途を明確にした措置が行われるよう、国の責任において必要な財源を確保すること。
また、幼児教育・保育に係る法令や制度を所管する府省が内閣府、文部科学省、厚生労働省に分かれていることから、特に認定こども園の施設整備等においては課題があるため、法令・制度、予算等を所管する府省の一元化を着実に進めること。同時に、少子化が加速する中山間地域等において、地域の特性や多様なニーズに対応するため、新設や既存施設の再編による認定こども園の整備にかかる財源の支援を行うことで、財政規模の小さな市町の取組を支援すること。
- 2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にかかる衛生用品購入費用の補助などさまざまな支援について、引き続き十分な予算の確保を行うとともに、保育所等の登園自粛要請がなされた場合の保育料の減収分について、現在全額自治体負担となっている公立施設分についても補填がなされるよう、国において財政措置を行うこと。
- 3 新制度に移行していない私立幼稚園における人材確保のため、処遇改善の仕組みについて、新制度に移行した私立幼稚園と同様、園に負担を求めない仕組みとなるよう制度改善を図ること。
- 4 年度途中入所が多い低年齢児の保育を充実させるため、年度当初から保育士の加配が可能となるよう、施設型給付費などの公定価格を見直すこと。
- 5 家庭環境に配慮を要する児童が多く入所する園に対して保育士加配の支援を行う事業について、現行は対象児童を入所児童の40%以上としているものを、20%以上とするなど要件を緩和すること。
- 6 今なお、待機児童の解消が図られていない中、保育所等の施設整備と同様、保育人材の確保が急務である。公定価格の見直しや、継続的な保育士の賃金水準の底上げを図ると同時に、待機児童解消を目指す市町が、保育支援者やICTを活用する補助事業に取り組む際に、国庫補助率の嵩上げや補助要件の緩和を行うなど、地方自治体が地域の実情に応じた取組を推進できるよう支援すること。なお、保育士等の処遇改善については、令和4年10月以降、地方自治体及び事業者の負担が増えることがないようにすること。
- 7 キャリアアップの仕組みによる保育士等の処遇改善制度について、要件とされているキャリアアップ研修は、保育士の資質向上や離職防止につながる重要な取組であるため、十分な代替職員の配置を可能とするなどして、受講しやすい環境づくりを支援すること。
- 8 発達障がいなどを含む特別な支援や配慮を要する障がい児や、アレルギー対応が必要な子ども、医療的ケア児に対する適切な保育や支援を実施するため、障がい児保育を行う職員の指導にあたる看護師など専門職の配置や調理員の増員など、十分な職員配置が可能となるよう公定価格や補助制度の見直しを図ること。

9 幼児教育の質向上に資する支援体制を安定的に確保できるよう、継続的な財政措置を行うこと。また、計画的に就学前教育の推進を図ることができるよう、国において明確かつ具体的な方向性を示すこと。

《現状・課題等》

- 子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）においては、「量」と「質」の両面から子育てを社会全体で支えるとしており、待機児童対策などの取組の着実な推進には、その財源確保が緊急、不可欠な要件です。

特に、令和元（2019）年10月から開始された幼児教育・保育の無償化の実施に当たっては、これまでの国と地方の協議をふまえ、「自治体の負担軽減に配慮しつつ国と地方で適切な役割分担が基本」との考えにより、国 1/2、県 1/4、市町 1/4（公立保育所等は市町 10/10）とされました。地方における一定の役割（負担）については理解しておりますが、次代を担う子どもたちに対する幼児教育・保育の無償化は国の責務であり、地方における実質的な負担が増加することのないよう、十分な財政措置を行うことが必要です。

また、幼児教育・保育に係る法令・制度や予算等については、所管府省が内閣府、文部科学省、厚生労働省に分かれています。特に、認定こども園については、一つの施設整備であるにもかかわらず、補助金の交付元が保育所部分と幼稚園部分で分かれており、申請にあたっては共用部分を按分して積算するなど、非効率な事務作業が発生しています。現在、保育所機能と幼稚園機能のこども家庭庁への一本化が進められていますが、法令や制度、予算等も含めて、市町や法人が円滑に事業を推進できるよう、着実に検討を進めることが必要です。

同時に、認定こども園が果たす役割としては、待機児童の解消や、保護者の多様化するニーズへの対応とともに、少子化が進む地域において、施設を統廃合することにより充実した就学前教育・保育施設を確保することにあります。

特に、民間施設の参入が見込みにくい中山間地域における子育て家庭への支援や少子化対策においては、公立施設の役割は非常に大きいものであることから、例えば、公立認定こども園の整備にかかる補助制度の創設や交付税の優遇措置を行うなどの支援を行うことが必要です。

- コロナ禍における新たな生活様式にも対応した保育環境が求められるなど、保育所等においてはこれまで経験したことのない緊張感を持ちながら、日々の運営を行っていただいています。感染症防止対策のための衛生用品購入等にかかる費用については、公私立問わず補助の対象となったことから、各施設で活用していただいております、引き続き支援を行うことが必要です。

一方で、市町が登園自粛要請を行った際の保育料の日割り計算による減収については、通常の運営にかかる給付費等の仕組みのまま、私立施設は国 1/2、県 1/4、市町 1/4 の負担、公立施設は市町 10/10 の負担となっています。

厳しい財政状況にある自治体もあり、また新型コロナウイルス感染症の影響という特殊事情を鑑み、保育料の減収補填についても、感染防止対策と同様、公立施設に対する実質的な補填がなされる仕組みとする必要があります。

- 新制度へ移行していない私立幼稚園については、その処遇改善の基準となるベースアップ部分の全額と、さらなる処遇改善部分の 1/2 を園で自己負担する仕組みになっており、少子化の影響などで経営状況の厳しい私立幼稚園にとって、大きな負担となっています。国は、子ども・子育て支援 3 法案の附帯決議（「新たな給付として創設される施設型給付を受けな

い幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努める」)に基づき、新制度に移行していない私立幼稚園についても、移行した園と同様に支援するため、園に負担を求めない処遇改善の制度を構築する必要があります。

- 本県の待機児童は、令和3(2021)年4月1日現在で50人ですが、その全てが低年齢児(0～2歳児)となっています。育休制度の活用などにより女性の就業継続率が向上する中、今後ますます低年齢児の保育ニーズの増加が見込まれますが、保育士養成施設からの卒業生も減少しており、保育士を確保することは難しく、保育士配置基準の高い低年齢児保育のニーズに対応するには、年度当初から保育士を加配することが必要です。
- 日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など、保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所等に対し、保育士の加配を行うことにより入所児童の処遇の向上を図る事業を実施する市町に対して補助が行われています。補助の要件は、対象児童を入所児童の40%以上受け入れていることとされていますが、基準に満たない保育所においても加配保育士を配置して、必要な対応に努めている保育所も多数あることから、補助対象の拡充を行う必要があります。
- 全国的に待機児童の問題が解消されていない中、本県においても、令和3(2021)年4月1日現在で50人の待機児童が発生しており、その大きな要因は保育士確保の難しさにあります。

本県が平成30(2018)年度に実施した「潜在保育士就労等意識調査」の結果、回答のあった方の内、約半数が7年未満で離職しており、離職理由の多くを賃金や休暇、残業などの労働条件の不满が占めていました。復職する際に求める条件は、「就業時間が自分の条件に合う」が最も多く、自分の生活スタイルに合わせて勤務できることを希望しているにも関わらず、休暇が取りづらく、残業が多いという保育現場への不满につながっていることが見えてきました。

また、年代別に分析したところ、30歳未満の世代は「給与がよい」こと、30歳以上の世代は「就業時間が自分の条件に合う」ことを重視する傾向にあることも判明しました。

これらのことから、保育士の就労促進や離職防止を図るためには、労働条件の改善が必須であり、公定価格の見直しによる賃金の底上げや時間外労働の削減などに、確実に取り組んでいく必要があります。

本県では、保育士の負担軽減を図り、働きやすい職場づくりを進めるため、モデル保育所においてICT等を活用した保育現場の事務作業の効率化による働き方改善を進めるとともに、令和元(2019)年度から「保育体制強化事業」(保育対策総合支援事業費補助金)に取り組んでいます。

保育士の定着、離職防止を図るために有効な当該事業を、無償化による保育ニーズの変化が想定されるこの期間に、集中的に取り組んでいきたいと考えていますが、当該事業を始めとする地方負担のある補助事業については、各地方自治体とも厳しい財政状況の中、十分な予算を確保することが難しく、県内市町においてもその活用が進んでいない状況にあります。

一方で、保育所等のハード整備については、「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている県内市町(※)において、定員数を超える保育の利用申込が見込まれる場合に、その年齢区分の定員を増やす整備に係る国庫補助率の嵩上げが認められています。

施設整備と保育人材確保は同時に進めるべき取組であり、各地方自治体の実情に応じて必要な取組を推進できるよう、「保育補助者雇上強化事業」以外の人材確保対策補助制度についても、嵩上げの仕組みを拡充することが必要です。

(※) 令和4(2022)年4月1日時点において、待機児童が1人以上見込まれる市町又は、今後潜在的なニーズも含め保育ニーズの増大が見込まれる市町であり、国の定める期日までに「新子育て安心プラン実施計画」を提出する市町。(令和3(2021)年12月23日厚生労働省通知より)

- 保育士等の処遇改善については、令和4年9月までは、保育士等処遇改善臨時特例交付金により国10/10負担、教育支援体制整備事業費交付金により国3/4、事業者1/4負担となっていますが、10月以降は従来制度の枠組を活用することから、地方自治体の負担も求められます。また、10月以降の制度の詳細について未だ情報が少ないことから、事業者から、負担の増大を懸念する声があがっています。10月以降についても地方自治体や事業者の負担が増えない仕組みが必要です。

また、平成29(2017)年度に構築された、保育士等の処遇改善の仕組みについては、一定時間(経験年数概ね7年以上の保育士等は4分野60時間以上)のキャリアアップ研修を受講することが要件となっています。この研修は、処遇改善の要件としてだけではなく、これまで体系的な研修制度のなかった保育士にとって、保育の質の向上を図るための重要な学びの機会であることから、保育士の資質向上や離職防止を図るためにも受講を促進していく必要があります。

研修受講については代替職員加算ではなく、非常勤保育士の配置が可能となる公定価格の仕組みとするなど、保育士が受講しやすい環境づくりへの支援が必要です。

- 保育所に入所する発達障がいなどを含む特別な支援や配慮を要する障がい児が増加するとともに、その児童を受け入れる保育所も増加しています。障がい児一人ひとりに適応した保育や支援を行うためには、保健師などの専門職の配置が可能となるよう支援することが重要です。また、本県では、私学助成を受ける私立幼稚園・認定こども園において、障がい児の受入を進めているところです。私立高等学校等経常費助成費補助金(幼稚園特別支援教育経費)において、受入児童数が1名の場合から補助の対象となるよう補助対象の拡充を行うことが重要です。

同時に、保育所等ではアレルギー児への対応が求められ、除去食や配膳などに丁寧で細やかな配慮が必要となっています。アレルギーは命に関わる重大な事案を引き起こすことも想定されます。近年増加している外国につながる子どもたちへは、ハラールなどへの対応も求められています。このような状況では、調理員の負担は心身ともに増大し、十分に休暇を取ることができません。食育などをおして食の面から子どもたちの健康と安全を担保するためにも、調理員の配置基準を見直す必要があります。

また、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」により、保育所等の責務が明確にされました。保育所等への看護師の十分な配置や財政的な支援が必要となっています。

- 本県の就学前教育施設は、複数の施設類型が存在しており、同一の取組に対して公私立等設置者の違いによる実施状況の差や各市町・施設における研修の差等がみられ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」をみすえた教育・保育について同じ水準で取り組むことが難しい現状があります。また、小学校教育への円滑な接続に関しては、就学前教育施設での小学校との体験的交流学習の実施率は57.1%と課題があげられます(R1県ビジョン調査結果)。

このような現状から、公私・施設類型問わず教育・保育の専門性の向上及び保幼小の連携推進等の取組を一体的に推進する必要があります。そのためには、幼稚園教育要領等の着実な実施、小学校教育への円滑な接続、特別な配慮を必要とする幼児への対応等、教育内容面

での質向上を図る体制が必要です。

本県では、関係部局（子ども・福祉部と県教育委員会）が連携・協力し、県内全ての幼稚園、保育所及び認定こども園において、幼稚園教育要領等で共通に示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮した教育・保育の充実、幼稚園等と小学校との連携の充実等を図るため、三重県幼児教育センターを設置しました。現在、国の「幼児教育推進体制の充実・活用強化事業」を活用し、幼児教育スーパーバイザー等の研修会講師派遣（23回/R3.9時点）、就学前教育施設教職員を対象とした幼児教育研修会の開催及び持続的な保育・教育を保障するための幼児教育施設用「新型コロナウイルス感染予防ガイドブック」の作成・周知等、各市町・施設での幼児教育の質向上に資する支援をしてきたところです。

引き続き、各市町・施設の幼児教育の質向上に資する支援体制を安定的に確保するための継続的な財政措置が必要です。また、現在、就学前教育の質向上と保幼小の接続について、国の有識者会議において議論が進められているところであり、本県においても、国から示される指針等をもとに就学前教育の推進を計画的に図るためにも、国の方向性を明確かつ具体的に提示されることが必要です。

事務担当 子ども・福祉部少子化対策課、教育委員会事務局小中学校教育課

関係法令等 社会教育法、児童福祉法、児童福祉法施行令、子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援法施行令、学校教育法

50. 地域子ども・子育て支援事業の充実

(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止やその対応にかかる費用の支援について、引き続き十分な財源を確保し、地方における実質的な負担の軽減を図ること。
- 2 放課後児童クラブを安定して運営するため、開設日数が年間250日未満のクラブや19人以下の小規模なクラブに対する補助制度の充実を図るとともに放課後児童支援員以外の事務担当職員を十分に配置できるよう、加算の仕組みを充実すること。また、夏休みなどの長期休暇中は利用申込みが増えるため、その期間に特化した子どもの居場所の確保について、支援の仕組みを充実すること。
- 3 新・放課後子ども総合プランに基づく子どもの居場所づくり推進のため、放課後子ども教室の活動経費を補助する「学校・家庭・地域連携協力推進事業」について、補助率の圧縮が行われることのないよう、十分な財源を確保すること。
- 4 ひとり親家庭に係る放課後児童クラブ利用料の補助制度を創設すること。
- 5 放課後児童クラブで医療的ケア児を受け入れることができるよう、補助制度を充実させて看護師等の専門職の複数配置や訪問看護など地域の医療資源の活用を可能とすること。

《現状・課題等》

- 1 放課後児童クラブは、新型コロナウイルス感染症が拡大する中においても、保護者の就労などにより昼間家で過ごすことのできない子どもの居場所を確保する役割を担っており、その重要性が再認識されたところです。

また、子どもとの密な接触を避けることが困難な病児保育施設や一時預かり事業などにおいても、感染症対策を行いながら日々子育て支援に取り組んでいただいています。

感染症対策に要する費用については、補助金や地方創生臨時交付金による地方負担分の補填などにより対応されているところですが、安心・安全な事業を継続していくため、引き続き十分な財源確保を行う必要があります。
- 2 放課後児童クラブへの補助は、補助単価が一定増額されたものの、依然として開設日数が年間250日を割った場合や19人以下の小規模なクラブに対する補助額が低い状況にあります。

小学校で土曜日の授業が増え、開設日数が年間250日に届かなくなるケースが生じており、補助要件の開設日数（年間250日以上）の緩和が必要です。緩和ができない場合には、開設日数が年間250日を割ったクラブの基準額を年間250日以上開設のクラブに近づくよう見直す必要があります。

19人以下の小規模なクラブの補助額についても、年間開所日数250日以上で児童数が19人の場合の補助額（3,162千円（1支援単位の基本額2,554千円＋小規模放課後児童クラブ支援事業608千円））は、20人の場合（4,676千円－ $(36-20) \times 26$ 千円＝4,260千円）に比べて、大きな差（1,098千円）があります。安定したクラブ運営のためには、運営に関する基準に定める2人以上の職員配置が可能となるよう、補助額を見直す必要があります。

本県では、10人未満の小規模な放課後児童クラブについて厚生労働省と協議を行った結果、全てのクラブが補助対象として認められましたが、必要な地域に放課後児童クラブを設置・運営できるよう支援するためには、「山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施し

ている、または、厚生労働大臣が認める場合」という条件を撤廃する必要があります。

また、本県においては、運営委員会や保護者が運営する放課後児童クラブの割合が59.0%と、全体の半数以上を占めています。（R3年度調査より。参考：全国における同運営主体の割合は17.2%）

特に、保護者が運営するクラブでは、保護者が仕事等を持ちながらクラブの会計事務や雇用管理等を行わなければならない、円滑な事務処理に苦慮しているところです。

放課後児童支援員以外に配置される事務担当職員について、運営費補助への加算や補助金による支援を充実する必要があります。

併せて、例年、夏休みなどの長期休暇中は利用希望者が増加するにも関わらず、施設面積や人員配置にも余裕がないため、既存の放課後児童クラブでは受入れができず、長期休暇支援加算を活用することもできないとの声が寄せられています。

令和元（2019）年度に「放課後児童クラブを利用できない主として4年生以上の児童を対象にした、放課後の子どもの居場所の確保」の事業が創設されましたが、長期休暇中に特化した同様の仕組みを創設することで、増加する利用希望者に対応することが必要です。

- 3 新・放課後子ども総合プランに基づき、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブとともに放課後子ども教室の整備が推進されているところです。

放課後子ども教室の活動経費については、文部科学省の「学校・家庭・地域連携協力推進事業」の中で補助が行われていますが、予算の状況により補助率の圧縮が行われる場合があります。（令和3年度：89.15%、令和2（2020）年度：81.75%（後に100%）、令和元（2019）年度：80.34%（後に100%）、平成30（2018）年度：92.19%、平成29（2017）年度：95.25%、平成28（2016）年度：85.24%）

年度途中で追加交付されることもありますが、放課後子ども教室が活動を安定的に継続し、子どもたちの安全を確保するためには、十分な財源を確保し、年度当初から安定的な補助を行う必要があります。

- 4 ひとり親家庭の保護者は、子育てと仕事を一人で担っており、保育サービスの充実や子どもの居場所づくり等が必要です。このため、本県では、平成27（2015）年度から、ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料への補助を行っています。

ひとり親家庭の保護者が安心して就業できるよう、放課後児童クラブの利用に係る経済的負担を軽減するため、利用料への補助が必要です。また、ひとり親家庭の利用料を補助する市町村に対する補助制度の創設が必要です。

- 5 放課後児童クラブでの医療的ケア児の受入れについて、クラブへの看護師等の配置が一人では、看護師等が自分の都合で休暇の取得や研修への参加をすることができません。看護師等の専門職を複数人配置できるように、または代替職員を派遣できるような支援をしなければ、医療的ケア児を受け入れることは困難です。

事務担当 子ども・福祉部少子化対策課

関係法令等 社会教育法、児童福祉法、児童福祉法施行令、子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援法施行令

51. 社会的養育推進に向けた基盤の強化

(厚生労働省)

1 児童相談体制の充実と強化

- (1) 児童相談所の児童虐待相談対応件数は年々増加し、児童虐待のリスクは一層高まっている。そのような中、児童相談体制の強化のため、地方の実情に応じて設置している児童相談所に関して、適切に地方交付税を積算し、必要な財源を確保すること。
- (2) 国において開発を予定している、AI を活用した緊急性の判断に資するツールの仕様書作成や設計にあたっては、すでに三重県が開発・運用している AI システムを活用し、連続性、関連性のあるシステムとすること。
また、AI システム等を先駆的に取り組んでいる自治体に対して、システムの運用にかかる財政的な支援を行うこと。
- (3) 子どもの権利擁護に関する体制のモデルを国として示すとともに、その実施に向けた地方自治体や民間団体の取組に対し財政的な支援を行うこと。
- (4) 保護者が新型コロナウイルス感染症に感染し監護者不在となり、一時保護が必要となる障がい児（知的・身体・精神）に対して適切な一時保護を実施するため、国において、施設整備や人的配置等を行うとともに、財政的な支援を行うこと。

2 里親養育包括支援体制の構築に向けた支援の強化

- (1) 令和4年3月に閣議決定された児童福祉法等の一部を改正する法律案提出については、令和6年4月1日の施行期日までに、里親養育包括支援（フォスタリング）事業を永続的、安定的に行えるような制度を構築すること。
- (2) 里親養育包括支援（フォスタリング）機関の設置について、地域の実情に応じた柔軟な機関設置が可能となるよう、制度の見直しを行うこと。

3 児童福祉施設入所児童の養育環境の充実と自立支援

- (1) 医療的ケア児等受入加算の要件について、現行基準の医師の配置などは困難であるため、地域の実情に応じた基準への見直しを行うこと。
- (2) 児童養護施設等の入所児童や里親家庭の委託児童の自立支援について、児童福祉法の改正により支援対象の年齢制限撤廃を予定しているが、支援体制の構築や支援の必要性の判断等については、統一した方針を国において示すこと。
- (3) 家庭的ケアにおける児童の処遇向上と職員の勤務条件の緩和に向けて、児童養護施設等本体ユニットや委託一時保護専用ユニット（乳児を含む）への職員配置をさらに充実させること。
- (4) 利用者の変動の大きい委託一時保護専用ユニットを有効活用するため、子育て短期支援事業（ショートステイ等）や、里親の一時的な休息のための援助（レスパイトケア）で受け入れる児童が利用できるようにすること。
- (5) 予防接種法にB類疾病で規定されているインフルエンザ予防接種にかかる費用について、里親委託児童以外の児童養護施設等の入所児童に関しても措置費の医療費で支弁を可能とすること。

(6) 緊急一時保護をする場合、児童のアレルギー等の有無についての確認が困難な場合が多いため、疾病等につながらない、保険適用外となるアレルギー検査の費用については一時保護実施特別加算費の医療費で支弁を可能とすること。

4 「予防のための子どもの死亡検証（CDR：Child Death Review）」の実施に向けた体制整備

(1) 全ての子どもの死亡を検証し、予防可能な子どもの死亡の防止に向けて、都道府県においてCDRの実施体制を整備するため、国において個人情報の取扱いに関する必要な法整備を行うとともに、十分な財源を確保し、体制整備や事業実施に必要な財政支援を行うこと。

(2) 子どもの死亡直後から、さまざまな関係機関においてグリーフケアを提供できる体制づくりを支援すること。

(3) 地域において、CDRの取組から得られた予防策を講じるために必要な予算措置を行うこと。

《現状・課題等》

1 児童相談体制の充実と強化

- 本県では、地域の実情もふまえ、これまでも地方交付税の算定基準を上回る数の児童相談所を県費の持ち出しにより整備し、児童相談に対応していますが、現状設置している児童相談所数に見合った地方交付税の積算が必要です。
- 本県では、令和元（2019）年7月から、児童相談対応におけるAI活用に向けた実証実験を開始し、令和2（2020）年7月からは全ての児童相談所で本格的に運用を開始しました。国においては、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」に基づき、令和4年度に仕様書を策定し、設計・開発する予定となっていますが、開発に向けては、本県が独自に導入しているAIを活用した児童虐待対応支援システムによる成果等を活用できる方法で検討を進め、連続性のあるシステムとする必要があります。さらに、先駆的に導入している自治体に対して、システムの運用にかかる財政支援も必要です。
- 子どもの意見表明権を保障するためにも、国として子どもの声を聴き取るアドボケイトを養成する等子どもの権利擁護に関する体制を強化し、そのモデルを示すとともに、社会的養育下の子どもたちに対して地方自治体や民間団体が実施している取組への財政的な支援を行い、子どもの権利を保障していく必要があります。
- 本県においては、保護者が新型コロナウイルス感染症に感染して入院が必要になり、監護者不在となった場合、宿泊施設を借り上げて当該児童を一時保護しています。しかしながら、当該児童が身体、知的、精神的な障がいがある場合、一時保護を行う児童相談所職員に障がい児対応に関する専門的スキルがなく、設備も整っていないことから、適切な一時保護が困難な状況です。このことから、国において、新型コロナウイルス感染症に伴う障がい児の一時保護について、当該児童を障害児入所施設で受け入れできるよう施設整備や人的配置等を行うとともに、それに伴う財政的支援が必要です。

2 里親包括支援体制の構築に向けた支援の強化

- 令和4年3月に児童福祉法等の一部を改正する法律案が提出され、その中で里親支援センターを設置し、里親支援の費用を里親委託の費用と同様に義務的経費とする案が示されました。この改正案の施行期日は令和6年4月1日を予定しており、期日までに里親養育包括支援（フォスタリング）事業を継続的、安定的に行えるような制度構築が必要です。
- 里親養育包括支援（フォスタリング）機関の設置について、児童家庭支援センター等との連携や一体的な支援を可能とするなど、地域の実情に応じた柔軟な機関設置ができるよう、制度の見直しが必要です。

3 児童福祉施設入所児童の養育環境の充実と自立支援

- 医療的ケア児等受入加算実施要綱に定められている、乳児院及び児童養護施設において医療的ケア児を受け入れる場合の要件について、施設内医師の配置など人員配置基準を満たすことは困難であり、地域の実情に応じた基準への見直しが必要です。
- 児童養護施設等の入所児童や里親家庭の委託児童の自立支援に関しては、今後児童福祉法の改正により支援対象の年齢制限撤廃が予定されていますが、支援の必要性の判断等については、都道府県が判断することが想定されています。対象児童が全国どここの施設等に措置等されていても同一の支援が受けることができるよう、国において全国統一した方針を示すことが必要です。
- 令和元（2019）年度からは地域小規模施設や分園に関しては、地域分散化加算により職員加配がされていますが、本体施設においては加算がされておらず、施設職員の休暇や勤務ローテーション、緊急対応や研修の受講等を考慮すると、職員が一人で対応せざるを得ない時間帯が日常的に生じるなど、本体ユニットにおける現在の職員配置では十分とは言えない状況です。また、委託一時保護専用ユニットにおける職員配置は、24時間受け入れ態勢の確保や、保護直後の落ち着かない子どもへの手厚い対応が必要なこと、さらには、子どもの観察など一時保護機能としての業務があることから職員を加配する必要があります。
- 委託一時保護専用ユニットにおいては短期間の利用が多く、利用に見合う職員配置が難しいことや、施設の有効活用の面からも、子育て短期支援事業（ショートステイ等）や、里親の一時的な休息のための援助（レスパイトケア）で受け入れる児童も利用可能とする制度に見直しが必要です。
- 予防接種法にB類疾病で規定されているインフルエンザ予防接種にかかる費用については、現在、里親委託児童については措置費の医療費で支弁が可能となっていますが、児童養護施設等の入所児童に関しても医療費で支弁を可能とする必要があります。
- 緊急一時保護をする場合、児童のアレルギー等の有無については不明であることが多く、生命の危機を伴うアナフィラキシーショックを引き起こしかねません。保険適用外となるアレルギー検査の費用については一時保護実施特別加算費の医療費で支弁可能とする必要があります。

- 4 「予防のための子どもの死亡検証（CDR：Child Death Review）」の実施に向けた制度整備
- 本県では、これまで有志の医療関係者、司法関係者、福祉関係者等が定期的に集まり、予防可能な子どもの死亡を防止する政策に生かすため、県レベルのCDR実施に向けて検討を行ってきました。令和2（2020）年度及び令和3（2021）年度には、国の採択を受け、CDR体制整備モデル事業を実施しました。その結果をふまえ、国においては、個人情報の保護や守秘義務の観点から、死亡検証に必要な各関係機関からの情報を遺族の同意を得たうえで収集することが難しいことなどについて、法整備を含めた制度設計（具体的なデータ登録や検証方法など）を進めるとともに、財源の措置を含めた支援が必要です。
 - CDRの実施に際して、遺族の心情に配慮するため、死亡直後からグリーフケア^(※)が提供されるような体制の構築が必要です。
（※）グリーフケアとは、遺族の複雑で深刻な心の状態を理解して寄り添うことで回復を支援する取組。
 - 予防可能な子どもの死亡をなくすためには、検証結果や提言内容を施策に反映して取り組む必要があることから、取組に要する経費について財政措置が必要です。

事務担当 子ども・福祉部子育て支援課
関係法令等 児童福祉法、児童福祉法施行令

52. 母子保健施策を通じた虐待予防への支援

(厚生労働省)

- 1 産後ケア事業が法定化されたことに伴い、事業実施施設の一層の拡大を図るために必要な経費への財政支援や、事業実施のための現行補助制度における補助単価の引上げなど、さらなる財政措置の拡充を図ること。
- 2 産婦健診に併せて行う新生児（2週間・1か月）健診の費用について、実情に応じた費用助成を行うこと。

《現状・課題等》

- 1 令和元（2019）年12月6日、母子保健法の改正による産後ケア事業の法定化に伴い、1年を経過しない女子及び乳児まで産後ケア事業の対象が拡大されました。そのため、事業実施施設の一層の確保が必要となりますが、市町からは産後ケア事業実施の中心となる産科等の医療機関や助産所が近隣になく実施施設の確保が難しいという声があります。また、施設で出産された産婦のみに利用者が限定され、サービスが利用しにくい状況や、産後ケア事業に係る予算確保が困難であるなどの課題も指摘されています。
そのため、従来のケア実施施設に加え、乳児院等も事業の実施施設とするなど、受入施設の拡大やそれに伴う施設整備や人員確保に要する経費に対する財政支援、事業実施のための現行制度における補助単価の引上げなど、一層の財政措置の拡充が必要です。
- 2 うつによるネグレクトや新生児への虐待等の発見や予防には、母親の健康状態だけでなく、母子ともに健診を行い、新生児の身体発達・精神発達も含めた総合的な判断が重要であり、それに基づき支援していくことが必要です。現在、地方交付税で措置されている乳幼児健診に加え、新生児健診も実施できるよう実情に応じた財政措置が必要です。

事務担当 子ども・福祉部子育て支援課

関係法令等 児童福祉法、少子化社会対策大綱、地域少子化対策強化交付金交付要綱、母子保健法

53. 水道施設整備費に係る補助金・交付金の確保

(厚生労働省)

- 1 水道施設整備費に係る補助金・交付金は、その要望額を確保すること。また採択基準については、水道事業者が計画的に補助金・交付金を活用できるよう、早期の情報提供もしくは採択基準の見直しを行うこと。
- 2 水道スマートメーターの早期導入に伴う体制整備を推進するとともに、新たな補助制度を創設すること。

《現状・課題等》

- 令和3（2021）年度も要望額に対して満額の内示を受けておりますが、計画的に耐震化等の事業に取り組むためには、補助金・交付金の予算の確保が引き続き必要です。県内の水道事業者は、南海トラフにおける大規模地震の発生に備え、喫緊の課題として耐震化を進めていますが、人口減少に伴う収入減等による厳しい経営環境の中で耐震化を推進するためには、水道施設整備に係る補助金・交付金の活用が不可欠です。
- また、「三重県北部広域圏広域的水道整備計画」に基づく取水・導水施設の整備が令和2（2020）年度から本格化していることから、水道施設整備に係る補助金・交付金は必要な財源となっています。
- 水道事業者は、水道ビジョンや経営戦略等に基づき計画的に水道施設の整備を行っていますが、年度により採択基準から外れてしまうと、財源が確保できなくなるなど大きな支障が生じます。
特に、老朽管更新事業および水道管路緊急改善事業の採択基準の一つである平均水道料金は、事業採択年度の前年度12月頃に通知されていますが、この時期には水道事業者は、既に次年度予算の概略を決定しています。このため、採択基準の見直しを前年度の早い時期としたり、平均水道料金ではなく、年度により変わらない採択基準としたりするなど配慮が必要です。
- 水道スマートメーターは、水道事業者において、人員確保が難しい中、ICT技術を活用した業務効率化などが見込まれ、現在の水道を取り巻く課題を解決する有効な手段の一つであります。早期導入のためには、水道スマートメーターの通信規格の確立、仕様の統一などの体制整備の推進が必要です。また、水道スマートメーター設置に係る財政支援については、現在、先進事例事業への支援として、水道事業におけるIoT活用推進モデル事業（生活基盤施設耐震化等交付金）がありますが、本格的な水道スマートメーターの導入には新たな補助制度の創設が必要です。

事務担当 環境生活部大気・水環境課
関係法令等 水道法、簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱、水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱、生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱

54. 水道事業の持続可能な仕組みづくり

(総務省、厚生労働省)

人口減少が確実に進む中、広域連携等による水道の基盤強化が難しい水道事業も見られることから、住民に不可欠なサービスである水道事業の経営が安定して行えるよう財政支援を含めた制度のあり方について検討を進めること。

《現状・課題等》

- 本県の人口は、平成 19 (2007 年) にピークを迎え、現在は減少に転じています。令和 22 (2040) 年には県全体でピーク時の約 80% となり、中山間地域を多く抱える県南部地域では約 50% まで減少する見込みです。
- 本県では、平成 28 (2016) 年度末までに、多くの簡易水道事業は上水道事業へ統合されました。しかし、簡易水道事業は中山間地域に多く、地形上の制約や給水区域の分断等から施設の合理化は難しい状況です。加えて、簡易水道事業から上水道事業になったことで、事業統合前に受けていたさまざまな国の財政支援がなくなり、経営状況はより厳しくなっています。また、高料金対策に係る繰出基準については、令和元 (2019) 年度から供給単価が全国平均以上であるとの要件が段階的に導入されましたが、中山間地域を多く抱える県南部地域では、高齢化により低所得者が増加していることなどで安易に水道料金に転嫁できない実態があります。
- 昭和 48 (1973) 年の厚生省生活環境審議会の答申において、「水道は国民生活上不可欠の施設であるという認識のもと、ナショナルミニマムとして確立すべきである」とされています。しかしながら、本県では、基準外繰出に頼らざるを得ない水道事業者が多数あり、水道事業の持続可能性は危機的な状況にあります。このままでは、特に中山間地域においては、人口減少に伴う料金収入減等により経営状況が悪化し、水道料金の引き上げや水道供給サービスの停止など、住民の暮らしに大きな影響を及ぼす可能性があり、「独立採算の原則」だけでなく、「利用者負担の格差に対する配慮」の観点から、持続可能な仕組みについて検討を進める必要があります。
- 総務省では、令和 3 (2021) 年度から旧簡易水道事業の建設改良費に係る繰出基準 (特別交付税措置) が、これまで補助事業のみであったものが単独事業にも拡充されたことに加え、過疎対策事業債および辺地対策事業債の対象に旧簡易水道施設が追加されましたが、引き続き上水道事業に統合した簡易水道事業に対する具体的な財政支援措置 (補助金、地方交付税) の検討が必要です。本来、財政支援措置は、簡易水道事業と上水道事業で分けるのではなく、条件不利地域等の経営環境が厳しい地域の水道事業に適切な措置であるべきと考えます。

事務担当 環境生活部大気・水環境課
関係法令等 水道法、地方公営企業法

55. 雇用調整助成金の特例措置の延長等

(厚生労働省)

雇用調整助成金等の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、全国的に幅広い事業者が厳しい状況にあることから、経済情勢がコロナ禍前の水準まで回復するまでの間、特例措置をさらに延長するとともに、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用の有無に関わらず、全国一律に地域特例と同等の内容を適用すること。なお、延長に要する経費については、事業者や労働者へのしわ寄せとせず、国において必要な財源を確保すること。

また、今後、雇用調整助成金等の特例措置の期間や内容等を見直す際は、地域経済と雇用情勢を十分に把握・分析し、都道府県の意見を十分聞いた上で行うこと。

《現状・課題等》

- 新型コロナウイルス感染症が雇用に与えた影響は大きく、本県の有効求人倍率は令和元年平均が 1.66 倍であったものが令和 2 年 8 月には 1.01 倍となるなど、令和 2 年平均は 1.16 倍まで落ち込みました。
令和 3 年平均では 1.20 倍に持ち直し、令和 4 年 2 月は 1.33 倍とコロナ禍前の水準に近付いたものの、原油価格・物価高騰等による影響がコロナ禍からの経済回復に及ぼす影響は不透明な状況にあります。
- 政府においては、雇用関係助成金等の特例措置について、本年 6 月まで延長されるなど、様々な雇用維持・確保、休業支援対策を講じていただいているところですが、依然として新型コロナウイルス感染症の収束の目途が立っていないことや、業績の回復まで相当な時間を要する産業もあります。
このため、県内の事業者からはコロナ前の雇用・経済水準に回復するまでの当面の間、特例措置の更なる延長を求める声や、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置適用地域といった「地域特例」にかかわりなく、全国一律の内容とすることを求める声が届いています。
- 一方、政府の方針として、特例措置は雇用情勢を見ながら段階的に縮減を行っていくこととされていることから、今後、特例措置を見直す際には、地域経済と雇用情勢を十分に把握・分析し、都道府県の意見を十分聞いたうえで検討いただく必要があります。
- また、延長に伴う必要な財源については、感染拡大や感染防止措置により事業者や労働者がともに大きな影響を受けていることに鑑み、事業者や労働者へのしわ寄せとせず、国においてしっかりと措置されることが必要です。

事務担当 雇用経済部雇用対策課
関係法令等 雇用保険法

56. 技能振興に向けた支援の充実

(厚生労働省)

- 1 コロナ禍での入国制限等の影響による実習生受入の中断により、一時的に技能検定受検者数は減少しているものの、平成 29 (2017) 年に行われた技能実習制度の見直しによる外国人技能実習生の増加により、技能検定受検者数は増加傾向にあり、技能検定試験の円滑な実施に支障をきたしているため、外国人が受検する試験の実施に要する経費については、全額国費による支援を行うこと。
- 2 若者を対象とした技能検定試験 2 級・3 級の受検手数料減免措置制度について、若者の積極的な受検勧奨に繋げ、ものづくり人材の確保・育成を支援するため、減免措置制度の対象者を拡大すること。

《現状・課題等》

- 平成 29 (2017) 年に施行された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(以下「技能実習法」という。)により、本県での外国人技能実習生は受入が進み、令和 3 (2021) 年 10 月現在の県内技能実習生数は 9,009 人(全国第 15 位)となっています。

こうした状況のなか、国の特別措置(円滑な試験実施体制の確保に係る経費のうち、県予算の増額措置を行っても賄えない経費に対し国が補助する措置)を活用し、技能実習生向けの技能検定試験の円滑な実施に向けて実施体制を拡充してきたところですが、本特別措置は令和 3 (2021) 年度限りで廃止となりました。

現在は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として講じられた技能実習生等の入国制限等の影響により、技能実習生向けの技能検定試験受検者数は一時的に減少しているものの、将来再び外国人技能実習生の入国が増加し、技能検定試験受検者数が急増した場合には円滑な試験実施が困難となることが懸念されます。

技能実習法第 4 条第 1 項において、国の責務として技能実習の適正実施及び技能実習生の保護に必要な施策を総合的かつ効果的に推進すると規定されていることや、技能実習制度の「国際協力」という目的・趣旨からも、外国人技能実習生向けの技能検定随時試験に要する経費については、全額国費で対応いただく必要があります。

- 技能検定試験の受検料が高額となっているなか、若者が受検しやすい環境を整備し、「ものづくり分野」を支えるために必要な人材の確保・育成を支援することを目的として、平成 29 (2017) 年度後期試験から 2 級・3 級の実技試験を受検する「35 歳未満の者」を対象とした若年減免措置(実技試験手数料 9,000 円減免)が導入されており、若年減免措置に必要な経費については、全額が国から補助金で措置されているところです。

しかし、国の制度変更に伴い、令和 4 (2022) 年度前期試験から対象者が「25 歳未満の在職中の者」へ変更となり、対象範囲が大幅に縮小されました。

三重県においてもものづくり人材の確保・育成は喫緊の課題であり、2 級・3 級技能検定試験の受検者数が平成 23 (2011) 年度の 2,500 人から令和 3 (2021) 年度の 1,305 人へと大幅に減少していることもふまえ、若者の積極的な受検勧奨に繋がるよう、減免措置制度の対象者を拡大いただく必要があります。

事務担当 雇用経済部雇用対策課
関係法令等 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律
職業能力開発促進法

57. 障害者雇用率算定にかかる精神障がい者である短時間労働者の特例措置の継続

(厚生労働省)

令和4(2022)年度末までの時限的な措置となっている精神障がい者である短時間労働者に関する障害者雇用率算定方法の特例措置については、企業における精神障がい者の職場定着を進める取組を着実に実行する必要があることから、令和5(2023)年度以降も引き続き特例措置を講じること。

《現状・課題等》

- 精神障がい者である短時間労働者に関する算定方法(以下「特例措置」という。)は、他の障がいと比べて定着が困難とされる精神障がい者の就業機会の確保及び定着を進めるため設定されています。令和3(2021)年11月10日に開催された第111回労働政策審議会障害者雇用分科会において、「精神障がい者の職場定着率が週20～30時間勤務の場合が最も高いこと」や「フルタイム勤務への移行の意思について、約6割の方が短時間勤務を希望している」といったデータや意見なども踏まえ、現在の特例措置の延長について議論が重ねられています。
- 当県においても、ハローワークを通じた職業紹介状況では、令和2年度の全就職件数に占める精神障がい者の割合は、約半数(1,573件中755件の48.0%)を占め、この10年間(平成23(2011)年度から令和2(2020)年度)において、精神障がい者の有効求職者数は、2.25倍、就職件数は2.58倍と他の障がい種別と比べて伸びが著しい状況にあります。精神障がい者の対応が急務となっている中、経済団体や障がい者団体から特例措置延長の要請があったほか、企業からも「短時間から就労することで、障がい者の安定した就労につながり、人事労務負担が軽減できる」や「精神障がい者を支援する人事労務担当者のモチベーション維持の観点から特例措置の延長を希望する」といった声が寄せられています。
- 以上のことから、企業が積極的に精神障がい者の職場定着を進めていく意欲を維持するとともに、精神障がい者の就労機会の確保及び定着に着実につなげていくため、令和5(2023)年度以降も特例措置を延長することが必要です。

事務担当 雇用経済部雇用対策課
関係法令等 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
(平成30年厚生労働省令第7号)

58. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農林水産事業者への支援の継続・強化

(農林水産省)

- 1 新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている農業者、漁業者の経営安定を図るため、措置されている近代化資金の無利子化や保証料免除を継続すること。
- 2 新型コロナウイルス感染症の拡大により、需要の減少などの影響を受けている農林水産物の販売促進や消費拡大、販路の多様化や新規開拓、輸出の回復・強化につながる取組について、十分な予算を確保して支援すること。
 - (1) 需要の減少や価格の下落等が生じている農林水産物の販売促進や消費拡大につながる取組を継続・拡充すること。
 - (2) 学校給食における地元産食材の活用については、農林水産物の消費拡大はもとより、食育や将来の地産地消につながることから、支援を継続すること。
 - (3) 農林水産事業者をはじめ、地域の事業者の連携による、コロナ収束後を見据えた新たな事業展開の取組に対して、支援を拡充すること。

《現状・課題等》

- 1 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響により、一部の農業者、漁業者においては、厳しい経営状況が続いています。このため、農業者、漁業者が資金繰りや経営改善を着実に図ることができるよう、引き続き、近代化資金の借入れが円滑に進む環境を整える必要があります。
- 2 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響により、米、茶、牛肉、牛乳、マダイ等の生産者では、需要の減少や価格の下落などの影響が続いており、こうした農林水産物の販売促進や消費拡大、販路の多様化や新規開拓、輸出の回復・強化につながる生産者の取組を十分な予算を確保して、支援することが必要です。
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、一部の農林水産物で需要の減少が引き続き懸念されていることから、販売促進や消費拡大につながる生産者の取組に対する継続的な支援に加え、令和3（2021）年度補正予算に拡充措置された「生産から販売までのサプライチェーンにおける一体的な取組にかかる経費」への支援についても継続することが必要です。
 - (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響により、需要が低下した地元農林水産物などを学校給食に活用していく「国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業」については、農林水産物の消費拡大に加え、食育や将来の地産地消につながる有効な支援策であることから、今後も継続することが求められています。

- (3) 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響を受けた事業者が反転攻勢に出るためには、変化しつつある消費者ニーズを十分にふまえた商品を開発・販売するなど、新たな事業を展開していく必要があります。こうした事業者の取組を支援するため、令和3（2021）年度から実施されている「地域食品産業連携プロジェクト（LFP）」の予算を十分に確保することが必要です。

事務担当 農林水産部フードイノベーション課、担い手支援課、農産園芸課、畜産課、水産振興課
関係法令等

59. 家畜伝染病防疫対策に係る支援の充実・強化

(農林水産省)

- 1 ワクチン接種農場で豚熱の感染が確認された場合の殺処分については、一律に農場全体で全頭を行うのではなく、発症豚舎に留めることができるよう、発症豚舎内でウイルスを封じ込める効果的な拡散防止対策を早急に検討し確立すること。
- 2 豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等が発生した場合、農場に支払われる家畜防疫互助基金の互助金等を免税とするとともに、食肉・食鳥処理施設における出荷頭数の減少に伴う経済的損失を補償する制度を創設すること。
- 3 ワクチン接種農場における豚熱発生をふまえ、飼養豚の確実な免疫獲得に向けた効果的なワクチン接種方法を国が中心となって確立すること。合わせて、農場における抗体付与や農場周辺の野生いのししにおける豚熱感染の状況から判断し、ワクチン接種の回数や日齢、間隔を家畜防疫員が柔軟に決定できる方法に見直すこと。
- 4 野生いのしし対策については、国の責任において、
 - (1) 野生いのししの豚熱撲滅に係る方針とその実現に向けた工程を示すこと。
 - (2) 野生いのししの捕獲強化を図る抜本的な対策を早急に進めるとともに、各都道府県が野生いのしし対策で必要とする十分な予算を措置すること。
 - (3) 経口ワクチンについて、より効果的な散布方法を確立するとともに、散布に必要な予算を十分に措置すること。
- 5 ワクチン接種農場における豚熱や全国的な高病原性鳥インフルエンザの発生の状況をふまえ、農場における飼養衛生管理を強化・徹底するため、家畜伝染病予防法等の基準に対応するための施設や資機材の整備等に係る補助率の嵩上げや支援メニューの拡充を行うこと。
- 6 アフリカ豚熱については、
 - (1) 国内侵入に備え、空港等での水際対策や訪日外国人による肉製品の持ち込み禁止を徹底するとともに、ワクチンの開発など予防対策を早急に進めること。
 - (2) 予防的殺処分を行う場合には、国が中心となり、人的支援や広域での応援体制の構築を図るとともに、必要な財政措置を講じること。
 - (3) 予防的殺処分を実施した養豚農場が事業再開し経営が早期に回復するよう支援策の充実を図ること。

《現状・課題等》

- 1 豚熱発生時の全頭殺処分は、発生農場における経済的・精神的な負担を増加させるとともに、防疫措置後の経営再開を困難にするほか、食肉処理や飼料の製造・販売に携わる事業者など地域の畜産に係る産業に甚大な影響を与えます。また、ワクチン接種農場における豚熱の発生は、ワクチン接種直前と直後の離乳豚が中心であり、ワクチン接種済の繁殖豚や肥育豚では極めて少ない状況です。こうしたことから、ワクチンによる感染防御効果など科学的知見に基づき、殺処分のあり方を見直すとともに、発症豚舎内でウイルスを封じ込める対策の確立を早急に進める必要があります。

- 2 豚熱や高病原性鳥インフルエンザの発生農場が、防疫措置後円滑に経営再開できるよう、再開までの経済的負担を軽減することが求められています。このため、家畜防疫互助基金の互助金、殺処分に係る手当金、アフリカ豚熱発生時の予防的殺処分に係る補償金等について、手取り額が増えるよう免税措置の適用が必要です。また、食肉・食鳥処理施設では、豚熱などの発生に伴い出荷頭数の減少が見込まれることから、経済的損失の発生による経営への影響が懸念されます。
- 3 豚熱ワクチンについて、本県では、令和元（2019）年10月から、抗体付与状況を確認しながら飼養豚への接種を継続してきましたが、豚熱の発生は、これまで2回、接種農場であり、他県でも同様の状況となっています。このため、飼養豚の確実な免疫獲得に向け、国が中心となって、接種による抗体の調査・研究を早急に進めることが必要です。その上で、農場毎の接種後における抗体付与率や農場周辺の野生いのししにおける豚熱感染状況などもふまえ、家畜防疫員がワクチン接種の回数や日齢、間隔を柔軟に決定できる接種方法に見直す必要があります。
- 4 野生いのしし対策については、国において、
 - （1）野生いのししにおける豚熱を撲滅するためには、都道府県や市町村、猟友会などが一体となった取組を長期にわたって進める必要があります。掘り所となる方針や工程表が必要です。
 - （2）今後とも、野生いのししを捕獲する担い手の確保・育成や捕獲の効率化・省力化、捕獲報奨金の充実など野生いのししの捕獲頭数の拡大を図る抜本的な対策を、早急かつ着実に推進する必要があります。
 - （3）経口ワクチンの散布については、データ検証による散布手法の見直しや実行可能な散布体制の確保を図り、着実かつ継続的に推進することが必要です。
- 5 ワクチン接種農場における豚熱発生や鳥インフルエンザの全国的な感染拡大を受け、農場には、これまで以上に徹底した飼養衛生管理が求められているほか、家畜伝染病予防法等の改正により、違反に対する罰則が強化されています。このため、農場が実施する、畜舎の改修や改築を含む施設の整備、衛生管理向上のための消毒機材など資機材の設置を促進する必要があります。
- 6 アジアで猛威を振るう、アフリカ豚熱に関して、
 - （1）国内侵入とまん延の防止に向け、空港などにおける水際対策の徹底と発生国との連携によるワクチン開発を図ることが必要です。
 - （2）予防的殺処分を行う場合には、短期間で同時に複数農場において殺処分を進める必要があります。都道府県だけでは、獣医師等家畜防疫員や資機材の確保などが困難になることが想定されます。このため、国が中心となり、迅速かつ計画的に防疫措置が進む環境を整える必要があります。
 - （3）予防的殺処分を実施した養豚農家の経営継続に向け、早期の事業再開と経営回復を図る必要があります。

事務担当 農林水産部家畜防疫対策課、獣害対策課
関係法令等 家畜伝染病予防法、消費・安全対策交付金等要綱

60. 農林水産業と福祉分野のさらなる連携の促進

(厚生労働省、農林水産省)

- 1 都道府県段階における農林水産業と福祉をつなぐ支援体制として、農福連携ワンストップ窓口などの設置および運営を支援すること。
- 2 農林水産業と福祉をつなぐコーディネーター人材を育成・確保するため、
 - (1) 農林水産省の農福連携技術支援者の認定制度について、農業と福祉をつなぐ知識と経験を有する人材に対して、認定試験を受験する際は研修を免除するなど、弾力的な運用を行うこと。
 - (2) 林業、水産業の分野においても、技術支援者認定制度を創設すること。
 - (3) 農福連携技術支援者の活動に対する報償制度を創設すること。
- 3 農福連携の認知度向上に向けた国民的運動を国をあげて展開するとともに、農福連携により生産されたノウフク J A S 商品の販売促進に向けた全国的な P R の展開や福祉事業所等の認証取得に対する支援の充実を図ること。
- 4 生きづらさや働きづらさを感じている無業の若者等が農林水産業への就労を通じて自立や社会参画が図られるよう、就労支援機関が実施する農林水産業の就労体験に向けた取組を支援すること。

《現状・課題等》

- 1 「農福連携等推進ビジョン」の取組の定着・拡大を図るためには、農福連携に関する相談などに対応できる農福連携ワンストップ窓口や共同受注窓口を都道府県段階において設置し、安定的に運営していくことが重要です。このため、十分な予算を確保し、こうした窓口運営への支援を継続する必要があります。
- 2 農業の分野では、令和 2（2020）年度から全国共通の枠組みによる農福連携技術支援者育成研修および修了認定制度が開始されていますが、農林水産業に関わる福祉事業所などからは、以下のとおり制度の充実が求められています。
 - (1) これまで本県では、農業の現場において、障がい者個々の特性・能力に応じた農作業の切り出しや作業方法の改善などを助言・指導する農業ジョブトレーナーを育成してきました。農業ジョブトレーナーは、農福連携に必要な知識、技能、経験などを有しており、こうした人材が農福連携技術支援者となり、継続して活動できるよう、認定試験を受験する際には研修を免除するなど、認定制度の弾力的な運用が求められています。
 - (2) 林業や水産業の分野においても、福祉との連携に取り組む専門人材を確保していく必要があり、農業と同様の技術支援者認定制度の創設が求められています。
 - (3) 農福連携技術支援者が安定的に収入を確保し継続的に活動できるよう、厚生労働省が所管する「職場適応援助者助成金」のような報償費制度を創設することが必要です。

3 新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会の分断や格差が改めて浮き彫りとなる中、農福連携の取組は、持続可能な社会を創ろうとする SDG s の達成に貢献する取組です。こうした農福連携の意義などを、すべての国民に対し、継続的かつ積極的に発信し、農福連携の認知度向上を図ることが必要です。

また、農福連携により生産されたノウフク JAS 商品について、消費者はもとより、流通事業者における認知度の向上を図るとともに、意欲的な福祉事業所による認証取得や販売促進の取組などの拡大を進めることが必要です。

4 生きづらさや働きづらさを感じている無業の若者等に対しては、農林水産業における就労を通じて自立や社会参画を促進することが期待されています。そのため、就労支援機関が就労体験を希望する若者等と農林水産事業者をマッチングしていく仕組みの構築と継続を図ることが必要です。

事務担当 農林水産部担い手支援課、森林・林業経営課、水産振興課
関係法令等 学習指導要領、農福連携等推進ビジョン

61. 農業者の経営安定に向けた支援の充実・強化

(農林水産省)

- 1 コロナ禍の中にあって、国内外で国産農畜産物の販売を拡大するため、措置されている、「国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業」や「GFPグローバル産地づくり推進事業」について、十分な予算を確保し地方に配分すること。また、消費の減少が著しい米、茶について、新型コロナウイルス感染症の収束後も見据え、国をあげて消費拡大に取り組むこと。
- 2 稲・麦・大豆の優良種子の供給について、県が主体となって安定的に取り組めるよう、県への財政措置を継続すること。
- 3 主食用米の生産調整について、全国で着実に取り組まれるよう、国が積極的に関与して進めること。また、主食用米から他作物への作付転換を進めるための予算を十分に確保し、地方に配分すること。さらに、「水田活用の直接支払交付金」の見直しについては、これまで地方が進めてきた生産調整の取組に対して支障を来たさないよう行うこと。
- 4 農畜産事業者の収入安定を図るセーフティネットについて、農業を取り巻く現下の状況をふまえ、制度の充実や要件の緩和、新たな制度の創設を図ること。
 - (1) 収入保険制度について、白色申告を行っている農業者や農業生産に取り組む社会福祉法人も円滑に加入できるよう、加入要件の緩和を図ること。
 - (2) 施設園芸等燃油高騰対策について、農業者が積立金を準備できない場合でも、国の積立金に係る補填金は支払うなど、柔軟な制度運用を図ること。
 - (3) 配合飼料価格安定制度について、補填の基準となる平均価格を複数年の価格に基づいて算定するなど、価格高騰が長期化する事態にも対応できるよう見直しを図ること。
 - (4) 肥料や建設資材などの輸入資材が高騰した場合のセーフティネットを創設すること。
 - (5) 収入保険制度や、米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）について、特に、人口減少等による需要の縮小に伴い、長期に渡る価格の下落が懸念される米の生産者における収入確保に向け、制度の充実を図ること。

《現状・課題等》

- 1 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響等により、米、茶の価格の低下や牛肉の在庫増が続いていることから、県内の農業者の経営に大きな影響が生じています。このため、新型コロナウイルス感染症による影響もふまえながら、国の事業を活用し、国内外における県産農畜産物の需要喚起や販売拡大を迅速に進める必要があります。また、コロナ以前より人口減少や食生活の多様化による影響もあり消費の減少が著しい米と茶については、需要の拡大が待ったなしの状況となっています。

- 2 本県では、令和2(2020)年度に「三重県主要農作物種子条例」を制定し、平成30(2018)年4月の「主要農作物種子法」廃止後も、稲、麦、大豆の優良種子の安定生産および供給に必要なほ場審査や生産物審査などに取り組んでいます。今後も引き続き、県主導により、優良種子の安定供給を図るためには、国による財政支援が必要です。
- 3 主食用米については、消費の減少が続いており、さらなる販売価格の下落が懸念されます。このため、全国で「生産量の目安」をふまえた生産調整が着実に実施されるよう、全国の米産地に向けた国からの積極的な働きかけが必要です。また、主食用米から戦略作物や高収益作物などへの作付転換を着実に進めるためには、国の事業を最大限活用していく必要があります。さらに、「水田活用の直接支払交付金」の運用の見直しとして、水稻を5年間作付けしなかった水田の交付対象からの除外が検討されていますが、地域からの意見を十分聞いた上で進めていくことが必要です。
- 4 近年、国産農畜産物の価格は、人口減少や食の多様化に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響により、下落傾向で推移する一方で、燃油や飼料、建設資材などの輸入資材の価格は高騰しており、農業者の経営は厳しさを増しています。このため、農業者の経営安定を図る、セーフティネットの充実が求められています。
- (1) 収入保険については、加入の要件として、最低1年分の青色申告の実績が必要なため、白色申告者の加入は、最速で2年後となります。基準収入額の算定に必要な税務申告における収入額は、青色申告も白色申告も同額であるため、白色申告者は、次年度に青色申告を行うことを条件に加入を認めるなど、加入要件の見直しが必要です。また、法人税確定申告書の提出が必要なため、法人税が非課税である社会福祉法人は、農業を行っていても加入できません。このため、こうした社会福祉法人の農業経営の安定を図るため、決算書類の提出も可能とするなど、加入要件の見直しが必要です。
- (2) 施設園芸等燃油高騰対策については、世界情勢により急激な価格高騰が進んでおり、積立水準の引き上げに対応した十分な積立金を準備できない農業者が増えていることから、そうした農業者への支援が必要となっています。また、個人加入や加入時期の拡大などの要件緩和が求められています。
- (3) 配合飼料価格高騰対策については、輸入原料価格が「直近1カ年の平均価格」を上回った場合に補填金が発動されますが、新型コロナウイルス感染症による影響などにより飼料価格の高騰が長期化していることから、「複数年の平均価格」を上回った場合に補填金が発動されるようにするなどの見直しが必要です。
- (4) 肥料として用いる尿素や建設資材に使われる鉄などの輸入資材の価格が上昇しており、生産コストの増大により、経営が圧迫されています。このため、こうした資材の値上がりに対してもセーフティネットの構築が求められています。
- (5) 収入保険、収入減少影響緩和対策については、米の収入等が、直近5年間における標準的収入よりも低下した場合に補填金が交付されますが、特に、米は、消費の減少により、価格低下が今後も続く見通しから、標準的収入の低下に伴い、補填金が交付されたとしても収入は徐々に減少していく懸念があります。このため、標準的収入の算定方法の見直しや想定以上の価格下落に対する新たな補填の仕組みが必要です。

事務担当 農林水産部担い手支援課、農産園芸課、農産物安全・流通課、畜産課
関係法令等 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律、農業保険法

62. 農業の競争力強化に向けた支援の充実・強化

(農林水産省)

- 1 「産地生産基盤パワーアップ事業」について、十分な予算を確保し、継続を図ること。
- 2 「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業」について、十分な予算を確保し、継続を図ること。また、畜産環境問題に適切に対応できるよう、農場における家畜排せつ物処理施設の整備については、費用対効果の算定を不要とするなど事業要件の緩和や交付率の嵩上げ、地域の実情に対応できる新たな事業の創設を図ること。
- 3 地域農業の継続に向け、措置された「農地利用効率化等支援交付金」について、地域の担い手となった経営体が必要とする支援を受けられるよう、予算を十分に確保し継続を図るとともに、担い手の確保が困難な中山間地域等において、小規模な家族農業が営農継続できるよう、個人経営体も支援対象とするなど要件の緩和を行うこと。
- 4 国の「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づく取組を着実に進めていくため、輸出重点品目の産地として選定されたモデル産地における、輸出先国における規制やニーズへの対応に向けた取組に対し、支援の継続を図ること。
- 5 「みどりの食料システム戦略推進交付金」を円滑に活用できるよう、地方が関連法令等の推進にあたり必要となる情報を速やかに公表するとともに、国が策定する「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）について、地域の実情に応じた取組を尊重したものとなるよう配慮すること。また、国をあげ、さまざまな機会を通じて、消費者等の有機農業への理解促進と有機農産物の需要拡大を図ること。
- 6 農地中間管理事業において、農地中間管理機構が農地の借り手から賃料を回収できない場合、機構が貸し手に対して債務を負うことがないように、セーフティーネットの仕組みを構築すること。

《現状・課題等》

- 1 産地の収益力強化に向け、措置されている「産地生産基盤パワーアップ事業」について、現場のニーズに即し、事業を着実に活用できるよう、予算の十分な確保と継続が求められています。
- 2 畜産経営の強化に向け、措置されている「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業」について、現場のニーズに即し、事業を着実に活用できるよう、予算の十分な確保と継続が求められています。

また、畜産農家の大規模化の進展により、家畜排せつ物に起因する悪臭や水質汚濁へのさらなる対応が求められています。このため、現地の実情に即し、家畜排せつ物処理施設の整備を計画的に進められるよう、「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業」について、費用対効果の算定を不要とするなどの要件緩和や交付率の嵩上げのほか、地域の畜産環境問題の実情に対応できる新たな施設整備事業の創設が必要です。

3 地域農業の担い手となった農業者による機械等の導入を支援する「農地利用効率化等支援交付金」については、予算の十分な確保と継続が求められています。

また、担い手の確保が困難な中山間地域等において、小規模な家族農業が地域農業の担い手として認められた場合には、こうした農家による共同利用組織だけでなく、それぞれの個人農家を支援対象とするなど、事業の充実を図る必要があります。

4 2030年の国産農林水産物・食品の輸出額を5兆円にする目標の達成に向け、国が令和2（2020）年に策定した「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づく取組を着実に進めていくため、本県では、「茶」について、産地における、輸出先国の残留農薬規制や有機農産物等のニーズに対応した生産・出荷の取組を促進する必要があります。

5 令和5（2023）年度における「みどりの食料システム戦略推進交付金」の円滑な活用に向け、事業実施要件として地方公共団体のビジョン・計画の策定が必要となる場合には、早期に策定作業に着手できるよう、その旨の速やかな公表が必要です。

また、「基本方針」については、目標などの内容を、速やかに公表するとともに、全国で画一的な取組を進めるものではなく、地域の実情に応じた取組を尊重し推進するものとなるよう配慮が必要です。

さらに、有機農業を拡大するためには、国をあげて、生産者から消費者に至るまで広く有機農業に対する理解の促進とともに、有機農産物の需要拡大を図る必要があります。

6 農地中間管理事業では、農地中間管理機構が受け手から賃料を徴収できない場合、貸し手には国の補助金で立替えた賃料を支払うことができるものの、補助金については返還が必要とされています。しかしながら、受け手からの賃料の回収が不能となった場合には、農地中間管理機構が補助金を返還する必要が生じることから、補助金返還を不要とする特例やこうした債務を一括管理する全国基金の設立など、農地中間管理機構に負担が生じないよう、セーフティーネットの仕組みが必要です。

事務担当 農林水産部担い手支援課、農産園芸課、畜産課
関係法令等 総合的なTPP等関連政策大綱、農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略、
農業経営基盤強化促進法、みどりの食料システム戦略

63. 農業農村整備事業における制度の拡充

(農林水産省)

土地改良区が維持管理する国営造成施設等に対し支援を行う「水利施設管理強化事業」について、実際に管理を行っている土地改良区を事業実施主体に追加すること。

《現状・課題等》

土地改良区が維持管理する国営造成施設等において、農業用ため池の低水位管理などの農業水利施設が有する多面的機能の発揮に対応した維持管理費用に対し支援を行う「水利施設管理強化事業」は、現行制度では事業実施主体が都道府県又は市町村となっています。地方自治体の限られた予算において、ハード・ソフトの両面から農業農村整備を推進していく中で、維持管理費にかかる国の支援については、実際に管理を行っている土地改良区を事業実施主体に追加し、活用しやすい制度とする必要があります。

事務担当 農林水産部農業基盤整備課

関係法令等 土地改良法、水利施設管理強化事業実施要綱

64. 多面的機能支払交付金における制度の拡充

(農林水産省)

- 1 農山漁村の多面的機能の発揮に向け、地域が安心して取り組めるよう、遡及返還措置を緩和すること。
- 2 田んぼダムの取組が加速するよう、広く国民にPRを行うとともに、田んぼダムの加算措置の適用条件を緩和すること。
- 3 活動組織の広域化・体制強化のための加算措置における1組織当たりの交付額の増額と継続的な支援を行うこと。

《現状・課題等》

- 1 農山漁村の過疎化・高齢化の加速により、担い手の減少や高齢化に伴う農業生産力の減退やコミュニティ機能の低下が進行するなかであっても、多面的機能支払交付金の取組拡大に尽力しているところですが、地域の実情として、新規の取組や、活動の継続を前向きに検討していても、活動期間を考えると、最終的にとりやめてしまう要因の一つに「遡及返還措置」があることから、農山漁村の多面的機能が維持・発揮されるよう、地域の皆様に安心して取り組んでいただける制度とする必要があります。
- 2 田んぼダムの取組については、各種事業において新たな仕組みを構築され推進していただいているところですが、田んぼダムは地域の協力なしには取り組むことができないため、取り組んでいただく方々の下流域への想いが広く国民に伝わるようなPR活動を行う必要があります。

また、多面的機能支払交付金における田んぼダム加算の適用条件では、「活動終了年度に資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体の5割以上の取組」を満たさなかった場合は、全額が遡及返還措置となるため、田んぼダムの取組趣旨に賛同していただいている活動組織が、取組を躊躇することなく、まずは活動に取り組んでいただくためにも、田んぼダム加算の適用条件を緩和する必要があります。
- 3 事務の効率化や組織力を高めるための活動組織の広域化に向けたインセンティブとして、組織の広域化・体制強化のための加算措置を講じていただいているなか、活動組織の広域化に向けた実効的な方策の一つは、事務職員の雇用の安定であることから、加算措置の1組織当たりの交付額の増額と継続的な支援を行う必要があります。

事務担当 農林水産部農山漁村づくり課

関係法令等 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律

65. 林業の成長産業化に向けた支援

(農林水産省)

- 1 林業の成長産業化に向け、長期にわたる持続的な林業経営を確立する「林業・木材産業成長産業化促進対策」や、ICTを活用したスマート林業等を推進する「林業イノベーション推進総合対策」、建築用木材の供給体制等を強化する「建築用木材供給・利用強化対策」など、川上から川下に至る総合的な支援策が講じられるよう十分かつ安定的な財源を確保すること。
- 2 森林経営管理法に基づいて市町から民間事業者へ経営を再委託する森林の増加が見込まれていることから、必要な森林整備が着実に実施できるよう、十分な予算を安定的に確保すること。
- 3 木材の輸出拡大に向け、オールジャパンで日本の木材製品をPRする拠点施設を中国等の輸出先国に整備するなど、意欲的な事業者が輸出に取り組みやすい環境を整えること。
- 4 スマート林業を推進するための情報基盤となる航空レーザ測量について、予算の有効活用を図り、早期に県内全域の森林情報を把握するため、省庁横断で既測量区域や計画区域の情報をリアルタイムに共有できるシステムを構築すること。

《現状・課題等》

- 1 本県では、利用期を迎えた森林資源の循環利用を図るため、低密度植栽や一貫作業システムによる低コスト造林、生産の基盤となる路網整備、高性能林業機械の導入等への支援を進めているほか、ICTを活用した作業の安全性の向上や効率化、航空レーザ測量による詳細な森林資源情報の把握と活用など、スマート林業の実装に向けた取組を進めているところではある。

こうした中、令和3(2021)年に入ってから、外国産木材の入荷量の減少により、木材の調達に困難になる「ウッドショック」と呼ばれる状況が続いており、木材の安定供給体制の構築等の取組を進めていくことが重要となっていることから、現場のニーズや実態に即した技術開発や支援策が適時適切に講じられるよう、十分かつ安定的な財源を確保していくことが必要です。

- 2 森林経営管理制度の定着に伴い、今後、森林経営管理法に基づいて市町から経営の再委託を受けた民間事業者による森林整備が増加することが見込まれていますが、本県では、現状においても、造林や間伐等の森林整備事業の予算が要望に対して十分に確保できていない状況が続いています。

このため、これまで実施してきた森林整備施策を後退させることがないようにしっかりと取り組むとともに、森林経営管理制度に基づく新たな森林整備等についても着実に実施していけるよう、十分かつ安定的な予算を確保していくことが必要です。

3 本県では、中国への木材輸出の拡大に向けて、国際見本市への出展や県内へのバイヤーの招へい等に取り組み、スギ・ヒノキの木材としての特長を含めた県産材のPR活動を進めてきたところですが、日本の木材製品への認知度は依然として低く、日本の木材製品全体の認知度を高めていくことが重要となっています。

このため、オールジャパンの体制でスギ・ヒノキをはじめとする日本の木材製品を一元的にPRする拠点施設を中国等の輸出先国に整備し、都道府県が地域ごとの特色ある木材製品を展示できる場を創出するなど、意欲的な事業者が輸出に取り組みやすい環境を整備することが必要です。

4 スマート林業を推進するために必要となる詳細な森林情報を取得するため、林野庁の予算や、みえ森と緑の県民税を活用し、航空レーザ測量を順次進めているところです。限られた予算を有効に活用し、早期に県内全域での完了を図るうえで、県や林野庁以外の機関による航空レーザ測量の成果及び今後の測量計画を把握し、効率的な測量を実施できるよう、省庁横断でリアルタイムに情報を共有できるシステムが必要です。

事務担当 農林水産部森林・林業経営課

関係法令等 森林法、森林経営管理法、林業労働力の確保の促進に関する法律、
総合的なTPP等関連政策大綱

66. 水産業および漁村の振興に向けた支援

(農林水産省)

- 1 伊勢湾において、黒ノリの色落ちやアサリ等の重要資源の減少が深刻な状況となっていることから、漁業の持続的な発展に向け、関係省庁が連携して栄養塩類不足の解消に向けた取組を強化すること。
- 2 養殖業の生産性向上を図るため、海洋環境の変化に適応した新たな養殖品種や疾病発生予防に向けたワクチン等の研究開発を行うこと。
- 3 漁場環境の保全・再生を推進するため、漁業者や地域住民等が行う藻場造成や食害生物の駆除等のための十分な予算を確保すること。
- 4 漁業の経営安定を図るため、漁業収入安定対策の予算を十分に確保するとともに、補償対象の拡充を行うこと。

《現状・課題等》

- 1 伊勢湾では、アサリ等の漁獲量が減少するとともに、海水中の栄養塩類の不足により、黒ノリの「色落ち」による品質低下や漁期の短縮が生じています。本県では、流域下水処理場での栄養塩類の管理運転等を進めていますが、「豊かな海」の再生には早急な省庁横断的な取組が必要です。
- 2 海水温上昇等の海洋環境の変化により、養殖水産物のへい死や生育不良が発生しており、本県では、その対策として養殖品種の改良や養殖技術の開発等に取り組んでいます。しかし、都道府県レベルの技術や設備では限界があるため、国が主導して、養殖品種の開発や改良、疾病を予防するワクチンの開発を進めるなど、環境変化に適応していくための対策が必要です。
- 3 近年、藻場の顕著な減少に伴い、藻場の保全活動等の重要性が増しています。「水産多面的機能発揮対策交付金」の本県の活動組織に対する国からの割当額は、令和2（2020）年度以降、要望を下回る厳しい状況となっており、活動内容の縮小を余儀なくされていることから、今後も安定した取組を継続し、将来にわたって多面的機能を発揮できるよう、十分な予算の確保が必要です。
- 4 漁業共済等の収入安定対策は、海洋環境の変化による養殖業の生産性低下や水産資源の低迷等に伴い、厳しい経営環境にある漁業者を支えるため重要性が増しており、十分な予算の確保が必要です。また、本県ではへい死や急激な需要減少のリスクヘッジとして、新魚種の導入や複数魚種の養殖を促進していますが、マハタやカワハギ等は自然災害による損害のみが補償の対象（全病害不てん補方式）となっており、補償内容が限られています。養殖業の成長産業化に向け、生産者が安心して養殖に取り組めるよう補償対象の拡充が必要です。

事務担当 農林水産部水産振興課、水産資源管理課、水産基盤整備課
関係法令等 漁業法、水産基本法、漁業災害補償法

67. 地域未来投資促進法に基づく基本計画終了後の対応方針と制度改革

(経済産業省)

- 1 多くの都道府県で令和5（2023）年3月31日に期限を迎える基本計画について、早期に国の方針を示すこと。
- 2 令和5（2023）年3月31日が期限となっている地域経済牽引事業計画に対する課税特例措置を延長すること。
- 3 地域未来投資促進法第25条に基づく確認について、要件緩和と手続きの簡素化を図ること。
 - ・過去に事業計画承認を受けた企業が別計画の申請をする場合、承認基準である投資収益率及び労働生産性の伸び率について、いずれか片方とすること。
 - ・軽微な変更に係る手続きの更なる簡素化を図ること。

《現状・課題等》

- 1 地域未来投資促進法に基づいて県が作成する基本計画については、その期間が原則5年と規定されています。多くの都道府県において令和5（2023）年3月31日までとなっており、本計画の期間中に事業計画の認定を受け、供用を開始した資産が課税特例措置の対象となります。

新型コロナウイルス感染症により多くの企業が打撃を受けるなか、こうした状況にあっても積極的に投資を行おうとする企業を後押しするためにも、本制度は重要なものであると認識しており、現計画期間内において100社程の企業に活用いただいているところです。また、現在も複数の企業から活用についての問い合わせをいただいています。

本県においては、引き続き本制度を活用し、企業の投資を促進していきたいと考えています。現計画の終了後の方針として、仮に新たな基本計画を作成する必要がある場合は、空白期間をつくらず企業が活用できる環境を整えるため、早急にガイドライン等が示される必要があります。

- 2 地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画に対する課税特例措置の適用については、租税特別措置法により令和5（2023）年3月31日までに取得し、供用を開始した資産を対象とする旨規定されているため、引き続き地域経済牽引事業計画に掲げる投資が課税特例措置の対象となるよう、適用期間を延長する必要があります。

- 3 本制度による課税特例措置を受けるためには、県から地域経済牽引事業計画の承認を受けるとともに、地域未来投資促進法第25条に基づく確認（以下、国の先進性確認）を受ける必要があります。

国の先進性確認については、過去に事業計画（以下、旧計画）の承認を受けた企業が別計画（以下、新計画）の承認を受ける場合、令和3年度より、旧計画での投資収益率及び労働生産性の両伸び率が、実績値として一定の基準を満たす必要があるとされました。しかし、旧計画の承認時には、両伸び率のどちらか一方を満たす計画しか求めておらず、旧計画の承認時に求めている基準が新計画の承認時のハードルとなっています。このことは、事業者にとって制度活用を難しくしており、実際に県内事業者からもそのような声を聴いています。

また、地域経済牽引事業計画の承認及び国の先進性確認を受けた企業において、例えば、先進性の評価に影響しない企業名の変更や事業年度を越えるスケジュールのずれが生じた場合、現在、地域経済牽引事業計画の変更承認を経て再度国の先進性確認申請をする必要があります。このような先進性の評価に影響しない変更が、軽微な変更に規定されることにより、手続きが簡素化され、対象企業の事務的な負担が大幅に改善されることとなります。

事務担当 雇用経済部企業誘致推進課
関係法令等 地域未来投資促進法

68. デジタル社会を支える重要基盤である国内半導体産業の再興に向けた支援

(経済産業省)

- 1 国内半導体産業の国際競争力強化に資する生産設備や研究開発への投資について、他国と比較して、遜色ない支援策を検討すること。
 - ・ 半導体産業は我が国の経済安全保障にも直結する重要分野であることから、引き続き半導体産業のサプライチェーンの国内回帰を促進し、支援すること。
 - ・ また、半導体製造装置の納入には、一定期間が必要であることから、基金化することで長期間の投資に対応できる制度にすること。
 - ・ 半導体製造だけではなく、関連産業の競争力強化も必要なことから、支援対象の範囲を広げること。
- 2 多くの電気使用が伴う半導体製造にかかるコスト負担軽減のため、再生可能エネルギー発電促進賦課金の減免制度における認定基準を見直すこと。
- 3 データセンターについては、インフラ等も含めた整備に係る支援や通信・電力利用の優遇措置などを講じるとともに、税制優遇措置などにより拠点の分散整備を図ること。

《現状・課題等》

- 1 半導体は、デジタル社会を支える重要基盤技術であることから、国内半導体産業の国際競争力強化に向けた戦略的な取組や支援の必要性は、年々高まっています。国においては、積極的に取り組んでいただいております。「サプライチェーン上不可欠性の高い半導体の生産設備の脱炭素化・刷新事業費補助金」(令和3年度補正予算)では、県内でも2件の採択をいただきました。

今後更なるサプライチェーンの強靱化のためには、継続した支援とともに、裾野を広げる支援も重要です。例えば、半導体製造装置の納入までには、一定期間が必要で年度を越えることが多く、県内企業からもそのような声を聴いています。そのため、基金化により長期的な投資も対象となる支援が必要です。

また、半導体メーカーだけではなく、関連部材メーカーへと支援の対象を広げることにより、国内での安定供給や生産拡大につながり、サプライチェーン強靱化に資することになります。

- 2 半導体製造には多くの電力を必要としていますが、日本国内では再生可能エネルギー発電促進賦課金が年々増加しており、工場を運営してくうえで大きなコスト負担となっています。例えば、年間の賦課金に対して8割の減免が実現すれば非常に大きなコスト削減になり、海外企業との競争力強化につながるとともに、投資先に国内が選ばれるインセンティブとなります。

- 3 将来のデジタル需要・データ通信量の急増及び地方への分散整備に向けて、国では令和4年1月から地方自治体と意見交換を重ね、令和4年4月には「データセンターの誘致に前向きな地方公共団体との意見交換を踏まえた今後のデータセンター拠点立地について」を公表し、三重県内からも2地域が候補として掲載していただいております。

ご承知のとおり、県内においては、2候補地とも、データセンター誘致に向けて、検討段階であることから、長期的な視点から、可能性調査やインフラ整備等に関する支援を継続して行うとともに、地方分散に向けた税制優遇措置等が必要となります。

69. 「空飛ぶクルマ」の社会実装の推進

(経済産業省 国土交通省)

- 1 「空飛ぶクルマ」の実用化に向けて安全性を確保するとともに、機体の特性を生かした活用を可能とするため、新たな法制度の整備を加速させること。
- 2 「空飛ぶクルマ」を活用した地域でのビジネス展開を促進するため、まずは物流について地域特性に応じた離発着施設等の整備に対する財政支援制度を新設すること。

《現状・課題等》

- 1 「空飛ぶクルマ」が活躍する社会の実現には、飛行機、ヘリコプター、ドローン等と共存し、安全な空の移動を確保する必要があります。また、「空飛ぶクルマ」の騒音が少なく、より手軽に飛行できるというメリットを最大限に生かし、地域における課題解決やビジネス展開に適した飛行を行う必要があります。このため早急な法制度整備が求められており、「空の移動革命に向けた官民協議会」において具体的な基準作りに向けた議論が進められていますが、機体特性を踏まえた新たな法制度の整備を加速させる必要があります。
- 2 「空飛ぶクルマ」は航続距離が既存のエアモビリティよりも短いことから、その離着陸場は空港やヘリポートよりも相当数の整備が必要となってきます。国のロードマップに定められた令和5（2023）年の「物の移動」にかかる事業開始に向けて、まずは物流にかかるインフラ整備を計画的に進めていく必要がありますが、離着陸場はその周辺地域との共存が不可欠であり、また、地域事情やユースケースに応じて求められる機能や規模が異なることも踏まえ、地域事業者による離着陸場の運営も可能としながら、地域に根差したサービスにすることが必要です。

事務担当 デジタル社会推進局デジタル事業推進課
関係法令等 航空法

70. 鉄道駅のバリアフリー化推進について

(総務省、国土交通省)

- 1 鉄道事業者による駅のバリアフリー化を進めるため、バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）第25条に定める「基本構想」の作成が困難な鉄道駅のバリアフリー化について基本方針の目標とし、国の補助事業について十分な財政措置を講ずるとともに、自治体の補助金の財源についても起債対象とすること。
- 2 鉄道利用時における乗車券の購入、精算、改札などのさまざまなバリアを取り除き、鉄道利用による移動を円滑化する鉄道ICカードの利用エリア拡大の支援について十分な財政措置を講ずること。

《現状・課題等》

- 1 本県の鉄道駅バリアフリー化については、バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」にある「令和2年度までに一日平均利用者数3,000人以上の駅を原則としてすべてバリアフリー化する」という目標に向けて整備が進められ、令和2年度末までに県内目標対象駅の約9割（33駅中30駅）でエレベーターの設置等による段差解消がされました。

令和3年度からの新しい基本方針においては、「バリアフリー法に基づくバリアフリー基本構想の生活関連施設に位置づけられた1日平均利用者数が2,000人以上3,000人未満の駅」が、目標の対象に加えられました。令和3年度末現在、段差解消、内方線や多機能トイレ等の整備などバリアフリー化が必要な駅は、県内の一日平均利用者数3,000人以上の駅で3駅、2,000人以上3,000人未満の駅は10駅あります。

また、駅のバリアフリー化への自治体の補助金に起債を充当するためには、市町村が基本方針に基づく「基本構想」を策定する必要があります。「基本構想」の策定は、バリアフリー化を進めるのに非常に有効な手法ですが、策定の費用、特定事業の位置づけなど関係者間の調整などの負担が大きいことから、基本構想の策定に踏み切れない場合が多いのが現状です。

県としてはこれまで、3,000人/日以上以上の駅について優先的に整備することを目標とし進め、調整が難航している一部の駅を除き整備の目途が立ってきたことから、今後は、優先度を考慮しながら、県内240駅の大半を占める3,000人/日未満の駅について、バリアフリー化を進めていきたいと考えています。

「基本構想」を策定したうえで事業を進めることが理想ですが、公共交通機関においても中心的な施設である鉄道駅のバリアフリー化について、策定が進まないことを理由として、遅らせていくことはできません。

こうしたことから、「基本構想」が策定されていない事業について、基本方針の目標の対象とし国による十分な財政措置を講ずるとともに、県、市町の補助金を地方債の対象とすることが必要です。

2 本県では県内鉄道路線のうち、I Cカードが利用できる路線は半分弱（46%）にとどまっているのが現状です。

I Cカードを導入することにより、料金の支払いの時や、切符の金額の確認等で、現金による切符の購入など運賃精算が負担となる障がい者や子ども、高齢者等が鉄道利用時のバリアを軽減し、利便性の向上につながるようになります。また、旅行者などの地域外からの来訪者にとっても切符購入や運賃精算の利便性を向上することにつながり、すべての人にとって、鉄道利用による移動を円滑化することとなります。

I Cカード導入は一定の区間を一律に導入する必要がありますが、経営規模の小さい中小民鉄には負担が大きいことから、国、地方自治体、事業者による一体の取組が不可欠であり、国の補助事業について、事業者の要望に対する十分な財政措置が必要です。

事務担当 子ども・福祉部 地域福祉課

関係法令等 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

71. 中部国際空港の二本目滑走路整備による完全 24 時間化の 早期実現に向けた支援強化

(国土交通省)

中部国際空港の完全 24 時間化の実現に向け、二本目滑走路の整備にかかる支援を行うとともに、アフターコロナを見据えた支援を拡充すること。

- 1 リニア開業によるスーパー・メガリージョンの形成を見据え、中部国際空港の二本目滑走路の整備にかかる事業費の予算措置を行うこと。
- 2 新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、インバウンド需要の拡大につなげるため、空港の機能強化および二次交通のサービス拡大の取組への支援を拡充すること。

《現状・課題等》

- 1 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響を受け、中部国際空港の旅客数および発着回数は減少しましたが、感染症収束後の需要拡大や、令和 9（2027）年のリニア中央新幹線の品川・名古屋間先行開業とその後の全線開業を契機とした需要拡大に対応していかなければなりません。リニア開業を機に、中部国際空港は、首都圏から関西圏に及ぶスーパー・メガリージョンの国際ゲートウェイとしてより大きな役割を担うこととなるため、国際拠点空港の世界標準である完全 24 時間化に向けた二本目滑走路の整備が必要です。

令和 3 年 12 月に発表した「中部国際空港の将来構想」では、二段階による二本目滑走路の整備を構想しており、2027 年度頃の供用を目途とする滑走路の整備においても国からの財政支援が必要です。

令和 4 年 2 月に着手した空港島西側海域の埋立工事については、豊かな伊勢湾の再生にも取り組むことにより漁業者の理解を得ながら進める配慮が必要です。

- 2 政府は、新型コロナウイルス感染症収束後の中長期的スパンにおいて、訪日外国人旅行者数を 2030 年までに 6,000 万人にする目標は、十分達成可能としています。中部国際空港が中部圏の国際ゲートウェイとしてこの目標の達成に貢献していくためには、LCC ターミナルへの CIQ 審査の人員増強など、空港のさらなる機能強化と利便性の向上に向けた支援が必要です。また、本県においてもインバウンドの誘客を重要施策と位置づける中で、FIT（外国からの個人旅行者）の地方の観光スポット等への訪問や周遊を容易にするための二次交通機能の充実・強化が課題となっています。このため、二次交通におけるインバウンド向け路線の開設や、予約システムの開発、MaaS の実証実験など、定着までに一定の期間を要する交通事業者等のインバウンド対策について、初期投資を軽減し導入を促進するため、現行のインバウンド補助金の対象事業の拡充や予算の増額を図るなどの支援措置が必要です。

事務担当 地域連携部交通政策課

関係法令等 空港法

72. 地域公共交通の確保・支援の拡充

(国土交通省)

人口減少や少子高齢化、自家用車の普及などに伴い、地域公共交通の利用者は長期的に減少傾向にある。こうした中、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、さらに大幅に減少し、交通事業者はこれまで以上に厳しい経営状況となっている。このため、コロナ収束後も引き続き、県民の生活を支える地域公共交通が維持・確保されるよう、国のバス及び地域鉄道への支援のあり方を見直して予算の拡充を図ること。

- 1 地方のバス交通ネットワークの維持・活性化のため、地域間幹線系統に加え、デマンド交通等のフィーダー系統に対する支援強化を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響による厳しい経営環境の中での路線バス維持のため、運行経費補助制度の基準緩和や拡充などの支援を継続すること。
- 2 鉄道車両の更新や整備、鉄道車両検査等鉄道設備修繕予算について補助率の嵩上げ等を行うとともに、コロナ収束後も利用者が完全には戻らないと予測される中、地元自治体や鉄道事業者、地域の住民や企業等が連携して維持・存続に向けた取組を行うなど持続可能な公共交通機関の確保に向けた取組を行う地域鉄道に対して、必要な財政支援等を講じること。
- 3 公有民営化および第三セクター方式により地域鉄道の維持を担っている地方自治体に対し、地域鉄道ごとの実情を勘案しながら新たな支援措置を講じること。

《現状・課題等》

- 1 人口減少等により、路線の減便・縮小等が余儀なくされているバス交通網の維持・活性化を図るため、地域間幹線やコミュニティバス、デマンド交通等への国の補助率を嵩上げするなど、地方バス対策予算の拡充を図ることが必要です。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しているため、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の地域間幹線系統等については、引き続き、基準緩和の特例を措置するとともに、乗合バス事業における実証運行支援制度の継続・拡充などにより、バス路線を確保していく必要があります。さらに令和4年度の同補助金については、感染症の影響を受けた令和2年度実績をもとに算定され平年度より減額計上となっているため、減額分の補正など十分な予算確保が必要です。

- 2 地域鉄道については、国の補助制度を活用し、沿線自治体とも協調して施設整備や車両定期検査を含む車両設備等への支援を行っていますが、車両定期検査を含む車両整備および鉄道施設の修繕費等に係る国の補助金予算が平成28(2016)年度以降大きく減額されています。経営が厳しい地域鉄道事業者の計画的な車両更新や整備、施設修繕による安全な運行を支援するための予算を十分に確保・配分することが必要です。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少する中、県内の地域鉄道等の沿線地域の中には、地元自治体や鉄道事業者、地域の住民や企業等が連携して利便性の向上や利用の促進に向けた取組を進めている地域もあることから、持続可能な公共交通の確保のため地域が一体となって実施する取組に対して、運行支援を含めた新たな支援措置が必要です。

さらに、危機的な状況にある地域の鉄道について、国の検討会において地域モビリティの刷新に関する議論が進められていますが、鉄道は地域にとって重要な移動手段であることから、地域の意見をしっかりと聞きながら維持・確保に向け、国が主導的になり鉄道の様々な維持形態に応じた柔軟な財政支援制度を創設するなどの対応が必要です。

- 3 本県においては、公有民営または第三セクター方式で運行する地域鉄道等がありますがいずれも、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が大きく減少し、地域鉄道の経営は未曾有の危機に瀕しています。県内の地域鉄道としては通勤通学利用を中心とした区間であるものの、その区間をJRの特急や快速が通過するため、観光など県境を越える広域的な移動に影響を及ぼすものもあるなど、地域鉄道ごとに影響が及ぶ範囲や対象も異なることから、それぞれの事情に応じた柔軟な支援が必要です。

地方の公共交通網を維持する上で重要な地域鉄道の維持・存続を図るため、これを保有・支援する地方自治体に対し、施設の維持管理や運営に関する補助などの新たな支援策を講じるとともに、特別交付税などの地方財政措置をバス事業と同等にするなどの支援措置を講じることが必要です。

事務担当 地域連携部交通政策課
関係法令等 鉄道軌道整備法、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱、
鉄道施設総合安全対策事業費補助金交付要綱

73. 次世代モビリティの導入や MaaS の活用など公共交通

サービスの確保充実

(国土交通省)

人口減少、少子高齢化等に伴い、地域公共交通の利用者は長期的に減少傾向にある中、路線の減少や縮小等により、交通不便地域が出現している。これに加え、近年、高齢運転者による交通事故の社会問題化に伴い、高齢者の運転免許証の自主返納が進んでいるため、高齢者をはじめ県民が安心して利用しやすい移動手段の確保が求められている。

このため、新技術を活用した次世代モビリティの導入や出発地から目的地までの円滑な移動を支える MaaS の活用など、新たな移動サービスを確保し、将来、持続的に運用するために取り組む自治体等を支援するための措置を講じること。

- 1 自動運転バスやグリーンスローモビリティ等の導入に向け、自治体や交通事業者等が実証実験を速やかに実施できるよう、実験車両の確保や実施に伴う負担軽減に向けた支援策を講じること。また、将来的に自動運転をはじめとする新しいモビリティサービスの社会実装が円滑に進むよう、横展開への支援を含め、国による幅広い支援を行うこと。
- 2 MaaS のさらなる広域展開、実用化に向け継続して財政支援を行うとともに、各交通事業者のキャッシュレス決済、運行情報のデジタル化、オープン化、標準化を進めるためのさらなる支援策を講じること。

《現状・課題等》

- 1 高齢運転者による交通事故の社会問題化に伴い、本県においても高齢者の運転免許証の自主返納が進んでいることなどから、地域の住民にとって新たな移動手段の確保が切実な課題となっています。このため、本県では、令和2年度から高齢化が進む「郊外型団地等都市部」や「交通不便地域」における移動手段の確保をめざし、市町等と連携し、次世代モビリティ等を活用した取組や、交通分野と福祉分野等とが連携した取組をモデル事業として実施しています。

こうした中、自治体や交通事業者が取り組む自動運転バスやグリーンスローモビリティ等の新技術を活用した実証実験については、高度な設備等を備えた車両やシステム等が必要となり、多額のコストを伴うとともに、車両台数の制約などから、国等の実証事業以外では、実施は困難な状況にあります。また、自動運転バスの国等の実証実験では、高い技術レベルによる取組が対象となっており、限られた自治体しか参画できません。このため、これから新たな取組を検討する自治体等に対してもさまざまな技術レベルに応じた支援策が必要です。県では、市町と連携し、レベル2による自動運転バスを活用した実証実験や AI 配車システムを活用したデマンド型乗合タクシーの運行をモデル事業として実施しており、こうした取組の他市町への横展開支援を含め、将来的に新しいモビリティサービスの社会実装が円滑に進むよう、国による幅広い支援を行う必要があります。

- 2 地方では交通不便地域が多く、バスやタクシーに加え、デマンド型乗合タクシーや自家用有償旅客運送など、地域の移動手段を効率的につなげる必要があります。このため、観光客や住民が公共交通機関により快適に移動できるよう、MaaS の仕組みを広域展開・実用化することが求められています。

本県でも菰野町が令和元年度と令和2年度に、国土交通省の MaaS 実証実験支援事業に採択されました。同町では、新型コロナウイルス感染拡大によって高まる移動時の安全確保のため、新たな移動手段である e モビリティを追加するなどさらなる機能向上とサービス付加を進めていますが、このような取組が実用化されるよう継続した支援が必要です。

また、MaaS の基盤整備のため、各交通事業者が取り組むキャッシュレス決済導入や交通データのオープン化等が必要であり、運用コストの軽減などを図る必要があります。

事務担当 地域連携部交通政策課
関係法令等 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱等

74. 地籍調査の推進

(国土交通省)

- 1 南海トラフ巨大地震等の津波浸水予測区域における地籍調査のさらなる推進を図るため、負担金事業による当該区域への重点的な予算措置を可能とすること。
- 2 地籍調査の推進に向け、効率的手法導入推進基本調査の事例の蓄積・普及を十分行うとともに、幅広い地域において調査が実施されるよう、従来手法を用いた基本調査も併せて実施すること。
- 3 交付申請や認証請求などに必要書類の作成に係る職員の事務処理業務が軽減されるよう、書類作成を支援するシステムを整備すること。

《現状・課題等》

- 1 三重県は全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定され、沿岸部の全市町において津波浸水被害が予測されることから、土砂災害特別警戒区域などと同様に、津波浸水予測区域においても地籍調査を一層推進していく必要があります。しかしながら、本県では、津波浸水予測区域において社会資本整備総合交付金を活用できる基幹事業が少ないため、主に地籍調査費負担金を活用して推進しています。近年、国の地籍調査関連予算において負担金が減少傾向にあります。津波浸水予測区域において集中的に地籍調査を行えるよう、負担金事業による当該区域への継続的な予算措置が必要となっています。
- 2 地籍調査の推進に向けては、実施主体である市町の負担を軽減するために、国直轄で行われる基本調査の活用や、リモートセンシングやMMSなどの新技術による効率的手法の活用が重要であることから、その普及・促進に向けて国直轄事業により効率的手法導入推進基本調査が実施されることに多くの市町が期待をしています。一方で、効率的手法については、現状では事例が少なく後続する地籍調査への基本調査成果の活用について検証が不足していることから、実施を躊躇する市町があり、従来と比べて基本調査の実施市町が減少している現状があります。このため、効率的手法の活用事例が蓄積され手法として確立されるまで、従来手法を用いた基本調査も併せて実施することが必要となっています。
- 3 三重県内市町では地籍調査業務とその他業務を兼任する職員が多く、多様な業務をこなしながら工程管理や申請書類作成業務を行っている現状があります。その中で、補助金に係る交付申請や調査成果の認証請求に係る書類には、調査面積や調査期間、工程管理者名などを複数の書類にわたって整合が取れるように記載する必要があり、書類作成の煩雑さが担当職員の負担となっており、結果として、単純な記載誤りによる申請業務の手戻りが生じることで、地籍調査業務および国へ書類提出が遅延する事象が多数存在します。そのため、申請書類の簡素化を図るとともに、申請書等の作成・提出業務をシステム化することで、担当職員の負担軽減を図る必要があります。

事務担当 地域連携部水資源・地域プロジェクト課
関係法令等 国土調査法、国土調査促進特別措置法

75. 線状降水帯の観測・予測体制の整備・強化

(気象庁)

線状降水帯の発生をより早く予測するとともに、対象地域の絞り込みができるよう、予測の精度向上を早期に図ること。また、令和3(2021)年6月から運用が開始された「顕著な大雨に関する情報」について、「線状降水帯」の発生を知らせるものであることが伝わるよう、わかりやすい名称に見直すこと。

《現状・課題等》

近年の風水害は、気候変動により頻発化、激甚化しており、特に長時間にわたって大雨をもたらす線状降水帯によって毎年のように各地に甚大な被害が発生しています。三重県においても、「平成26(2014)年台風第11号」等により発生した線状降水帯が確認されています。

線状降水帯の発生予測など防災気象情報の高度化によって、住民の迅速で適切な避難行動や自治体の早期の防災対応が可能となるため、線状降水帯の発生をより早く予測するとともに、対象地域の絞り込みができるよう、予測の精度向上を早期に図る必要があります。

また、令和3(2021)年6月から運用が開始された「顕著な大雨に関する情報」は、大雨をもたらす線状降水帯の発生を知らせるものですが、住民がそのことを理解しにくい名称となっているため、既に広く認知されている「線状降水帯」という言葉を用いるなど、わかりやすい名称に見直す必要があります。

事務担当 防災対策部災害対策課

関係法令等 災害対策基本法、気象業務法

76. 地域気候変動適応センターへの支援

(環境省)

国による気候変動適応に関する広報や啓発等の活動を充実させるとともに、地域の気候変動適応の取組を促進するため、気候変動適応法の規定に基づき地域気候変動適応センターが実施する情報収集、情報発信、啓発等の地域の適応施策の推進に要する経費について、財政支援措置を講じること。

《現状・課題等》

地球温暖化に伴う気候変動の影響は既に身近な環境で生じており、国民一人ひとりが気候変動の影響とその適応策について認識することが重要です。そのため、国や地域気候変動適応センターによる広報や啓発等の活動を充実させ、国民の行動変容に繋げる必要があります。

県内においても、豪雨災害や熱中症患者の増加、農林水産業への被害等、気候変動の影響と考えられる事象が顕在化しており、地域の拠点となる地域気候変動適応センターによる気候変動に関する情報の収集、発信・啓発等を行っていますが、今後一層の取組が求められており、同センターが実施する情報収集、情報発信、啓発等の地域の適応施策の推進に要する経費について、国による財政的支援措置が必要です。

事務担当 環境生活部地球温暖化対策課
関係法令等 気候変動適応法

77. 海岸漂着物対策の推進

(環境省)

- 1 海岸漂着物の発生抑制対策を推進するため、内陸県を含む広域的な連携の取組に対しては財政的支援を拡充（補助率の嵩上げ等）すること。
- 2 海岸漂着物等の回収処理にあつては、地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）に係る予算を十分に確保し、当該補助金に係る地方負担については、引き続き地方交付税措置を講じるなど、地方自治体の負担軽減に努めること。

《現状・課題等》

- 1 伊勢湾流域圏の東海三県一市（三重県、岐阜県、愛知県、名古屋市）では、連携して海岸漂着物の問題に取り組んでおり、発生抑制のための普及啓発や対策の推進に係る国への提言等を継続して実施しています。また、三県の環境活動団体が自らの活動エリアを越えて伊勢湾の海岸漂着物問題を考え、行動する取組も進められています。これらの広域的な連携の取組を促進していくためには、連携する自治体に対して補助率を嵩上げするなど、財政支援の拡充が必要です。

- 2 平成 26（2014）年度補正予算からは、国において「地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）」が措置され、漂流ごみ、海底ごみの回収処理に係る経費が補助対象となり、海岸管理者等が継続して海岸漂着物の回収処理および発生抑制対策を推進することが可能となりましたが、一部地方負担が必要となりました。

国の令和 4（2022）年度自治体による海岸漂着物等の回収・処理等の支援事業に係る予算は令和 3（2021）年度補正予算を含めて約 80 億円が確保されています。現行制度が定着し、当該補助金を活用した事業について県海岸管理部局や市町等の取組意欲が高まっており、今後も継続的な取組を行っていく必要があります。これらの事業を円滑かつ確実に実施し海岸漂着物対策を推進するためには、十分な予算の確保が望まれます。また、海岸漂着物の問題は県域を越えて生ずる問題であり、被害を受けている自治体に負担が偏ることのないよう、地方交付税措置を講じるなど地方自治体負担の軽減が必要です。

事務担当 環境生活部大気・水環境課
関係法令等 海岸漂着物処理推進法

78. PCB廃棄物の適正処理の推進

(環境省)

低濃度PCB廃棄物について、実態把握が極めて困難な状況にあるため、処分期限である令和9（2027）年3月末までの処分を促進する方策について示すこと。

《現状・課題等》

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「PCB特措法」という。）において、低濃度PCB廃棄物の処分期限は令和9（2027）年3月末とされ、その処理は民間の処理業者により行われるよう処理体制の構築がなされています。

三重県が把握している低濃度PCB廃棄物を保管していた約1,900事業所のうち、令和2（2020）年度末で約1,300事業所において処分が完了しており、進捗率は68%となっています。しかしながら、PCBの含有を知らずに使用されている機器も多く存在すると推察され、今後、処分すべき機器の増加が見込まれます。

低濃度PCBを使用した機器は、製造時等に意図せずPCBが混入したものであり、機器の所有者がPCB含有の有無を把握することが困難です。また、建築用シーリング材、塗膜、モーター、分電盤など広範な用途に使用されています。このため、県においては、低濃度PCB廃棄物の保管状況等の実態把握が十分に出来ず、的確な対策を講ずることが困難な状況です。

また現行法令上、使用中のまま処分期限（令和9（2027）年3月末）を過ぎたとしても、法的に取りうる手段がありません。

これらのことから、処分期限までに確実に処理が終了するよう、低濃度PCBを使用した機器として対象となる物を明確化し実態を把握すること、使用中の機器についても処理期限までにPCB含有の有無を確認できるようにするなどの方策が必要です。

事務担当 環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課
関係法令等 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

79. 廃棄物の適正処理の推進

(環境省、国土交通省)

産業廃棄物の不法投棄の大部分は建設系廃棄物である。その要因は「遵法意識の低さ」や「不適切な一括下請負」等であることから、以下の対策を講じること。

- (1) 解体工事関係者のさらなる資質の向上を図る取組を行うこと。
- (2) 解体工事における排出事業者責任や建設業法における一括下請負の禁止に関して、さらなる徹底を図ること。
- (3) 廃棄物処理法に違反した者は、解体工事業を適正に遂行することが望めないことから、建設リサイクル法における解体工事業登録に係る欠格要件の見直しを行うこと。
- (4) 不法投棄される建設系廃棄物の大部分は民間建設工事に伴って発生するものであることから、「民間建設工事の適正な品質を確保するための指針(民間工事指針)」の改定を行うこと。

《現状・課題等》

環境省が公表しているデータによれば、建設系廃棄物の不法投棄が投棄件数および投棄量ともにその大部分を占めている状況が続いています。本県においても、不法投棄の大部分は解体工事に伴って発生している建設系廃棄物であり、過去5年間で認知した不法投棄事案のうち、建設系廃棄物が占める割合は、発生件数の72%、発生量の96%を占めています。

<提案理由>

- (1) 廃棄物処理や解体工事に関連する業界団体等と連携して、関連法規に係る講習会等を開催するなどして、解体工事関係者のさらなる資質の向上を図る必要があります。
- (2) 本県の調査では、一括した下請負(いわゆる丸投げ)によって廃棄物の処理を含めた解体工事が行われ、結果として不適正処理が行われる事例が多く確認されています。平成28(2016)年10月14日に国土交通省から「一括下請負禁止の明確化について」が通知されていますが、それ以降も全国的に監督処分等の件数は増えていません。
- (3) 建設リサイクル法の解体工事業登録に係る欠格要件は、同法に違反して罰金以上の刑に処せられた者に限られ、廃棄物処理法に違反して罰金以上の刑に処せられた者については同法の欠格要件に該当せず、引き続き解体工事業を行えるのが実態です。廃棄物処理法違反を行ったような遵法精神に欠ける者は、建設リサイクル法の趣旨を理解して解体工事業を適正に遂行することは望めず、一律排除すべきと考えます。
- (4) 民間建設工事(主に建築物の解体工事)に伴って発生する建設系廃棄物が不法投棄の大部分を占めている現状をふまえ、平成28(2016)年7月策定の「民間建設工事の適正な品質を確保するための指針(民間工事指針)」の協議事項に、解体工事に伴って発生する廃棄物(建設系廃棄物)の取扱いを記述し、発注者と元請業者の間で処分先や費用の確認が行われ、建設系廃棄物の適正な処理や発注者による適正な費用負担が徹底されるよう発注者等に対し要請することが重要と考えます。

事務担当 環境生活部廃棄物対策局廃棄物監視・指導課

関係法令等 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設業法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)

80. 産業廃棄物の環境修復事業への財政支援

(環境省)

- 1 「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」に基づき実施した支障除去等事業のうち、廃棄物を残置し、原位置で生活環境保全上の支障等を除去した事案については、残置廃棄物による潜在的環境汚染リスクがあることから、事業終了後のモニタリング等について、必要な財政支援を講じること。
- 2 産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業について、その財源となる基金の枯渇により基金本来の効果が失われることがないよう、国の責任において必要十分な額の基金を造成し、今後も現行水準の支援を継続すること。

《現状・課題等》

- 1 本県では、四日市市大矢知・平津事案、桑名市五反田事案および桑名市源十郎新田事案の3事案について、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」に基づき、国の財政支援を受け、令和4（2022）年度末までに支障除去等事業が終了できるよう、対策を進めているところです。また、四日市市内山事案については、令和元（2019）年度末に支障除去等事業を終了しましたが、廃棄物を残置していることから県でモニタリングを継続しています。

これらの4事案については、産業廃棄物を全量撤去せず、残置し原位置で環境修復を行っていることから、支障除去等事業が終了した後においても、残置廃棄物による潜在的環境汚染リスクが存在します。このため、モニタリング等による県の財政負担が増大することから、産廃特措法の延長時の衆議院附帯決議「都道府県等による安全性の確保に向けた継続的なモニタリングの支援等必要な措置を講ずること」をふまえた財政支援が必要です。

- 2 産業廃棄物の不法投棄等は依然として後を絶たず、本県においては、令和2（2020）年度に新たに40件、792t（うち、10t以上は8件、744t）が確認されていることから、令和2（2020）年に「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」を改正し、新たに解体工事受注者（元請業者）の廃棄物の適正処理に係る発注者への説明規定を設け、排出事業者責任のさらなる徹底を図るとともに、ドローンや監視カメラによる監視指導の強化など、不法投棄等の未然防止に取り組んでいます。

こうした中で、やむを得ず行政代執行を行う場合には、国の産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業の基金から行政代執行に要した費用に対して支援がなされており、都道府県等が行為者等に対して躊躇なく措置命令に踏み切ることができるなど、生活環境保全上の支障等を除去するうえで重要な役割を果たしています。しかし、現状として当該基金の枯渇が懸念されていることから、基金本来の効果が失われることがないよう、国の責任において必要十分な額の基金を造成し、今後も現行水準の支援を継続されることが必要です。

事務担当 環境生活部廃棄物対策局廃棄物適正処理プロジェクトチーム、廃棄物監視・指導課
関係法令等 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法

81. 国立公園の利用等に向けた施策の充実・強化

(環境省)

- 1 吉野熊野国立公園にある日本三大峡谷の一つである大杉谷において、ユネスコエコパークにも登録された雄大な自然景観や豊かな生態系を体感することができるよう、環境省直轄事業によるビジターセンターを設置すること。
- 2 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により減少した訪日外国人旅行者や国内旅行者数の早期回復に向け、国立公園満喫プロジェクトを水平展開するため、地域資源を活用した自然体験の推進や活動拠点の整備に向けた十分な予算を確保すること。
- 3 伊勢志摩国立公園の上質な景観を保全するため、国立公園の普通地域における太陽光発電等の大規模開発について、自然公園法に基づく規制を強化すること。

《現状・課題等》

- 1 吉野熊野国立公園の特別地域であり、ユネスコエコパークの核心地域にも登録されている大杉谷を訪れる利用者に対して、自然公園に対する理解を深めるとともに自然とのふれあいを促進するため、大杉谷の持つ雄大な自然景観や豊かな生態系を体感できるビジターセンターを設置することが必要です。
- 2 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、社会環境が変化する中、アウトドアレジャーやテレワークへの関心の高まりから、ワーケーションや教育旅行を含む自然体験ツアーの実施等に対する支援の強化が必要です。このような状況の中、自然公園法の改正（施行期日、令和4（2022）年4月1日）により、自然公園区域内の市町、体験事業者等から組織される地域協議会において、「自然体験活動促進計画」や「利用拠点整備改善計画」などを作成し、計画認定を受けることで、自然公園の利活用が促進される法整備がなされるなど、地域では自然公園の利活用に対する期待が高まっています。

このため、実施中の「伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム」の取組を、更に他の国立・国定公園へ水平展開していくことが、減少した訪日外国人旅行者及び国内旅行者数の早期の回復に繋がるため、利用者の安全や満足度向上に資する、老朽化した施設の改修や新たな活動拠点の整備、地域資源を活用した自然体験の推進に向けた十分な予算を確保することが必要です。
- 3 伊勢志摩国立公園は、私有地が96%を占め、地域住民の暮らしや営みによって豊かな自然が育まれてきた国立公園であり、普通地域の占める割合が約68%と高いことが特徴です。普通地域における太陽光発電施設の設置数は減少傾向にあります。依然として発電施設の設置に係る相談があり、伊勢志摩国立公園の景観や自然環境に与える影響が懸念されていることから、自然公園区域内における開発の届出に際して、地元市町の意見書の提出を義務づけるなど、自然公園法に基づく規制の強化が必要です。

事務担当 農林水産部みどり共生推進課

関係法令等 自然公園法、国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準

